第二十四號

臺灣時報

大正十年七月十日發行（每月一回十日發行）

民意徵諮
田總督の告辭
評議會の性質
臺灣統治と勸業
臺灣と朝鮮
改隸前の臺灣炭業
北米所感
本島普通教育の將來
時報（臺灣時事）
ンュ氏社會主義批判

DS
895
.F7
T135
1921
July-Dec
Japanese BP.
Library of
Congress
1952
068098
内容目録
EAST ASIATIC ECONOMIC INVESTIGATION BUREAU
登録濟
南滿洲鐵道株式會社東亞經濟調査局
JUL 25 1921
SOUTH MANCHURIA RAILWAY CO. LIMITED.

開會中の臺灣總督府評議會

臺灣時報發行所　臺灣總督府內

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

◎臺灣時報發行の趣旨

政事、時事、農事、工事、商事、學術技藝、統計等の報道評論特に臺灣に於ける統治狀態及び諸般の情況並に南支南洋に關する事項を周知せしむる爲め臺灣時報を發行す（發行規定第一條）

◎臺灣時報發行所役員

評議員長　法學博士　下村宏

△評議員（以下イロハ順）

池田常吉　石坂荘作　市來半次郎　今井周三郎　服部仁藏　原鶴次郎　新元鹿之助　西川利藤太　醫學博士 堀内次雄　宮島元治　富地近思　陳鴻鳴　陳中和　李景盛　林熊徴　林獻堂　林烈堂　林鶴壽　李延禧

大竹勝一郎　農學博士 大島金太郎　大越大藏　奥田重榮　大川盛行　大賀基作　渡邊英太郎　渡邊啓太　賀來佐賀太郎　川崎卓吉　片山秀太郎　川崎軍治　川中子安次郎　簡朗山　簡阿牛　顏雲年　曾野善三郎　楊吉臣　醫學博士 高木友枝

工學博士 高田元治郎　高橋辰次郎　立川連　田村武七　田村藤四郎　法學博士 谷野格　高山仰　瀧田傳吉　津田毅一　津久井誠一郎　永田隼之輔　中村啓次郎　長尾景德　内藤正太郎　武藤針五郎　草鹿砥祐吉　山形要助　工學博士 山移定政　松岡富雄　牧山清砂　藤野幹　小松吉久　吳昌才　辜顯榮　古賀三千人　黄欣　吳汝祥　黄春帆　枝德二　江口良三郎

江崎眞隆　鄭拱辰　鄭神寶　赤石定藏　赤司初太郎　後宮信太郎　相賀照鄉　阿部滂　麻生誠之　荒卷鐵之助　淺田知定　青池論　近江時五郎　坂本素魯哉　佐々木紀綱　齋藤愛二　柵瀨軍之佐　佐藤小次郎　皿谷成　蔡蓮舫　木村匡　木村久太郎　許廷光　北村吉之助　三村三平　三好德三郎　下瀨謙太郎　徐杰夫　森俊六郎　平山寅次郎　平山午介　末松偕一郎　角源泉　鈴木重臣　諏訪禮次郎

服部武彦　豐田勝藏　農學博士 東鄉實　岡村勝次郎

△編纂委員

石井光次郎　池田幸甚　生駒高常　井澤眞民

△常務員

鎌田正威　神社柳吉　吉岡荒造　橫光吉規　田阪千助　堤一馬　長尾景德　岡本俶　中村壽太郎　宇部宗一　前田稔靖　稻與平三郎

深川繁治　古山榮三郎　小西恭介　阿部嘉七　淺野安吉　赤松寅七　菊池武芳　水越幸一　三浦磯三郎　御厨規三　島山瀨市　木山文平

編輯係　鷹取田一郎
同　高橋惇
同　拓大雄
同　中野頴三郎
同　小森德治
同　秋澤次郎
囑託　池田壯太郎
同　蜂谷彬

囑託　大槻綱彥
同　小野眞盛
同　橫尾善大
同　高龜次郎
同　眞倉民治
同　藤田正義
同　杉山秀
庶務及會計係　伊藤俸之助

大正十年七月八日印刷
大正十年七月十日發行（毎月一回一日發行）
（定價一册郵税共金三十錢）
（廣告料一頁金二十圓）

發行所　臺灣總督府内　臺灣時報發行所
振替貯金口座臺北第二〇七〇番
電話總督府内第八九番
臺北市龍匣口百四十番戸

編輯發行人　中野順三郎
臺北市撫臺街二丁目四十番戸

印刷人　澤田照基
臺北市撫臺街二丁目百四十六番戸

印刷所　臺北印刷株式會社

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

帝國火災保險株式會社
東京火災保險株式會社
代理店

營業品目

機械、金物
軌條、車輛
電氣諸機具
理化器械標本
枕木、木材
煉瓦、セメント
肥料、包蓆
酒精、砂糖

臺灣商事株式會社

本社　臺北市文武街一丁番一九番戸（電話五八二、長一五二五番）
東京出張所　東京市京橋區桶町二二番地（電話京橋一七二九番）
北海道出張所　北海道十勝國帶廣町大通（電話二七六番）

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺灣時報

第二十四號 目次

大正十年七月

口繪◉總督府評議會員及參加員◉第二十六回始政記念祝賀總督官邸大園遊會餘興場◉同上園遊會に於ける主客の乾杯

民意徴諮（卷頭辭）…… 一

ガジマルの鬚 …… 二

田總督の臺灣總督府評議會に於ける告辭 …… 四

總督府評議會に於ける所感 …… 總務長官法學博士 下村宏 …… 六

評議會の性質 …… 臺灣總督男爵 田健治郎 …… 一〇

臺灣統治と勸業 …… 總務長官法學博士 下村宏 …… 一四

臺灣と朝鮮 …… 持地六三郎 …… 二三

改隷前の臺灣石炭鑛業史 …… 總督府技師 福留喜之助 …… 三八

北米所感 …… 總督府事務官 永山止米郎 …… 六三

本島普通教育の將來 …… 臺南州教育課長 八丁春太郎 …… 七四

豚の臍 …… 七九

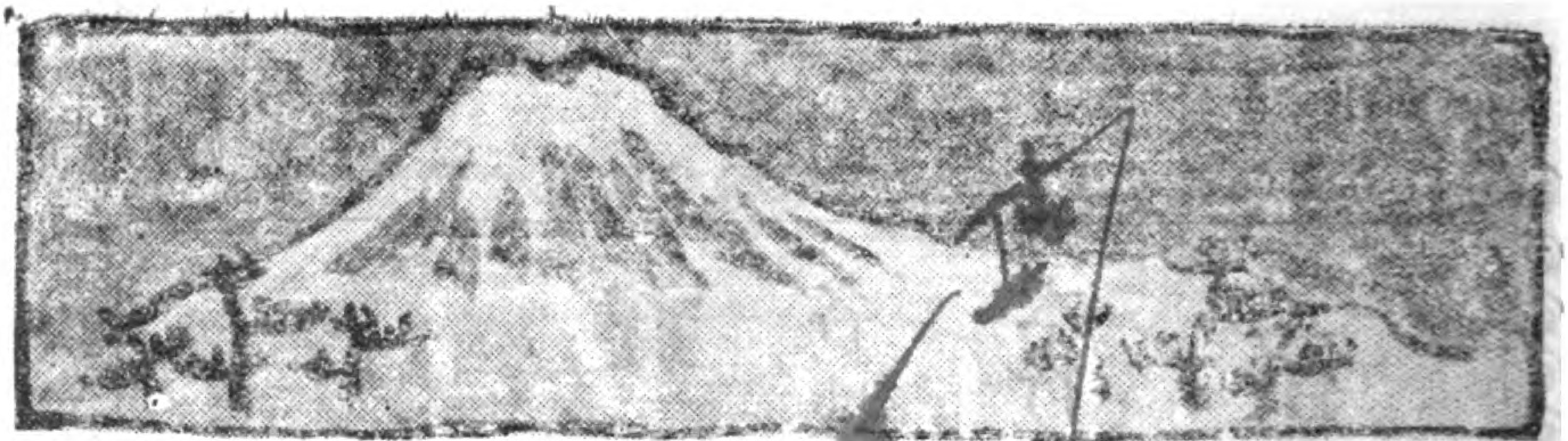

時報■總督府評議會官制の公布（評議會幹事報）■評議會職員の任命（同上）■評議會の開會（同上）■評議會に諮問せる道路案（同上）■同上民法施行の件（同上）■同上商法施行の件（同上）■同上教育案（同上）同上訴願に關する件（同上）■第二十六回始政紀念式と祝祭■勸業課長會議（殖産局庶務課報）■稅務課長會議（財務局稅務課報）■通霄海水浴場（苗栗郡役所報）■國勢調査に關する行賞（官房調査課報）■國勢調査記念章の制定（同上）■深坑製茶品評會（文山郡役所報）臺灣商況（殖産局商工課報）……八〇—一一六

ペタ公の口……一一七

統計表章に用ふる職業分類……（調査課）一一八

三十八年以降の本島人口……（同上）一二四

ミシシツピ河口より……專賣局事務官 酒井雪介 一二五

瑯璫……仙俗居士 一二六

紐育より……古木章光 一二六

ハーシユ氏の社會主義批判……總督府囑託 高橋惇 一三〇

文苑……一三八

雜報◉總督官邸に於ける始政記念祝賀大園遊會◉集會と講演◉編輯雜記◉臺灣日誌◉人事消息◉任命……一四一

漢文◉田總督之於評議會告辭◉臺灣統治興勸業（下村長官）……一四七

大阪市高麗橋

株式會社 三十四銀行

資本金五千萬圓

各地支店 （東京、京都、神戸、兵庫、尼崎、姫路、廣島、德島、奈良、伊丹、傳法、臺南、（大阪市内）南、天満、雑喉場、堀江、日本橋、九條、朝日橋

本行之特色 （銀行一般の業務の外擔保附社債信託法に依り信託事業を兼營す
事業資金部を置き工業資金の供給を爲す
外國爲替は香港上海銀行の代理店として最も便宜に取扱を爲す

臺北支店 臺北市城内府前街二丁目
（電話三三四、五六、九六〇）

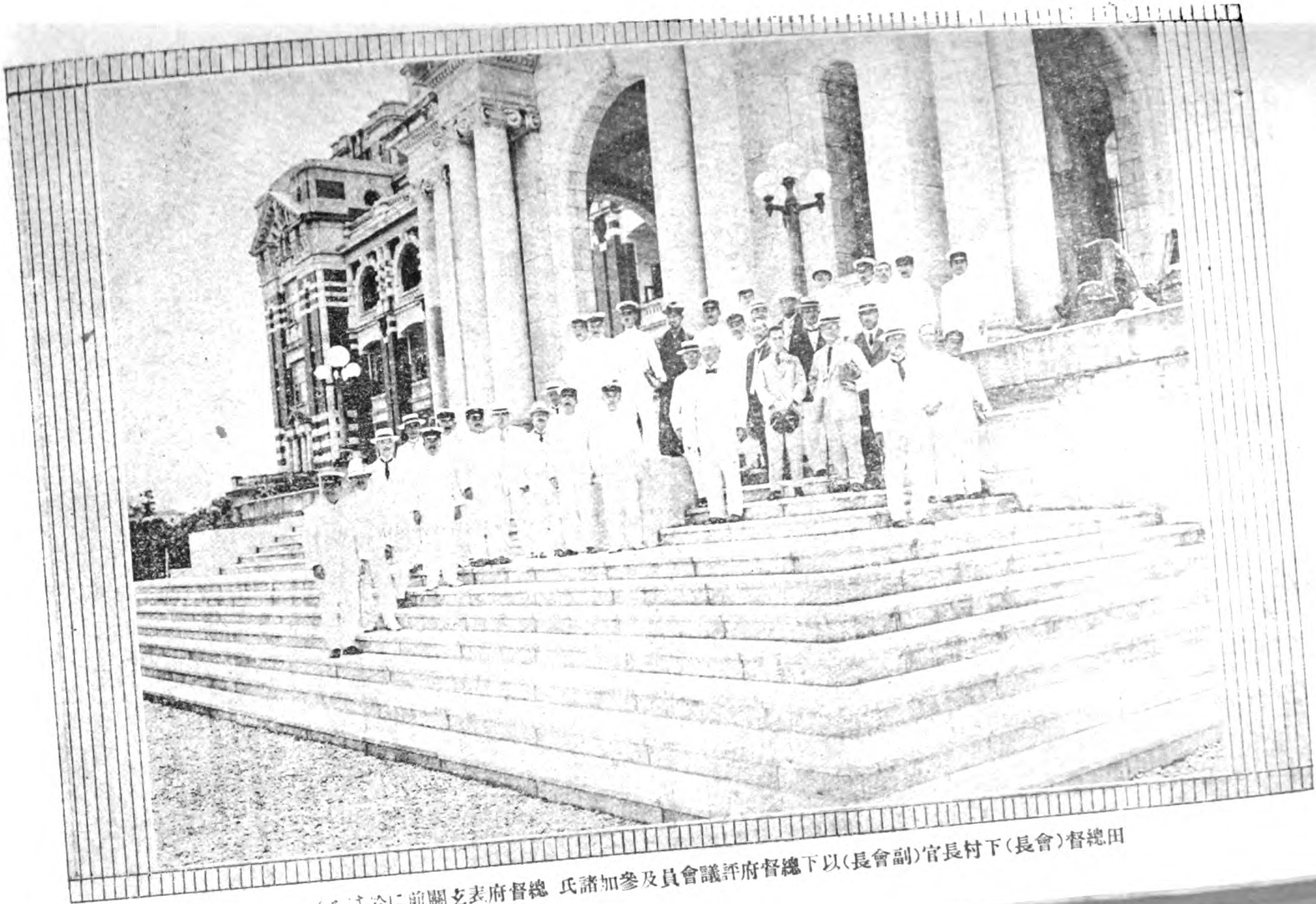

田總督（會長）下村長官（副會長）以下總督府評議會員及參加諸氏　總督府表玄關前に於ける）

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

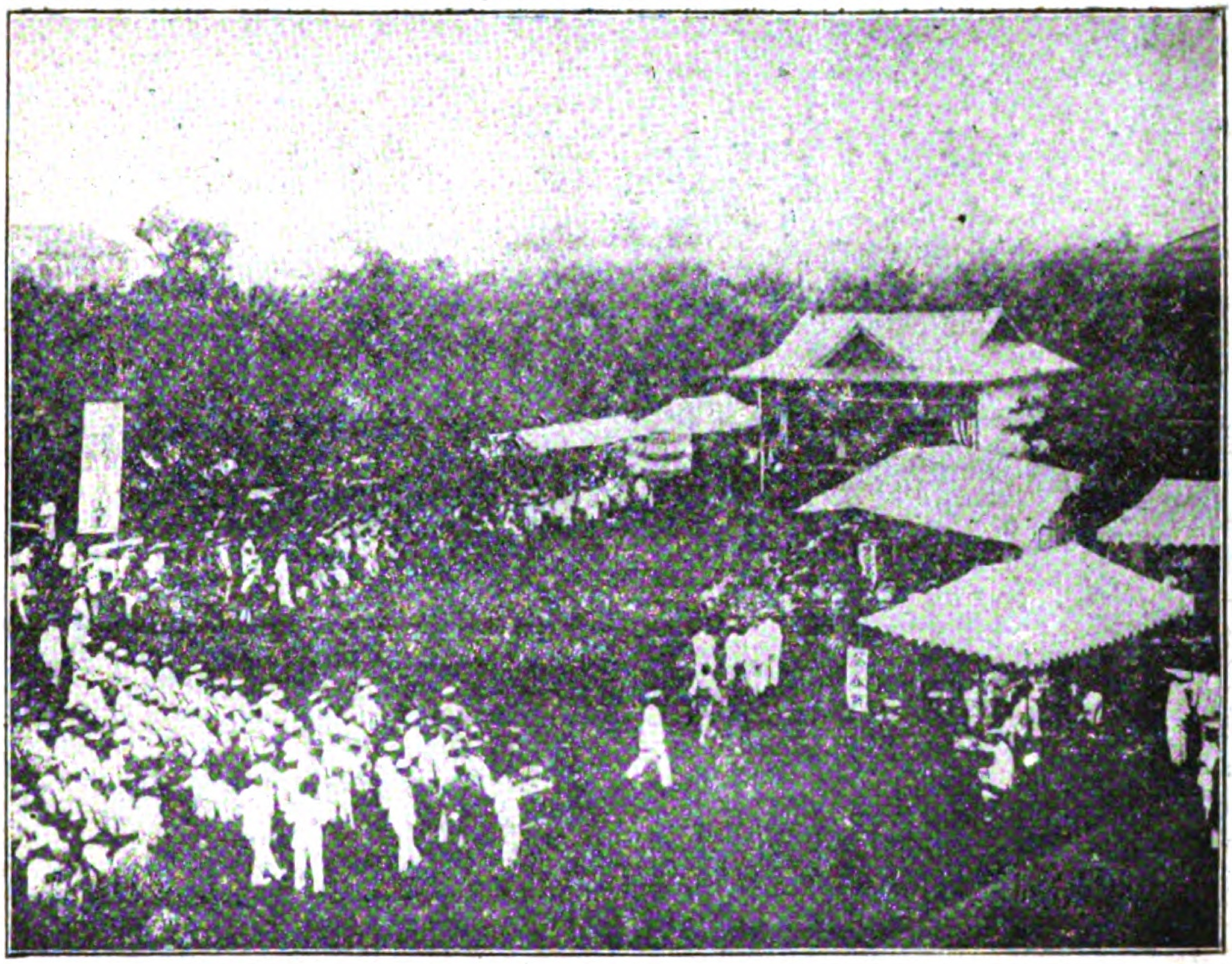

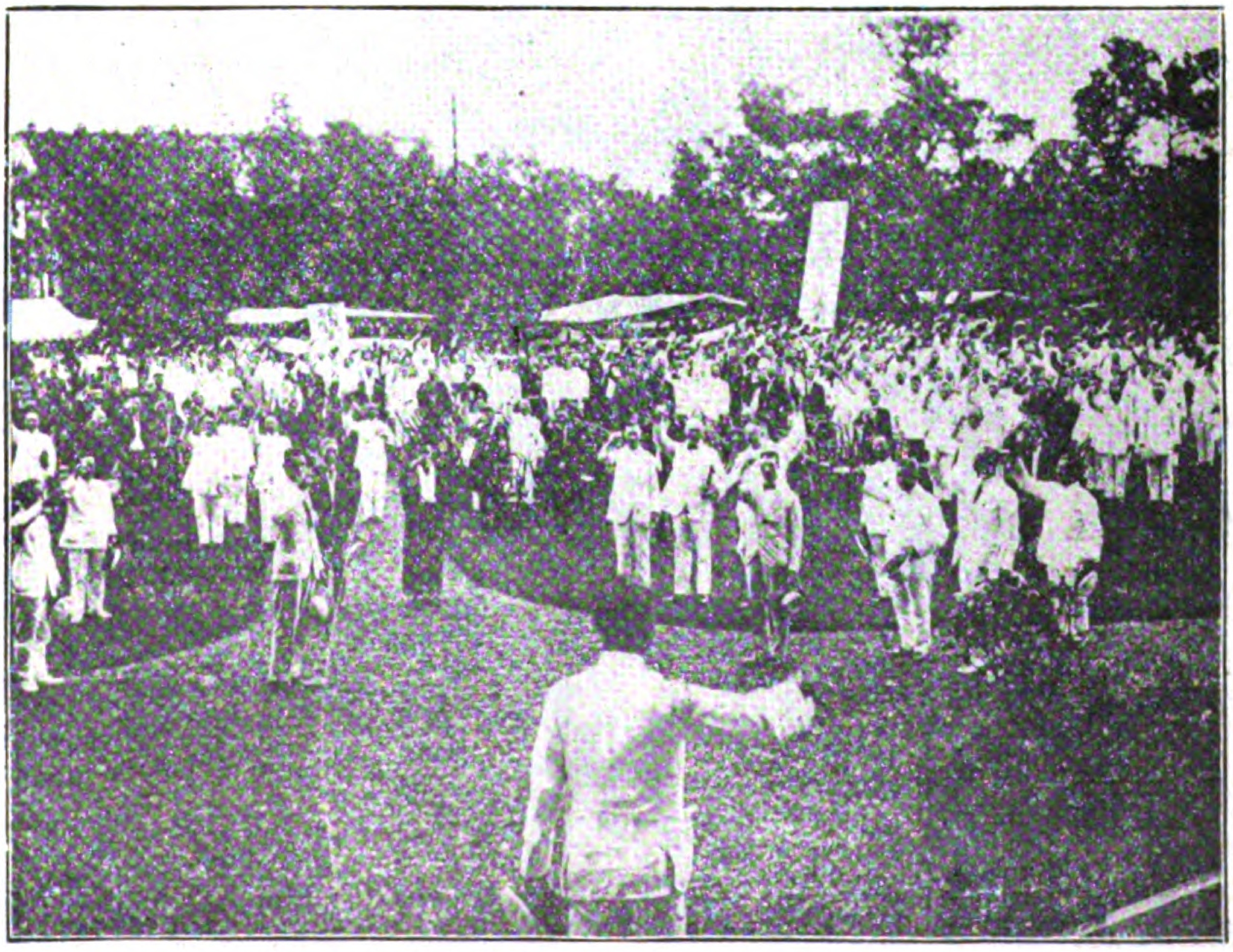

第二十六回始政記念日に於ける總督官邸大園遊會の光景
（上は邸内餘興場、下は主客の乾杯、前方背面の人は田總督）

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

大正十年七月號

民意徵諮

臺灣總督の政治的最高諮詢機關たる總督府評議會官制は、六月一日勅令を以て公布せられ、同時に會員の任命あり、次で同月十一日第一回の評議會を召集し、道路、教育、私法、訴願等、本島に於ける重要案件の諮詢となり、開會五日にして初次の本會議は一先づ閉會せり。該會の實施は日尚ほ淺しと雖、田總督蒞任以後、內地延長主義の大方針により民意徵諮の機關として、改隸以來、其の未だ存せざりしものを創始せられたるは、洵に本島人文の進步の爲に之を祝せざるを得ず。

熟〻勅令の正文を案ずるに、評議會は臺灣總督の監督に屬し、其の諮詢に應じて意見を開申するものにして、其の會員は官吏又は學識經驗ある者の中より臺灣總督之を任命するものなれば、該會は決機關にも非ず、又た其の會員も民選に由るに非るを知るべし。然かも我が內地延長主義と本島文化の程度とに顧みれば、該制の寧ろ時勢に順應せるものたるを知るを得む。

彼の植民地議會の如きは、世間其の例なきに非ず。然かも國情の異る所、自から其の制を異にせざるを得ず。我が內地延長主義の下に於ては、評議會制の馴致によりて、憲政上本島人をして母國人と均等の域に進ましむべきを良策とせむ。然かも上に政治道德を重んずるの當局あり、而して下に民意暢達を圖るの會員あるあり、評議會制度の諮詢機關以上の好果を收むべきや蓋し疑ひなけむ。吾人は該制度を以て、彼の地方自治制と共に帝國の臺灣統治に一新期を劃するものと爲し、而して其の效果如何は一に之を運用するの人に期待せむとするもの也。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

ガジマルの鬚

■評議會に諮問されたる諸案　今回第一回の評議會に諮問された道路、教育、私法施行及び行政訴願等諸種の案件は、孰れも皆な本島の文化に關する重要なるもののみで、最初の評議會に於ける諮問事項として洵に相應しい堂々たる案件である。但し其實行に就ては大いに考慮を要するが、兎に角之を一括して今回の評議會に諮議したるは全く其時機を得たるものと謂ふべきである。是等の諮問は今日迄疾くに確立すべかりしもので、中には私法の如き可なり企劃按排を試み然かも時運未だ到らずして停滯を餘儀なくされたのもあつた。然るに一旦田總督の蒞任となるや内地延長主義の下に先づ地方自治制を敷き、次で今回の評議會設置となり、疾風迅雷の勢を以て是等懸案を一掃的に解決し去らんとして民意を徴せらるゝに至つた。勿論是等諸件は一時に且完全に實行せらるべきものとは思はれないが、兎に角決定すべき時機に於て決定せんとせらるゝ當局の信念と其勇斷とに至りては洵に敬服に堪へない次第である。彼の道路案の如き教育案の如き、案そのものゝ公明なることは何人も異論なく、唯〻之を實施するに就て經費の如何を苦慮するのであるが、當局の之を行はんとするは民度に考へ漸を以て進まんとするのであり、而して其の事は本島の開發上又た島民の智能啓發上、等閑に附すべからざるを以て官民は宜しく一致協力し萬難を排して之を遂行するの覺悟が無くてはならない。但し民法を臺灣に施行せんとするに就ては債權は勿論、物權も大體差支なしとするも、親族相續の二篇に至つては多少考量を要するものがあらう。特に分頭相續に至つては内地と全く事情を異にするので今日之を急遽劇改するのは果して何うあらうか。此邊の事は先年既に舊慣調査會に於ける法案審査會に於て充分論議して又た餘蘊なく、長子相續の弊も分頭相續の利害も各〻一長一短あることは殆ど論究されて居るのである。當局に於て既に此邊を懸念して民法施行上「除外例を設くべき事項如何」と諮問した次第である。大凡そ植民地法制に就ては刑事法、債權法は母國法に則り、土地及人事は舊慣に依るべきことは西洋植民地の實例又は植民法制を説く人の間に大體一致した所である。尤も西洋植民地の例は多くは母國植民地の間に著しき文化の相違があり、内地臺灣の例とは大分相違するので敢て手本にはならぬが、畢竟人事に急變を加ふることは植民地人の族制家庭を破壞するものなりとの理由は大いに參酌するの必要がある

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

と思ふ。次に商法の施行に就ては大體商法は文明國共通の性質を有するので當局も之を臺灣に施行して差支ないことを豫想して居る。唯、滙票は兎も角、合股に至りては二百圓三百圓の小資本のものも少くない。而して其の責任は組合とも違ひ「股份に應じて無限に責任を負ふ」ので、本島人間には「連帶無限」といふ責任觀念よりは、此の合股を便用するの慣習を成すが故に、斯ういふものを無理に潰して仕舞ふにも及ぶまい。唯、之を除外例とするには相當の取締を設くる必要は確かに有ると思ふ。行政訴願に至りては多年民間法曹にも唱道された所で權利の伸暢上無くてならぬものだから是又た其の規定如何では本島人文の進歩を來すべき一條件であるであらう。要するに以上の諸案件は當局が何れも從來思ひ惱み行き惱んだ重要事項計りである。それを評議會設置の機會に於て謂ゆる民意を徴して一時に之を解決せんとする田總督の自信と勇斷とは之を多とせざるを得ない。冀くは評議會員諸氏は輕議妄斷する所なく、本島民衆の福利の爲に其の至重の責務を盡されたい。

■第二十六回始政記念祝典　領臺の當年我軍の臺北城を占領したのは六月七日の事で、樺山總督が文武官を率ゐて臺北に入城されたのが同月十四日であつた。越えて同月十七日總督府を臺北に置き同日午後四時總督公室前に於て盛んな始政式を擧行したのであつたが、夫れより一年後の明治二十九年六月十三日、恰かも南部枋寮に於て約六十名の匪賊が工兵中隊を襲ふた當日の事、二代の臺灣總督桂太郎大將は伊藤總理大臣、西郷海軍大臣と同伴で臺北へ著任された、そして四日後の六月十七日に於て總督府に盛大な始政記念祝典を擧行し伊藤、西郷の公候も之に臨席された。之れが抑も第一回の始政記念祝典である、爾來春風秋雨二十餘年、總督長官は幾度か其の人を更へ、本島の制度文物は大いに面目を改めたが、本年六月十七日は恰も其第二十六回の始政記念日に相當し、而かも田總督蒞任以後、昨年十月には地方自治制を敷かれ、本年六月一日には總督府評議會創設の盛事あり、内地延長主義の大方針は著々事實に現はれ尚は益々重要案件の解決に向つて歩を進めんとせらるゝこと洵に國家民衆の福祉の爲に慶賀を禁ずるを得ざるものがあるので、此の意義に於て本年の始政記念祝典が例年に比し期せずして盛況を呈したのは寧ろ當然の次第と謂つて可からう。吾人は當年兵馬倥偬の際に行はれた始政式、或は匪賊出沒の日に擧げられたる記念祝典の往事を追想して眞に桑滄の感に堪へないものがある。畢竟本島の今日あるは實に絶大なる人力と財力とに依れるは敢て多言を須たない。冀はくは此の前人建設の勞を空しくせず、始政記念をして永久に意義あるものであらしめたいと思ふ。（也）

田總督の臺灣總督府評議會に於ける告辭

（大正十年六月十一日總督府に於て）

本月一日勅令を以て臺灣總督府評議會の官制を發布せられ即日會員の任命を行ひ茲に第一回評議會を召集し諸君と一堂に相會し我臺灣の重要なる施設に關し審議を開始するの機會を得たるは本官の最も欣幸と爲す所なり

本評議會は從來存在したる律令審議會が唯官吏の會員のみを以て組織せられ單に律令の草案を審議したるものと自ら其の性質目的を殊にするは言を俟たず又昨年十月より實施せられたる州制市制街庄制に依り成立したる協議會とも其の成立の理由を異にし本會は是等地方公共團體所屬の諮問機關に對する上級諮問機關たるの性質目的を有するものに非ざるなり

本評議會は其の官制に明示したる如く若干の官吏及民間の學識經驗に富める有力者中より選拔任命したる會員を以て組織せられ而して其の職務は總督の諮問に應じ意見を開陳するに在り約して之を言へば總督の政治上に於ける最高諮詢機關なり、總督の諮問事項に關しては官制中明示する所なしと雖ども苟も總督の所見を以て諮問に附すべきものと認めたる事項即ち重要なる民政上の施設にし

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

て總督が民意を徴するの必要ありと信じたる案件は敢て律令審議の形式に拘泥せず隨時之を此會に諮問し其の意見を徴するなり

翻て本島民政の現狀を通觀するに昨年十月地方制實施以來地方政務の系統的形體は略ほ其の完成を見たりと雖ども其の施設の實質的內容に到ては之を今後の規畫改善に俟つべきもの甚だ多し凡そ是等重要の施設は皆な之を我帝國々運の發展と本島人文の進步に對照し之に順應する所以の道を講せざるべからず曰く敎育の普及改善曰く道路交通政策の確立曰く民生に關する法律實施範圍の最定等審議定案して決行すべきもの一にして足らず是れ皆國家の進運と民人の幸福に關し至大の關鍵たらざるはなし今正に是等の要件を擧げ之を諸君の研鑽に附す

今や諸君は全島の重望を荷ひて此會に臨まれ是等重要案件に就き其の審議を開始せられむとす其の任務頗重し殊に本會の性質たる官民を分たず黨派に偏せず雄辯宏辭を競ふの要なし故に本官は諸君と共に眞摯の態度を持し互に其の胸蘊を悉くし愼重硏究以て確實なる成果を擧げ和衷協同一に國家の進運と民人の幸福とに貢献するを以て本會の目的と爲し奮勵努力あらむことを惟れ望む開會の始に當り敢て腹心を敷く

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

總督府評議會に於ける所感

總務長官　法學博士　下村宏

此一篇は去月十六日評議會に於て下村副會長の演述せられたるものなり（編者）

諮問事項の一は道路に關するもの

參考として内地の道路法

臺灣特殊の事情は地狀と牛車

次は民法施行の件

大體諮問が終了を告げましてから、私から心附いた點を御參考までに申して置きたいと思ひます。最初が道路に關するもの、是に就いては内地道路法案が最近の議會で初めて漸く決定した。是も隨分長い懸案であつて、今日まで遲れた爲めに種々の不便不利を見たことは御承知の通りであります。今回臺灣に於ける道路の方針を決定するに就ては、無論内地の道路法及び之に關する各種の參考事項が委員會に於て好箇の資料となるであらうと思ふ。唯其の機會に臺灣では、内地で想像の出來ぬことは、河川の氾濫ともう一つは、牛車を使用する事であります。折角道路が出來上がつても直に破壞せらるゝ事となり、然ればと言つて殆ど道路らしい道路もない臺灣では、石河原でも何う云ふ處でも牛車を引廻る。今之を直ちに止めることも出來ない。併し之あるが爲めに臺灣の道路に就いての御協議を爲さる時には、或は道幅、或は道路の修繕維持、或は牛車の通行取締、其等の點に於て特に御盧考を煩さなければならぬ。ツマリ地狀と牛車と云ふ特殊の點が臺灣に在ると云ふ事を御考慮の上で御審議あらんことを希望します。次に民法施行に關する件に就いては、實は私は感慨無量であります。確か大正三年と考へますが、時の臺灣總督府で民法其の他臺灣に施行せらるべき法律案を中央に提出になりまして、此の問題は私が前任者から引繼ぎを受けたる最も重なるものであ

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

物權篇は大體に於て同一にするを得べし

親族相續に就ては考量を要す

財産均分制は如何

民法の相續制にも利害の議論あり

りました。爾來本件に就いては隨分長い幾多の歴史を法制局に於て繰返し來ました。而かも吾々は物權篇は大體に於て内地と同じ樣にしなければ、將來各般の權利の得喪移轉に就いて支障を來すの不便となる。又必ずしも同一に出來ぬ事はない。親族相續に就いては如何にも相違が多く且つ重きものがあるから、此の點は別に規定しなければならぬと云ふ事を殆んど先入的に主張して居りました。隨つて過般中川評議會員の總督官邸に於ける御挨拶もありましたが、實は本會の會議中民法施行に關する會議に臨席して私は何とも申しやうのない感に打たれた次第であります。此の民法を本島に施行するに就いて既に今日まで名は舊慣と云ひますが、實際の慣習として或は後見人、親族會、戸主、隱居其他從來臺灣に存在しなかつた制が現に法院に於て認められて居る。又た物に由つては同じ樣に臺灣に施行しても、其實に於て兩方とも共通し得る例せば婚姻の如き、内地では或る範圍にしか婚姻が出來ぬ、臺灣では其の範圍がより廣い、廣ければ廣くてもよい、内地法をより制限されぬ以上、臺灣では從來通り狹く制限しても其の實差支へない、又財産を均分する場合、直に吾々の頭に聯想するのは非常に澤山の土地なり家屋なりを持て居る人々の場合を想像します。茲に御列席の方々の家には土地なり家屋なり證分なり澤山に御持ちですから分割も出來ますが、然し三百六十萬の大多數は申すまでもなく所謂下流社會の人が多い。其等の所で田が一甲歩しかない、牛も一頭か二頭しかない、家も小さいのが一つしかない所で、子供が五六人出來て居る、此の財産は均分と云ふ事は問題であります。又金持も株の暴騰暴落其の他商賣などの手違ひで或る時に負債を負ふ場合がある。其の時に何等の遺言なり處分が無いとして債務を子供に均分して負擔せしめるか、又斯の如くにして以つて債權者に對抗し得るか、一方では日本の長子相續に就いても例の次男三男の問題と云ふ事もある、内地で議論になつて居ります。是は津田評議會員からも御話があつた。要する

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

均分の不利

義務教育の事

教員の補充難
負擔と文化の差

に何れの場合でも全部必ず長子に渡さなければならぬ、又全部嫡子、庶子、凡てに均分せねばならぬと云ふ事は無い。例へ資産が多いとしましても或る營業などしまする時は、之を分割しては其の繼續が困難となる事情もあります。何れにしても生前の分割もあり遺言の制もありますから、或る程度までは緩和されますが、兎に角内地臺灣を通じ又各種の階級に亘つて各般の點につき除外例を設くるの可否、又設くる爲めの普通結婚離婚等に及ぼす結果、其の他如何なる場合でも假令在來のが不便利でよりよいものにするにも、過渡の際は面倒で圓滑に移し得るかゞ考究を要す。過渡の際に過渡規定が充分に出來ぬと、假令よい方へ移るとするも弊害が生ず。反對に過渡の一時の問題に囚はれて永久の爲めによい方に移れないでも困る。如何にすれば好いかといふこと並に過渡の方法を講ずることの留意を要す。次に義務教育に關することについては、事柄は是非行はなければならぬ。經費問題及び教員問題について考慮を要します。前者に就いては多數評議會員の御意見もありました。又後者に就いては林獻堂君より現時の教育の内容の充實に就いても縷々述べられました。最近本島に於ける膨脹が在來より著しく急劇となりし爲めに、公學校を卒業して漸く六箇月の速習で十六や十七歳の幼者を教員として補充せねばならぬ程、今日にては教員の充實は困難である。從つて義務教育とすれば教員の供給と云ふことは容易ならぬ問題であります。負擔に就いて一面では臺灣は非常に狹い所に非常な文化の差があります。實例を言へば臺北の街は人口十六萬、何處にあつても此の位の都市ならば義務教育は無論施行せられなければならぬ。又此の負擔位は出來ぬとは言はれぬ地位と思ふ。然るにそれから一日の行程で蕃界がある。其の蕃界の附近僻陬な土地では所在に二戸三戸點々散在して居る。是等の山地に一擧して義務教育を遣る事は、負擔の上からも亦就學せしむることにするは相當困難な事である。問題は相當の負擔を爲し得る都會地とする。殆んど蕃

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

界と相似通つて居る僻陬な土地もある。是等の差違と云ふことは此の問題を實行する上に御考慮を願はなければならぬ事と存じます。

參考資料の事

尙ほ終りに御參考に申し上置きます、一般を通じまして總督閣下並に主管の局長諸君よりも屢々申しましたが、凡て參考資料は大正十年度からとなつて居るものもあります。是は必ず十年度からと云ふのではないので、第一年度と第二年度と考へて好いと云ふ事と、今一つは凡て十年度の豫算を基礎として何割何分增加すると云ふ增加步合を示したのである。一體なれば十年度以後の豫算にも府州市街庄共夫れ〲年を趁ふて何割か宛增加するのでありますから、過去の實例により來年度の豫算にも增加を見込めば或は各表の增加步合は反對に減少するのもあります。皆十年度の實際の豫算を動かないものとして步合を上げてありますから、此の點は凡ての材料に共通なものとして常に御留意を願い度い。或は內地なり本島なり豫算は年々如何に膨脹して行くか、出來るならば見込み豫定表でも拵へて增減如何と比較を願へば如何かと存じます。

委員會の事

委員會に就いては只今古賀評議會員から御話もありましたが、當局では速記者をつける心算であります。速記者も通譯も其の人に乏しいのであります。此の機會に各諸問事項に對する委員會の第一回は、此の際御開きになつて其の上で引續いて御開きになるとも、相當時の間隔を置いて或る時期に再度御集りになり議することゝ爲し、其の間に是れ〲の點を調査なさるも宜しからうと存じます。其時にどうか各委員の方々は二つ以上の委員會に御出席の方もありますから、委員會開會の時には篤と御硏究致されるやう御注意を申上げてをきます。尙ほ諸君としても御意見も澤山にありませう、私も述べたい事は澤山ありますが、皆さんも御多用中時日もさう延ばされません。唯此の評議會開會により又總督閣下親しく會長として連日御臨場の上御說明になり、此の機會に由つて重大なる諸問事項につき其の言はんと欲する所を言ひ、又吾々相互の間に於ける氣分の上に言ふべからざる利益を得ましたことは、誠に感激に堪へんのであります。以上を以つて各位の御參考に供します。

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺灣總督府評議會の性質

臺灣總督　男爵　田健治郎

（要旨）（一）評議會の由來（二）評議會は諮詢機關にして決議機關に非ず（三）諮詢の性質

一　評議會の由來

今回總督府評議會の置かれたるは實に領臺以來の新例に屬し、全く時世進運の必要に由つて來れるものである。由來臺灣には民意を徵するの機關なかりしも、時勢の進步に伴ひ又た臺灣其れ自身の發達に隨ふて、民意を徵することは政治上極めて必要な事項である。此の意味に於て臺灣總督府に評議會を置かれ、臺灣總督の監督の下に、諮詢したる事項に就て意見を開申するのであるが、此の評議會の置かるゝや、當初に於ては彼の法律六十三號中に規定されたる律令審議會、又は其後別に規定されたる律令審議會を擴張して民意を徵するの機關となさば可ならんとの說もあつたが、今回設けられたる評議會は餘程廣義のもので、律令にしても人民の利害休戚に切實のもので民意を徵

民意を徵すべき機關

評議會は廣義のもの

諮詢するものさせざるもの

委任立法の附帶條件にあらず政治上の補助機關

決議機關さするは臺灣夫れ自身を自治に至らしむ

するの必要ありと認めたるものは之を諮詢し、又た民意を徴する必要なきもの、人民の利害休戚に關すること薄きものは律令と雖も之を諮詢せず、又た人民の利害に關係あるも其の利害を超越したるもの、例せば國防に關する事の如きは諮詢の必要の無いものである。又た律令以外の事、例せば法律第三號第一條の內地施行の法律を臺灣に施行せんとするが如き場合に於ても、其の法律が民法商法の如く私權に屬するものにして、人民の利害休戚に關すること切實なるものは、矢張り之を諮詢する方が民意を徴するの趣旨に適して居る。或は又た法律を施行する事であつても諮詢の必要なきもあらん。又た或は法律にも律令にも關係なくして人民の利害關係を參酌する爲め諮詢を必要とするもあらん。故に諮詢するものと、諮詢せざるものとは之を豫定せず、必要と認めたるものは如何なる事項と雖も諮詢するといふ意味であつて、而して其諮詢に對して意見を開申する制規である。隨つて評議會は從前の委任立法の附帶條件として諮詢する如き律令審議會とは全く其の性質を異にし、臺灣總督の政治の運用上、民意を徴するの必要を認めたる場合之を諮問すべき高等諮詢機關として設けられたものである。夫れ故、評議會は立法的の意義は毫も之なく、全く政治上の意味を以て總督の行政に對する補助機關たる地位に立つものであるから、其の性質に於ても之を法律三號の中に規定すべきものでなく、行政の大權に基く所の勅令を以て今回設置された所以であるのである。

二　諮詢機關にして決議機關に非ず

評議會が總督政治の最高諮詢機關であることは前述の通りであるが、世間或は決議機關に非るの故を以て之を難ずるものがあらうが、之を決議機關とすることは、臺灣それ自身をして謂ゆる自治に至らしむるもので、之は我國として採るべからざる所である。現に本島に於ては昨秋地方自治制

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

内地延長の意味を失す

自決の徑路に近づかんとする自治は之を許さす

の基礎たるべき地方制度を敷いたので、漸次内地同様に地方自治の域に進むべきであるが、然し臺灣それ自身の自治は決して帝國の臺灣を統治する所以では無い。臺灣は内地の延長即ち憲法の施行せらる、版圖内と見て、其の方針を以て進むべきである。若し臺灣に決議機關を置くとすれば、开は即ち一の立法會議に外ならずして、彼の濠洲・加奈陀等の英國に於けるが如く、聯合したる屬國たるには相違なきも、夫れでは内地の延長たる意味を失つて仕舞ふのである。帝國政府が臺灣に臨むに内地の延長たる方針を以てすれば、終には彼の沖繩縣が代表者を議院に送るが如く、臺灣も亦た代表者を議會に出すの時期が來るに相違ないが、臺灣それ自身に立法議會を置くことは國策上斷じて採らざる所である。今日は動もすれば民族自決などの説を唱ふる者もあるが、我政府は民族自決は臺灣には許さない。隨つて自決の徑路に進むべき臺灣の自治は斷じて之を許さない。我政府の方針とする所は、臺灣が漸次進歩して内地同様に至らしめ、帝國の憲法治下の民たらしむるにあるのである。是れ即ち今回の評議會

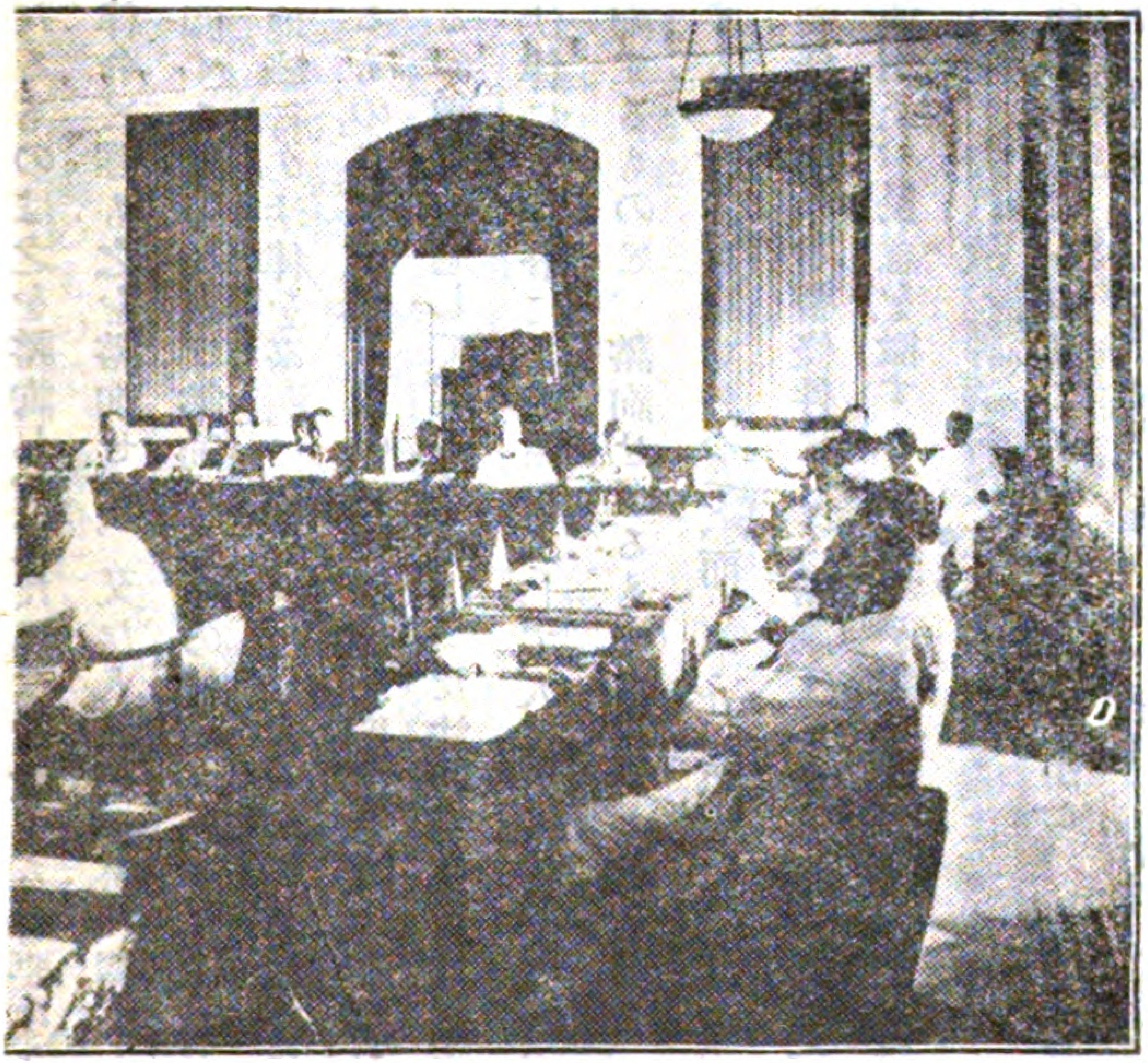

開會中の總督府評議會

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

が諮詢機關にして決議機關たらざる所以である。

諮詢の性質

三　諮詢の性質

評議會は固と諮詢機關なるが故に、其の議事は總督を拘束するの力あるものに非ずと雖も、之を決めると云ふ事そのものが、民意を徵するに在る以上、其の民意を徵した事を等閑に付するが如き輕蔑の態度を執るべき筈は無い。若し民意を蔑視する如くんば、初めより諮詢機關を置かない筈である。既に之を置

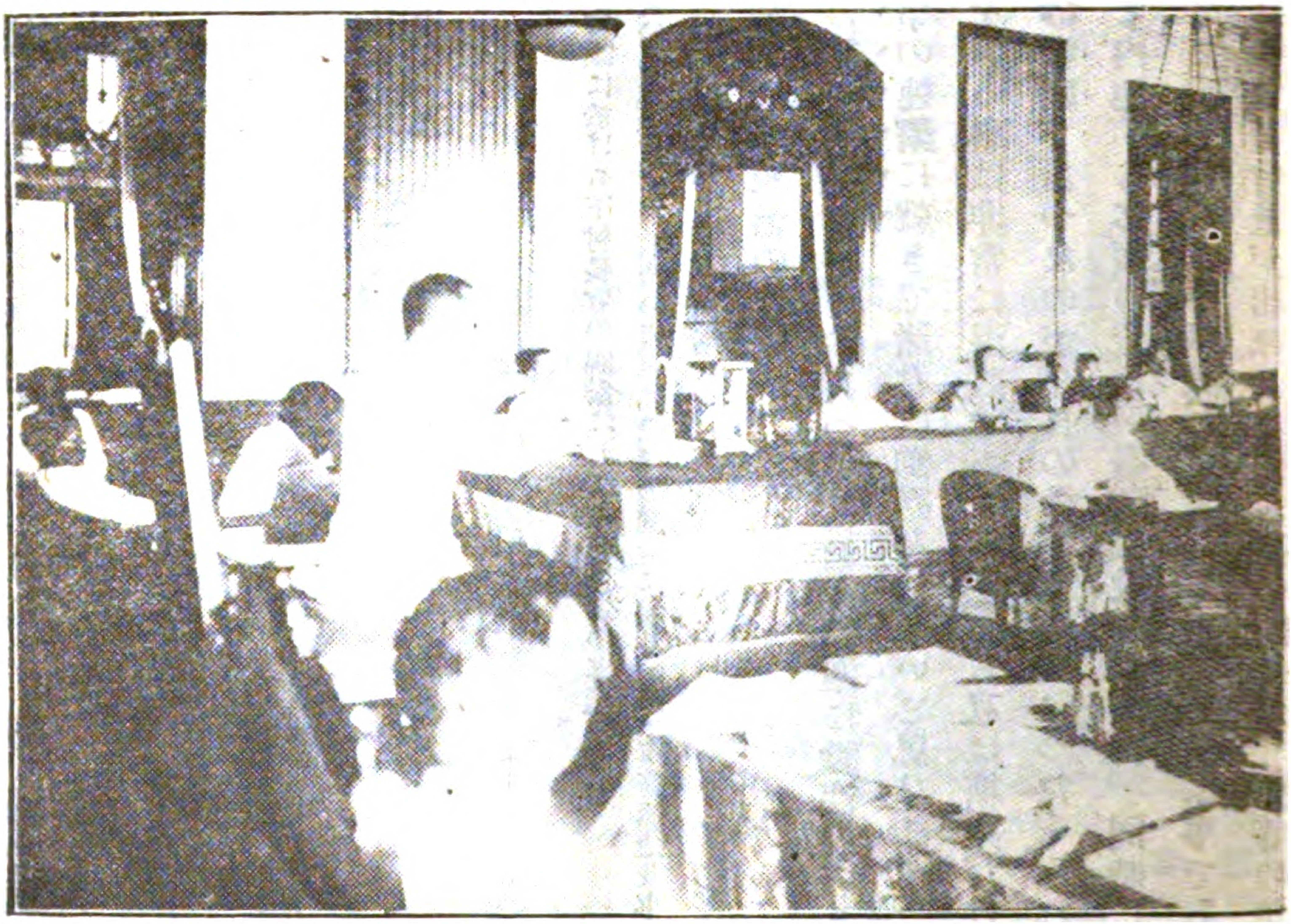

同上（左方卓の高きは田總督、其の下方は下村長官）

くは民意を徵することを必要とするに因るので、隨つて民意にして合理ならば之を採納するとも、決して民意を徵したものを全部反古にして少しも之を容れぬやうな事を行る筈は無い。然し又た同時に其の議決の爲に總督の權能を拘束する理由は無い。要するに之は諮詢なるもの、性質の然らしむる所以である。又た其の諮詢たるや、律令の編纂又は法律の執行に就ての影響又は效果如何を諮詢するも

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

諮詢は法案の事項に在りて法案其ものに ず

のにして、律令案若くは勅令案其ものを諮詢するのでは無い。即ち律令案・勅令案の事項を諮詢し、其の事項に就ての民意を參酌して、律令案ならば總督之を定め、勅令案ならば又た勅令を定むべき形式に於て定める。斯の如く諮詢は實質に就ての諮詢であつて、律令案なり勅令案として諮詢する意味では無いのである。

臺灣統治と勸業

總務長官　法學博士　下村宏

此一篇は去月中勸業課長會議に於ける下村長官の訓辭にして左記要旨の事項を含む（要旨）（一）糖業と臺灣統治の連繫（二）統治の根底は民衆の利益に在り（三）事務簡捷及事業改良（四）糖業の改善及事務刷新（五）自治制度と地方財政（六）臺灣統治と勸業（編者）

一　糖業と臺灣統治の連繫

勸業と臺灣統治との連繫

勸業に關係ある諸君に其の勸業自體に這入つて私から釋迦に說法をする必要は無い。勸業と云ふ事と臺灣の統治と云ふ事の連繫に就きて諸君に御話を仕度いと思ひます。就ては勸業の範圍が非常に廣く總てを通じて話をする事は非常に混雜でありますから私は糖業だけを例に取つて話します。

臺灣の糖業

臺灣の糖業は貧弱の赤砂糖廍であつたのが今日の分密工場となつた。それは何う云ふ事を意味すると謂へば、それに依つて內地から多額の資本が臺灣に投せられた。同時に新らしき糖業に關する技術家なり又其れを經營する事務家なりが臺灣に這入つて來たと云ふ事である。其の結果は今日諸君が知つて居る樣な臺灣に各製糖會社が出來たと云ふ其の結果が、此等の製糖會社が又其の餘力を以

朝鮮人中には大臣大將多し

て或は北海道或は朝鮮或は滿洲に、「スマトラ」に、爪哇に、「ボルネオ」に、到る所に其の會社が在來得たる經驗資力に因つて手が展びて行くと云ふ事になりました。朝鮮は比較的內地の資本家が今申した樣な意味で這入らなかつた。隨つて朝鮮に於て其れだけの大きな仕事をするに要する樣な事業家も技術家も臺灣に比して少なかつた。之が朝鮮の統治と臺灣の統治に何う云ふ影響を來して居るかと云ふ事は、諸君が恐らくは說明を俟たずして諒解が出來る事と思ふ。吾々は朝鮮に行つて內地人と云はず朝鮮人と云はず、非常に有力なる民間の或る階級と云ふものを見出す事が困難であつた。言葉を換ゆれば總督府と一般民衆の間に立つて「メデキアム」となる可き階級に其の人が少ない。朝鮮は李氏五百年の政治に內閣總理大臣もあつた、各省の大臣も有つた。陸軍大將も有つた、小なりと雖も一の國として總ての政治を執つて居つた。是等の人が男爵とか子爵とか勳一等とかを授けられた。又或る中樞院の議官などと云ふ職にも任せられた。が扱て實際執る可き仕事が少なくなつた。尠くとも在來大臣大將としての仕事が無かつた。臺灣には臺南の商業專門學校に林茂生君一人しか高等官は無い。貴族も親任官も綺羅星の如く併んで居る朝鮮とは大した相違である。然し臺灣では銀行會社の總理とか

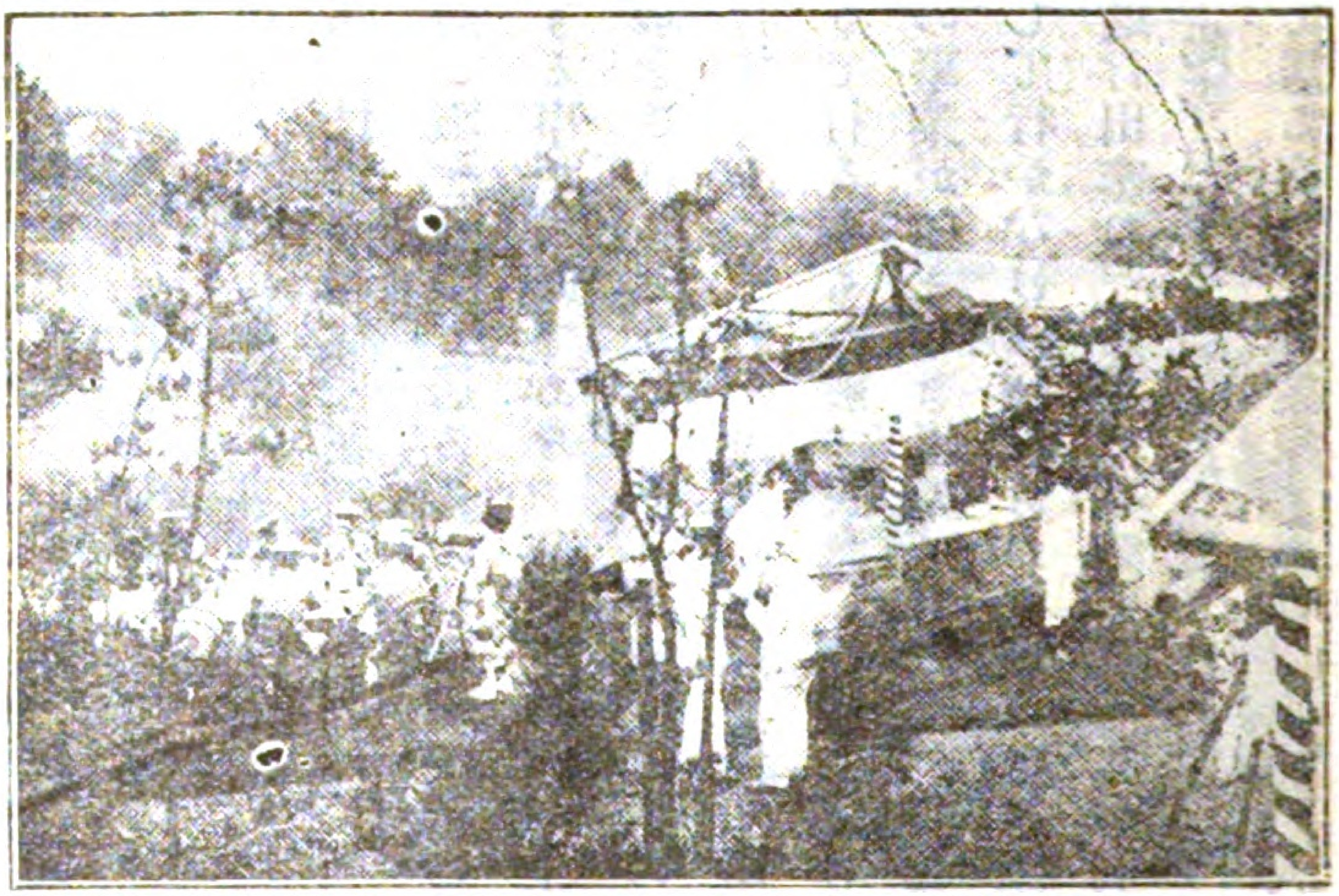

始政記念日總督官邸大園遊會（池畔の模擬店に集まれる人々）

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺灣には實業方面に有力家多し

社長とか重役とか各種の方面に有力なる實業家が澤山にあつて皆空名を去りて實力を有して居る。毎日多忙である、仕事がある。臺灣の樣な亞熱帶地で謂はゞ處女地と云ふ場所と李氏の苛政に苦み抜いた朝鮮と同一に律する事はしませぬが、兎に角こゝで一砂糖業を例に取つて、此の仕事に非常に力を入れて臺灣の富を增殖した其の富を增すと云ふ事は唯資力を增す許りでは無い。富を增すべき事業家、技術家、資本家が出來た。之が統治に非常な意義を持つて居ると云ふ事であります。

二　統治の根底は民衆の利益に在り

一般民衆の利益は百般施設の根底なり

諸君に冀望するのは吾々臺灣に職を執つて居るものは所謂統治の方針が根底になると云ふ事である。三百六十萬の民衆を陶冶する事が根底である。殖產、警察、土木、衞生、教育各般の事業皆之を中心とする。色々諸君が審議をされませうが、それが一般民衆の利益になると云ふ事が根底にならねばならぬ。此の事項を遂行する上に一般の民衆の誤解を解く事が必要だ。理解を與へる事が必要だ自分では非常に親切な積りで行る事も一般の民衆に徹底しなければ徒らに煩苛であると云ふ氣分を與へる事となる。苟も此の事業が望ましき事業である善い事業であると云ふ事が判つて居れば極力協調して其の事業を助長して行かなければならぬ。東京で帝國製糖の松方君が、自分が北海道で仕事をするに中々思ふ樣に進行出來ぬ。始めて臺灣の難有味が判つたと言つた事であつた。

臺灣の難有味が分かる

又大日本製糖或は鹽水港製糖なり。此等の系統の人達が朝鮮なり滿洲なりで仕事をして居る。又臺灣に緣故無しと雖も朝鮮で仕事をして居る有力な實業家もある。此等の人々は又松方君と同じ事を繰り返して居る。

朝鮮に於ける事業の困難

恰も齋藤朝鮮總督が東京、大阪を廻つて各實業家を招待し、どうか朝鮮產業開發の上に力を入れる樣にとの事で至樣結構だけれ共、其の仕事をする時に各地方の道廳に於ては警察、內

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

事務の澁滯

官廳に於ける書類を溫めるの癖

務は內務、又其の部課相互の間に故意に事業の出願を弄ぶので無いが、あゝでも無い斯うでも無いと詮議中に時はどんどん經つ、結局許されるにしても時機を失すると折角の仕事も育た無くなる。況んや揉みに揉んだ最後が不許可になる、之ならば始めから早く引導を渡して遣つた方が良い。此の方面で斯う云ふ仕事をやらなければならぬ見込がある。有望なりと方針が決まれば官廳側から進んでも事業家を集め各關係の部局を集め仕事の進行の上に協調を計る、內地人朝鮮人合辦で仕事が起れば其の土地が富む忙しくなる。衆庶皆悅服するので詰り朝鮮の富を開發して同時に統治の要諦に觸れて行く

始政記念日總督官邸大園遊會（模擬店に集まれる紳士貴夫人）

のである。それでは臺灣はどんなに善いのかと云ふと、必ずしも私は臺灣の狀況に滿足は表せられぬ。否日本內地にも慊ら無いのであります。

三　事務簡捷及事業改良

歐米各國を廻つて來た技師諸君、事務官諸君も玆には多數ありませう。夫等諸君はどうお考へか知らぬが一般の民衆の爲めに出來て居る役所で、どうも吾々から見ると、一つの書類が來る夫れを當該の吏員が溫めて居る事はなからうが、何も故意に難癖を付けるのではあるまいが、其れを溫ためるのが日本全體の通弊ではあるまいか。色々[illegible]もあることの事であるが、一二年前には島內の漁業の許可等が、獨り

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

外國の技師

事業改良

地方計りでは無い殖産局もさうですが、願書が出て來る、詮議を許された時は漁期が過ぎて居ると云ふ類もありました。第一色々な書類が出て居るが諸君は知らない。受付けた書類を先閲すれば兎も角何が出て居るか判ら無い。それが各課より部長、知事、次で督府迄泳いで來るには大概の書類は途中で草臥れて仕舞ふ。私は能く出す例ですが、日本から外國に行つた技術家は外國で色々調べて歸ると、それ／＼に役所の机の引出しに調べ書が這入つて仕舞ふ。それに據つて日本も斯う云ふ様に農業に改良をしたい、工業に改善を加へ度いと進んで民衆の發達に資せねばならぬが、そうはゆかぬ、進んで仕事をやる事は其の會社と怪しい、何か關係者と結託でもしては居ないかと云ふ様なつまらぬ懸念がある。吾輩の友人が今のペトログラードで調査するに、或る役所で技師が總てを案內した今度は民間の工場へ行くと其所の技師が又た、案內をした曰く吾々は此の仕事に就て獨逸に留學した、此の仕事に對する唯一のエキスパートである、故に此の事業の發達改良を計る爲め同時に此の會社の囑託監督になつた。自分の見學した事に依つて此の工場を改善し監督指導するのであると言つた。要するに或工場で出物が惡いからとて技術員が不合格とする、斯う云ふ風に彈ねて仕舞はねばならぬ様なものを初めから造らさぬ様に指導する親切が缺けて居る。會社は配當しなければならぬから無理が出て來る。然らば何故に不合格にせぬ様にしないか、今度の會計法で競爭契約を避けて隨意契約の範圍を擴めたのは此の點を考慮したのである。外國で「シーメンス」とか「ゼネラル、エレクトリツク、アルゲマイネ」とかの製品の「ケーブル」の長さは誰も信用して檢査しない。其の會社を信用し其の品質を信用して無檢査で取る。日本では一々檢査する。故に檢査さへ通るればよいと云ふ所謂免かれて耻なしと云ふ我が商工業の道德の缺陷を來たす。昨日色部技師の報告を

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺灣糖業の改良

生產費を低廉ならしむるの要

點いて私共大いに滿足して居るが、或る程度迄は其の事業の出來る時から斯う云ふ處に工場を置いてはいかぬとか、斯う云ふ遣方では運賃がかさ張ると云ふ位の「ヒント」は地方廳の方からも事業家に言ふて可いじやないかと思ふ。

四　糖業の改善及事務刷新

兎に角臺灣で非常な積極的な力を以て今日の糖業の發達を來し、此の餘力が今や進んで滿鮮南支南洋に迄及んで居る。處が臺灣の氣候、風土殊に暴風雨の關係、夫から將來の物價勞銀關係色々の點から見ると、製糖會社が果して將來完全に發達し得るか、玖瑪、爪哇到る處砂糖が出來るが同じ一噸なら一噸の砂糖が外國と日本の工場では日本が何倍人力が多く掛つて居るか、內地に關稅と云ふ城壁を造つて吾々が高い砂糖を舐めて居れば好い、外よりの競爭を禦げばそれで好いと云ふ理屈は無い。併し乍らそれすらも此上關稅を昂げでもせぬと、今日の樣に生產費が高くなれば、より遠い所からの運賃と關稅と云ふ「ハンヂキカップ」が在つて、尙外國品が日本品より有利となる。吾々は只高い砂糖を嘗める計りが能じや無い。外に向つて競爭し得る樣生產費を廉くする事の訓練が無ければならぬ。それには會社の合同も可なり、現在の組織に各種の事務の節約は固より、或は品種改良に土地の改良に、各般の問題を通じて生產費の低減と云ふ事が根底でなければならぬ。それは今日の臺灣の產業のみならず、實に日本の產業の總てに橫つて居る問題であります。況んや思想問題の動搖變遷もあり、文化の向上に伴ひ一般の勞銀も先づ昇つて行くと見ねばならぬから餘程考慮を要する。從つて資本家と一般小作人、地主等の間に於ける諒解協調と云ふ事は一層大切な事であります。一般の民衆に對する事情の諒解、意志の疎通、事業に對する協力一致、其の又事業の節約、

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

新制度と共に執務の改善

百般の施設皆な民衆の利益を根底となす

自治制度と地方財政

斯の如き問題が皆互に相關聯して居る。兎に角地方制度が出來て在來の地方の組織が變つたのでありますから、諸君等の執務の上に於てもどう云ふ仕事は地方に委任されるがよいか、又どう云ふ樣に手續を簡易にすれば夫れに依つて人の整理は却つて二段で、早く其の問題の解決に依りて一般の民衆が如何に利便を享けるかと云ふ事を考へなければならぬ。眞逆に事務の簡捷により自分等の仕事がなくなる、自分等が上つたりになると、さう云ふけちな考は無いと思ふが、極端に云へば給料の節約よりも事務の進捗が大事である。兎に角根本に於て日本では日本の國全體に於ける富の生産高に比して人が多い。それで餘分な人を存在せしむる爲に色々な手續を造り關門を造つて横はつて居るのが事實である。今の日本の生産は人口の半分だけでも立派にやつて行ける。

五　自治制度と地方財政

人間の彈力には限りは無い。諸君等にしても知つて居る。總督にしても朝から晩迄、夜十二時を過ぐる迄働き詰めに働いて居られる。總督府と地方との間の事務の簡捷を圖る事も、州と殖産局にも、亦同時に州と郡なり街庄の間にも同じ樣に行かなければならぬ。而して何時も統治と云ふ事を根底にして絶えず民衆の諒解を覓め、同時に民衆の一部多數の利益の爲には犧牲を辭せぬと云け理會を與へなければならぬ。或仕事が百人が百人迄滿足と云ふ事は事實無理である。九十九人迄の滿足には一人は犧牲にならなければならぬ。又多くの殖産に關する事務に付ても又どれもこれもと一時に充分な希望を滿足する事が出來ぬ。諸君が知つて居られる樣に地方に自治制度が布かれた事は非常に良いが、同時に恰も經濟界の不況に引き緊つて生憎であるが、見方に依れば非常に好い。浮いたくで過度の膨脹をするよりも苦しい時に州市街庄夫々獨立の財政を持つ事は私は却つて好い

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

事と思ふ。今度州の財政も色々負擔を増す、殊に到る所に個人所得税を布かれた結果、苦情もあるとの事である。內地に居つた人はこゝで丸で税が掛らなくなつた事は忘れて居る。吾々は如何なる所に居つても官たると民たるとを問はず、吾々は警察により生命財產の安固を得て居る。吾々は其の土地で衛生なり交通なり其の他各般の設備各種の利便を得て吾々文化生活を受けて居る。之が財源として鐵道、遞信、專賣等の官業收入の外、主として租税收入に據らなければならぬ。土地を持つて居るものは地租を納め、家屋を所有する者は家屋税を納め、營業者は營業税を納めて居る。吾々役人も醫者も辯護士も銀行員も會社員も兎に角其れ相當の負擔力を持つて居る以上、其階級全部が免税されて居ると云ふ事は根底に於て誤つて居る。朝鮮に行かるれば合併前釜山でも仁川でも何處でも、自分等の子供をやる學校を朝鮮政府に拵へて貰ふ譯には行かぬ。學校は自分等が拵へるので、一戶當隨分高額の負擔をして居る。固より朝鮮と臺灣は一律には行かぬが丸で免税と云ふ理屈は無い。兎角經濟界が非常な不況にある、其處に個人所得税も賦課される。其處へ今度は州制が出來た、州は州で獨立した意義は、獨立した爲に今迄總督府がやると順が遲れるのが、各州自分の力でやる事に依り各自必要と認める事業が思ひ思ひにより早く出來ることゝなる。隨つて諸君等は自分の所管して居る仕事全體を觀て、此の仕事は島民の福祉を增進する爲に好いと見れば力を入れる。比較的急を要せぬものは延ばしても可い。あれも是れも、之にはどう云ふ沿革があると云ふて掛かれば限りが無い。制度計り改つて何が出來た。吾々は仕事が餘計出來ることに意義があると同時に時代は常に動いて行く。必ずしも前の事が凡て善いと云ふ事は無い。其の間緩急輕重はある。そこは斷然諸君の執る可きものは執つて進んで行く。但し凡ての設備は成る可く節約する。右に節約し

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

て左に新なる仕事を進めて貰ひ度い。

六　臺灣統治と勸業

制度更新の意義

官廳の事務に利子の觀念なきは不可

州制は施かれたが、夫れではどう云ふ仕事が出來たかと云ふて、在來同じく只高官の人が殖えたと云ふだけでは期待が裏切られる。唯經費が增したとのみでは何等制度更新の意義は無い。斯の如き問題は單り諸君計りでは無い。敎育であらうが土木であらうが、何處の課にも共通の問題である。他の各課の人々にも諸君から傳へて貰ひ度い。兎に角此處三四年は殊に大事な時で、諸君の仕事が餘りに各般に亘つて居る丈けに、餘程其の間消極的の取締監督より積極的にやる仕事に付ても、之に要する經費、其の仕事の緩急輕重は餘程考へなければならぬ。同時に今の統治と云ふ事を常に根底に置いて貰ひ度い。天下は天下の天下である。一般の民衆がある爲に問題があるので、凡ての仕事が徒らに時が掛かる爲に受ける損害が多い。民間の仕事は資本には配當を附けなければならぬ。社債に利子を附けなければならぬ。役所の仕事には利子の觀念が忘れられて居るどうも多數の役人は書類に利子が附いて居ることを忘れて溜めて居る。餘り干渉ケ間敷下手な姑の樣な事はいかぬが、唯法規一點張りで此の忙がしい世の中に詮議立てに日を暮しては何等仕事の解決は付かない。自分は殖產勸業の上に於て臺灣は兎に角仕合せと感ずると共に、それじや臺灣の現狀に甘んずるかと謂へば、吾々一段の猛省を要すと云ふ事を感じて昨年の暮の滿鮮旅行を終へた。殖產の各般に渉つた事は夫々主管の諸君と充分の御協議を願ひます。今申した樣に臺灣の統治と云ふ事は、今は世界が不景氣で、臺灣から茶が出ない樟腦が丸で出ない事も、臺灣に非常な打擊だが、然し其の打擊は歐羅巴なり亞米利加が日本の生絲を消費する力が無い、樟腦、茶を消費する力が無いからである。砂

外國に於ける砂糖の需要

豫算と事業

糖にして然り此の前に戰爭の時々あらうと思つた人が、戰爭が濟んだら需要が增す、今迄の埋め合はせに砂糖の消費が殖える、一方獨墺邊では砂糖の生產の恢復は中々困難で供給は之に伴はぬ需要は殖える。砂糖の將來有望なりと云ふたが事實歐米の一般の打擊は餘りに强い。誰も砂糖を嘗め度く無いとは謂はぬが歐羅巴の一般の打擊は砂糖を嘗める力すら甚だ乏しい。獨逸や墺太利の子供は乳も飮めない。今日日本から救濟義捐をして居る。亞米利加からも巨額の糧を送つて中歐の餓死せんとする兒童を救ふて居る。吾々は臺灣の樟腦、茶の不振を悲まなければならぬが、それと同時に之を消費する力の無かつた先方の現狀にも考慮せねばならぬ。十一年度の豫算の編成は甚だ困難であるから、國費から州費を補助するも困難である。然かも爲す可きものは爲さねばならぬ。從つて各般の事業に付て緩急輕重を圖つて右に整理節約を斷行し、左には新に時運の急に應せねばならぬ。如此にして難關を切り拔ける爲に鍛つて行けば、却つて今日の經濟界の不況は、地方財政の將來の爲にも堅實なる發達を期する所以であるかも知れ無い。之は餘程の諸君の留意を要する點であります。（終）

臺灣と朝鮮

持地六三郎

此一篇は持地氏が最近醫學專門學校に於て爲せる講演の速記錄を抄約せるものにして文責總て編者に在り。（全篇の要旨）（一）臺灣と朝鮮と政治的行政的の差異（イ）經費の多寡（ロ）新領土たる歷史沿革の相違（ハ）朝鮮は舊い文明と歷史とを有す（ニ）外部の關係の有無（ホ）朝鮮に於ける耶蘇教の勢力（ヘ）臺灣の統治は創始的なるも朝鮮のは繼續的なり（ト）事業家と官吏の先後（チ）

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

朝鮮は大陸との交通路(二)經濟的發達に關する臺灣朝鮮の差異(イ)臺灣は栽培植民地、朝鮮は農業植民地(ロ)臺灣には世界的產物多く朝鮮には少し(ハ)貿易は朝鮮に於て進步の著るしきを見る(ニ)耕地面積に就ても朝鮮は有望なり(ホ)臺灣に遺利少く朝鮮に多し(三)大戰後に於ける植民政策の變化(四)東洋の優越民族たる日本人の覺悟。

本題の趣旨

■本題の趣旨　玆に「臺灣と朝鮮」といふ題を揭げた理由は、此の二者は種々の點に於て相違せる爲め、之を比較することは殆ど類を異にするものゝ比較となるが、自分の趣旨は朝鮮の事情の知られざる爲め、知られたる臺灣と比較して各位の諒解を得んとするに出でたのである。

政治的行政的の差異、面積、人口
地位

■先づ政治的行政的の差異　に就て比較せんに、其の面積を言へば、臺灣は二千三百三十二方里、朝鮮は一萬四千三百十二方里、即ち臺灣は朝鮮の六分の一である。人口から言へば臺灣は三百六十萬、朝鮮は千四百萬、即ち五分の一である。而して其の地位を言へば、臺灣は四面環海の一孤島なるに反し、朝鮮は半島國で鴨綠江・豆滿江を以て滿洲及西比利亞に境し、渤海灣を隔てゝ山東省に對して居るが、江を以て境とする方面は臺灣の濁水溪が南北を界する如く自由に他國と交通が出來るといふ相違がある。

氣候風土

次に氣候風土に就て言へば、臺灣は熱帶・亞熱帶に位するに反し、朝鮮は溫帶の寧ろ寒い方に屬する。其の南方は內地の福井地方の氣候に類し、中部は信濃地方、北部海邊は函館地方、內部は北海道の內地と同じやうである。

人種

又た人種に就て言へば、臺灣には臺灣人、生蕃人及內地人が居る。內地人は僅々十四五萬人、臺灣人は三百年前に福建廣東から移住した者の子孫で、玆に新たに土地を拓いたのである。反之朝鮮は開國以來五千年(之に就ては議論あり)朝鮮民族を形成し、一時二三の國に分裂したるも統一後千二百餘年間獨立の民族であつた。

臺灣は富裕朝鮮は貧乏

尙ほ一つは貧富の相違で臺灣は熱帶地の、天惠多く產物饒多なるに反し、朝鮮は天惠特に薄く、加ふるに臺灣人は漢族の特性として勤勉節儉なるに反し、朝鮮人は多年の苛斂誅求により地方民は極めて懶惰であるとい

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺灣の財政は獨立なるも朝鮮は本國の補助を仰ぐ

ふ差異がある。勿論日本の施政以來、自己勞作の結果は自己の所得に歸する爲め、朝鮮人も今日は大分勤勉になつたが、根本に於て一方は勤勉、一方は懶惰といふ差異から、臺灣は富み朝鮮は貧乏であるといふ結果になる。

■經費の多寡　政府の經費は兩者殆ど相類似して居ると言ふて可い。即ち大正八年から臺灣の支出が七千二百萬圓、朝鮮は七千七百萬、面積人口が五六倍あるに拘はらず一年の負擔は同じ位である。大正九年度に臺灣が九千四百萬圓に朝鮮が一

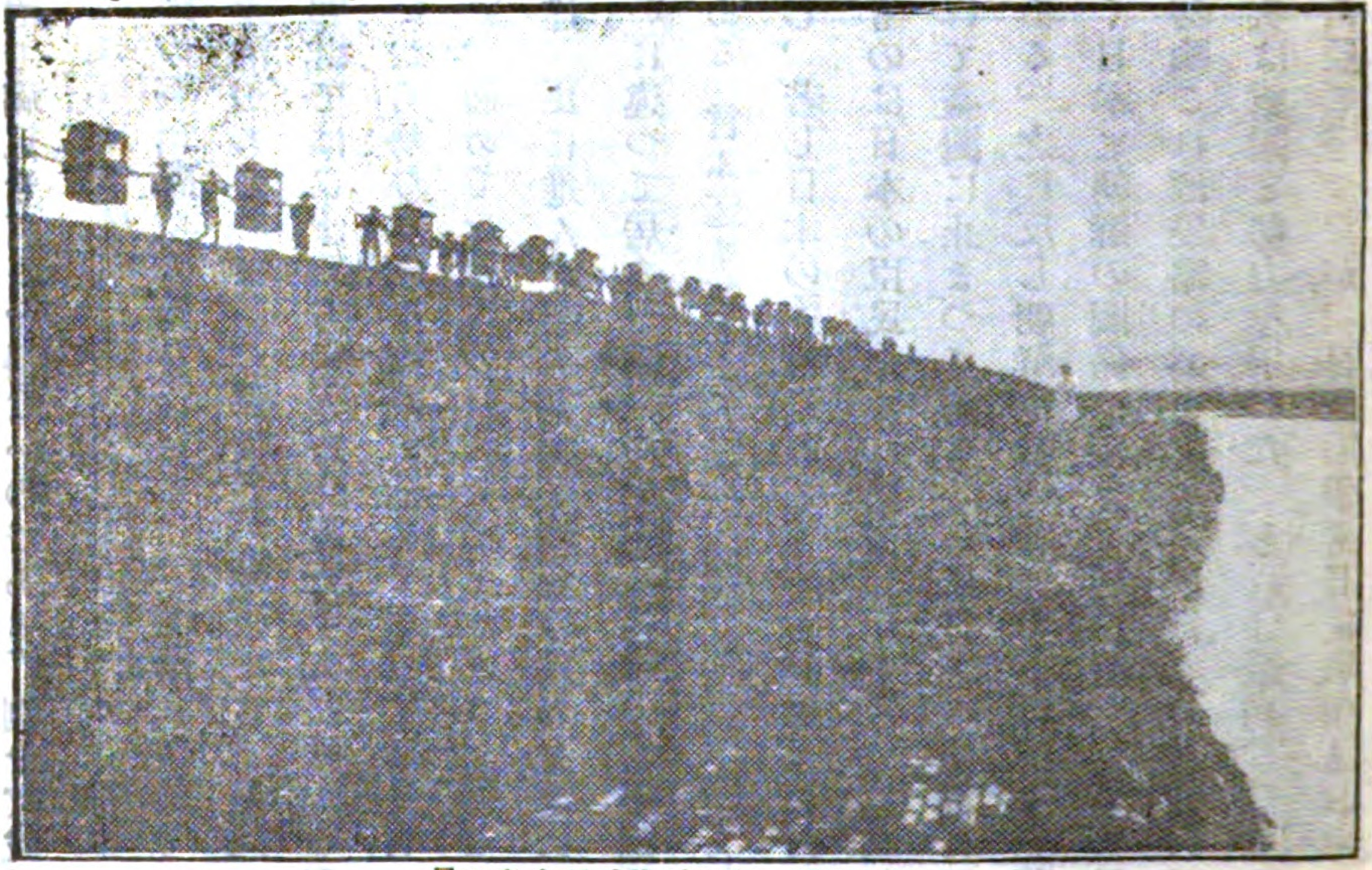

田總督巡視、潮洋厝休憩所出發の景

億千幾らになつて居るから約二千萬圓朝鮮は肥つた。併し臺灣の經費は全部臺灣人が負擔して居る。之に反し朝鮮は一億一千萬の中、母國から三千五百萬を貰つて居る。數年前朝鮮も財政上獨立したが、其後騷擾が起つて警察費の膨脹其他の費用を要する爲め、今日では三千五百萬の補助を貰つて居る。斯の如く臺灣の五六倍の面積人口なるにも拘はらず其の一年の財政は殆ど兩者大差が無い。隨つて朝鮮の諸般の行政は臺灣の如く周到な

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

朝鮮は諸般の行政周密ならず

る能はず、極めて粗末な政治で滿足せざるを得ないのである。例せば咸鏡南道の如きは一道の面積が恰度臺灣全體と同じで、こちらは總督を置き五州二廳であるが、朝鮮では唯一人の知事が治めて居る。又た一面の面積が內地の香川縣位の所を治めるに、朝鮮人の郡守一人と其の下に日本人の郡書記一人か二人位で極めて政治かあらつぽい。郵便局の分布でも、臺灣では面積十四方里人口二萬人に付一郵便局があるが、朝鮮では二十六方里人口三萬三千人に付一の郵便局である。要するにまだ貧弱で充分規模が出來ないから勢ひ貧弱な機關で治めて居ると云ふ有樣である。從つて臺灣の如く周到な行政が行き亙らない、極めてお粗末の行政で滿足せざるを得ない有樣である。

新領土たる歷史沿革に於て差異あり

■**新領土たる歷史沿革の相違**　更に進んで深く臺灣と朝鮮の差異を求めると、臺灣と朝鮮が日本の領土となつた歷史沿革が大いに違つて居る。第一に臺灣は戰爭の結果割讓せられた地方である。之に反し朝鮮は任意の合邦である。言ふ迄も無く臺灣は下關條約で清國が日本に割讓した土地である。

臺灣は割讓の地

故に日本は在來の住民に對し、若し日本の主權に服從するを欲せざれば日を期して本國に歸還すべきを命じ、若し歸還せざるものは日本の臣民たるに服從したものと見做して統治する、といふことを宣明した。爾來割讓せられて臺灣に止まつて居るものは日本の主權に服從し、日本の忠良なる臣民たることを誓つた人民である。之に反し朝鮮は昔は和寇の其の沿岸を荒したこともあり、其後豐太閤の役もあつて、其後暫く日本と朝鮮の關係は絕えて居たが、維新後最近五十年間日本と朝鮮の關係は頻繁になつて來た。勿論これは侵略の爲めでない、日本の自衛の爲めであつて、最初は清國と朝鮮の宗主權を爭ひ、其次は露國と勢力を爭つた。それは最初、日本は朝鮮の獨立扶植と云ふことを標榜して支那と爭ひ露西亞と爭つたが、日清戰爭も日露戰爭も日本の勝利に歸するや、獨立扶

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

朝鮮は形式上合邦の地なり

朝鮮は舊い文明と歴史とを有す

楯と云ふ看板が段々偶然の結果として朝鮮の保護政治となり、それが又た進んで併合となつたと云ふのは、裏面の事情は別として、表面は韓國が世界進運の急速にして列國干繫の繁鎖なる、到底朝鮮の貧弱國では獨立して政治が出來ない。所謂一人前で暖簾を張り切れない、其の結果朝鮮の人民を塗炭の苦に陷ゐる、虞あるを以て、朝鮮國の主權を擧げて日本の天皇陛下に歸し、而して之が處辨を仰ぐと云ふことから合邦になつた。故に形式上では征服して合同したのでは無く、

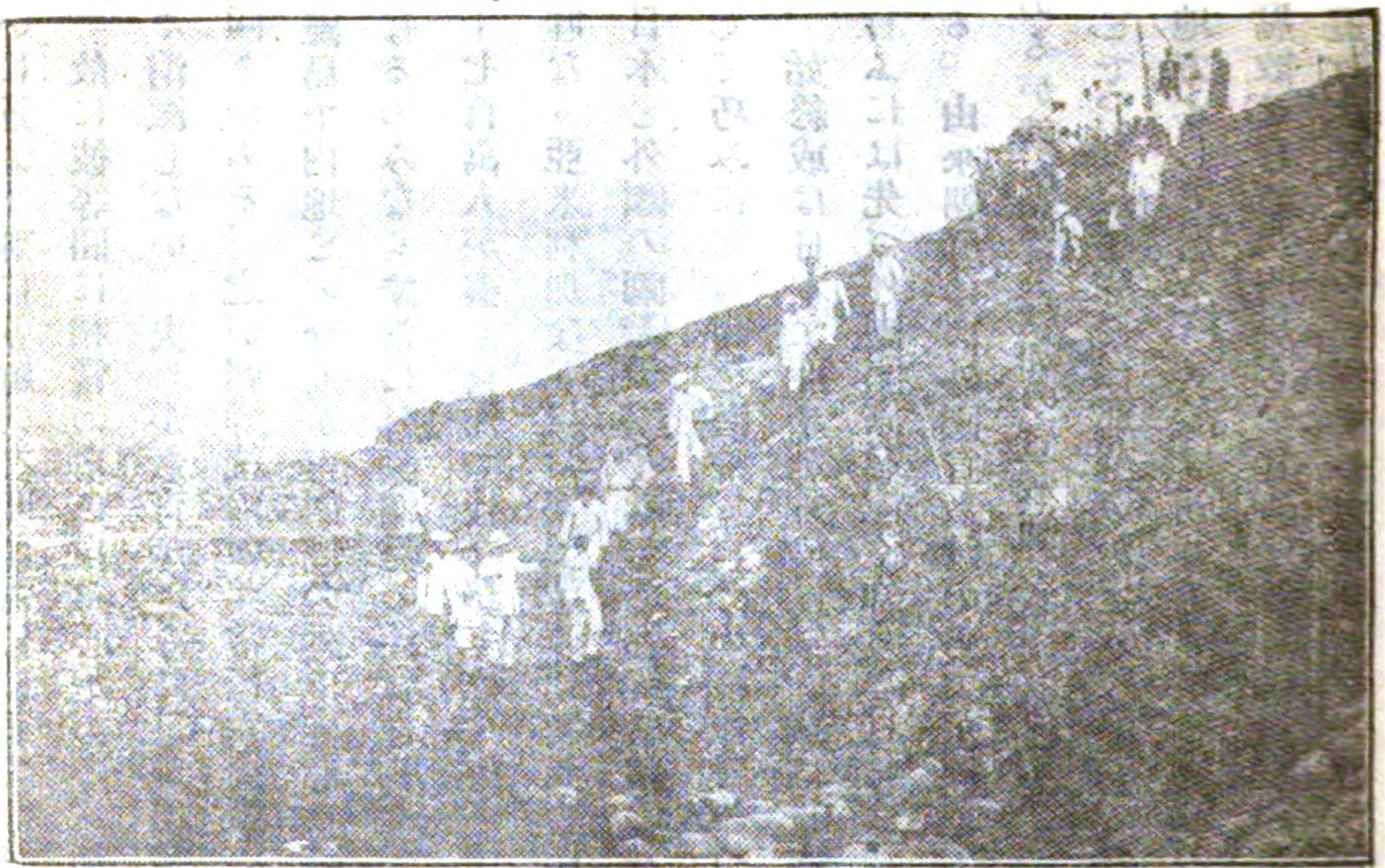

田總督巡視の官佃溪埤圳工事發電所濁水溪取入口附近の景

朝鮮が任意に日本と身代を一緒にしたと云ふ風になつて居る。随つて朝鮮を治める上に於て其處に非常に困難が生ずるのである。

■第二に朝鮮は舊い歴史と舊い文明を有して居る。彼等自身は開國以來五千年の歴史を有すと稱する尠くとも統一國家は千二百年の間、他の人種を交せずに朝鮮人と云ふ一民族で身代を張つて來た。無論國力が貧弱で支那の宗主權に屬して居たが、兎に角內政は朝鮮人が自由に處理したのであ

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺灣は外部の關係なく朝鮮は外國關係あり

在外の不平分子は百萬人

羈國的の民族性

基督教の勢力の浸染

る。是等の事情が臺灣と大いに違ふ。殊に朝鮮の文明は古代に於ては日本の文明を輔けたと云ふ舊い歷史と文明を有して居る。故に彼等間に相當の自負自尊心がある。加ふるに長い間獨立國家であつたと云ふ國民的感情が中々消滅しない。夫れが教育が進み時世が進歩すると共に其の自覺心が減退するよりは寧ろ增加する傾きがある。之が朝鮮統治の非常に六箇敷い所以である。

■第三に臺灣は絕海孤懸の離島で內地との交通が三四回の外は外部との關係から孤立して統治が出來る。朝鮮は大陸と地續きなるのみならず常に外國關係の注意を拂つて政治をやらなければならぬ。畢竟併合と云ふことは千七百萬人が盡く喜んで仕た譯ではない。中には不平もあり騷擾もあつたので、さう云ふ分子の布哇なり亞米利加なり、又は滿洲・西比利亞等に散在して居るのは百萬人にも及んで居る。夫等が常に日本と外國の國際干渉を起して朝鮮統治の邪魔をしやうとする。又た朝鮮人は古來强國の間に介在して巧みに其の間を潛つて自分の國家を維持した、と云ふ習慣が民族性を成して中々脫けない爲に、始終或は日本と亞米利加の關係、或は日本と支那との關係を色々と妨害する。故に朝鮮の統治を行ふには先づ外國關係を能く知らなければならぬといふ困難がある。

■第四は耶蘇教の勢力である。由來朝鮮には外國宣教師の勢力が深くて之を閑却することが出來ない。耶蘇教にも色々宗派があるが就中亞米利加の宣教師の勢力が强大である。而して其の勢力の朝鮮に這入つたのは隨分古いことで、又た朝鮮には耶蘇教が這入り易く、外國の宣教師から見れば世界第一の耶蘇教の收穫の多い地方として居る。其故は朝鮮では頓と佛教の勢力が無い。高麗朝の頃佛教が政治に干渉して政治を腐敗せしめた所から、其の反對に佛教を迫害し之に代ふるに儒教を以てした。道教もあるが、儒教道教共に民心を支配する力は無い。それで國が積衰積弱の極、終に亡國

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺灣の統治は創始的なるも朝鮮のは繼承的

的になつて朝鮮人は悲觀して居る際であるから、政治に志を得ざるもの政治に失敗したるものは皆な耶蘇敎に這入つた。其の勢力は中々侮ることが出來ない。それでクリスト敎からは矢張り自由とかデモクラシーとか云ふ方に來易く、又た耶蘇敎的の信念から來るものは先づ眞似目で人道的の精神でやつて居るから中々侮ることは出來ない。現に一昨年の獨立運動の騷ぎの如きも矢張り大多數はクリスチヤンで、男女とも中々犧牲的の精神で來て居る。之が又た朝鮮の治め惡い所以

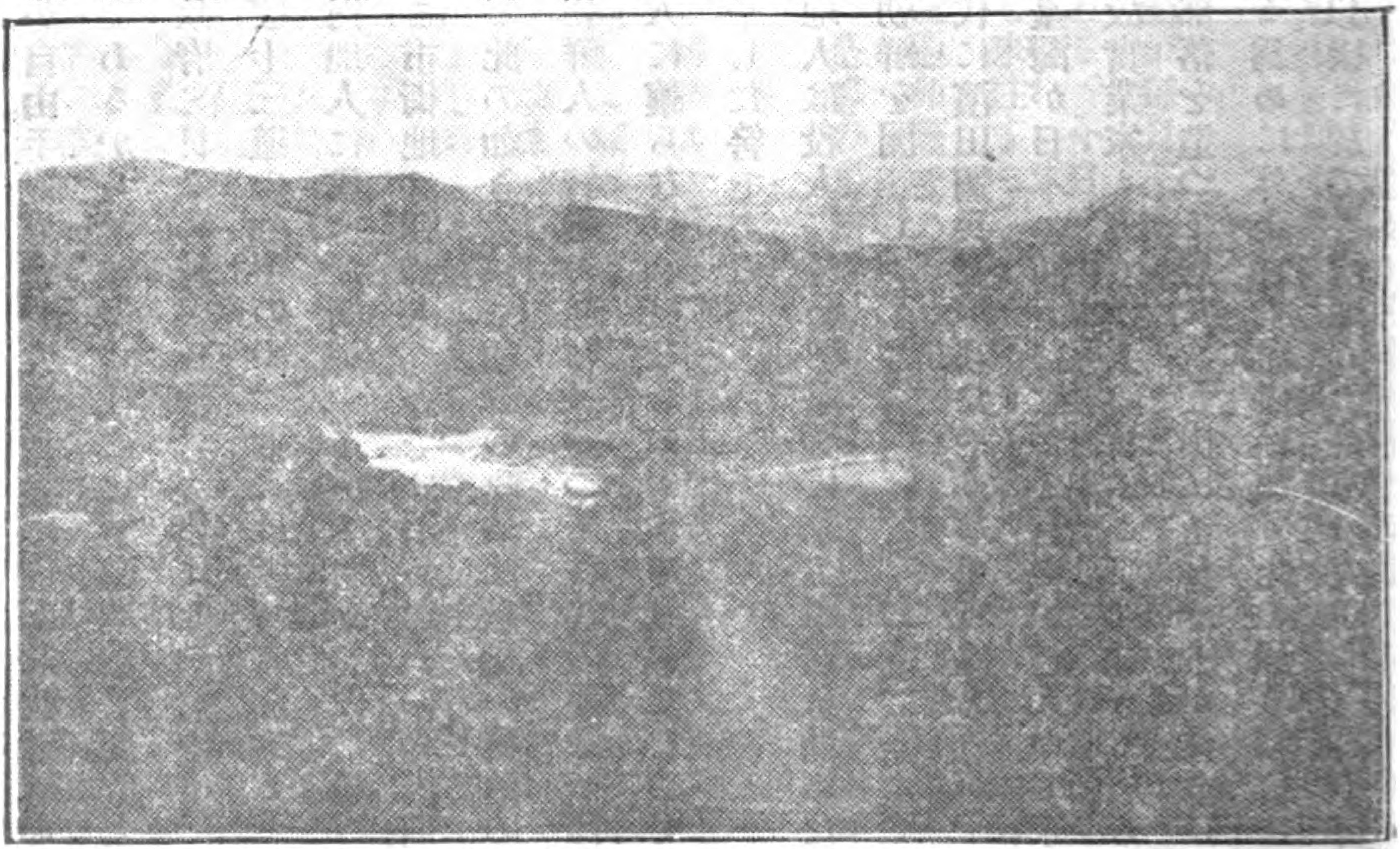

田總督巡視の社子山より觀たる官佃溪埤圳貯水池（確定地）

で單に武力のみで壓制する譯には行かない。縱し壓制しても永久に日本の利益にはならない、どうしても精神的の解決からゐかなければならぬと云ふ問題となつて居るのである。

■もう一つ臺灣に比して朝鮮の統治の困難なことは日本の臺灣の政治は創始的施政である。之に反して朝鮮のは繼承的施政である。即ち臺灣は條約で清國から日本に割讓されて日本の官憲が政治を敷いた。其の間には何等舊政府の勢力を受繼いた

朝鮮は日本人の事業家先づ來りて官吏之に次ぐ臺灣は之に反す

所はない。全く日本の役人が自由手腕で臺灣人の利益になる政治を新らしく始めることが出來た。之に反し朝鮮は任意の合邦であるから統監府時代には統監政治と兩立して朝鮮政府が存在してあつた。それが合併に因り朝鮮政府と日本の統監政治と一緒になつたので、隨つて今の政府は皆な昔の政府の引繼ぎである。譬へば十三道の知事の中、七人は朝鮮人である。これは中々減すことは出來ない。一度朝鮮人を減して内地人に代へた所が中々喧ましかつた。郡守は悉く朝鮮人であるが、之も數年前に内地人の集團せる市街地は朝鮮人郡守では治め惡いので内地人に代へた。所が矢張り朝鮮人は大分之を非難して居る此の如き次第で朝鮮の政治は臺灣の統治のやうには行かぬ。加ふるに元々任意の合邦であるから朝鮮人の智識の進むに隨つて彼等の要求が段々激しくなる。官吏の位置も段々内地人の位置を朝鮮人に讓らなければならぬやうな氣運になつて居る。現に昨年以來の改革でも朝鮮人の役人の數を殖やした筈である。

■もう一つは臺灣在住の内地人は役人に踵いて臺灣に來て事業を始めたのであるが、朝鮮在住の内地人は役人より先きに來て朝鮮を開拓し、官憲は其の内地人に踵いて後から來たと云ふ順序である。臺灣の歷史を觀ると和蘭時代に濱田彌兵衛が來たやうな事實はあるが、爾來殆ど内地人の臺灣に事業をしたことは聞かない。臺灣が日本の領有になつて官吏が這入つて來てから内地の實業家が這入つて仕事をし始めた。それ故實業家も善く役人の言ふことに從うて居る。之に反して釜山には明治の初年頃既に立派な日本の部落を造つて居た。元山にも日本人が先きに行つて事業を始めて居た。是等日本人の利益を保護する爲めに外交官も出掛けた。此の如く朝鮮に於ける日本人の利權は日本人自ら開拓したので、併合以後に於ても内地人の古參の人間は一向總督などを怖れて居ない。一體

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺灣は絶海の孤島なるも朝鮮は大陸との交通路なり

朝鮮は上述の事情を斟酌して諸問題を決せざるべからず

臺灣は栽培植民地なるも朝鮮は農業植民地なり

朝鮮を開拓したのは誰れがやつた、吾々が苦辛慘憺の結果ではないか、といふやうな風である。今日はそんなことを言ふものも少くなつたが、要するに內地人の事業を始めた事情が朝鮮と臺灣とは全く正反對である。

■其他臺灣は絶海の孤島で船が毎月三四回內地と交通するに過ぎぬが、朝鮮は大陸と地續きで日本の鐵道は北京に行く大道である。今日は西比利亞線は無いが、以前西比利亞線のあつた時分は歐羅巴と日本の交通乃至は支那と來往する客を輸送する船が馬關海峽に毎月二回宛雙方から往來交通する狀態であつた。右の如く交通頻繁であり其他朝鮮は極めて內地に近く、中國九州邊からドン〳〵小船で日本人が渡つて居る。是等の事情も臺灣と餘程趣を異にして朝鮮統治を困難ならしむる原因となるのである。

■右樣な深い原因があるので朝鮮は　治上にも行政上にも臺灣のやうに簡短に治めると云ふ譯にはゐかないのである。或は臺灣から朝鮮を眺めて觀ると、どうも朝鮮の當局者は愚圖々々して徹底しない。殊に經濟上の發達は甚だ幼稚であると云ふやうにも見られるが、中々さうは行かないのである。要するに臺灣は日本の領土であると云ふ其の問題は疾くに解決されて居る。唯々島民を撫育して善政を施し、其の幸福を增進すれば良いので、全力を注いで經濟的發展に努力することが出來るに反して、朝鮮では領土と成つたと云ふことに就て色々問題を惹起して居る。第一に朝鮮を確實に日本の領土にして居ることに斟酌して、注意を拂つて諸問題を極めなければならぬ。隨つて經濟の發展許りに力を用ゆることが出來ないといふ狀態になつて居るのである。

■次は經濟的發達に關する兩者の差異を述べて見たい。第一に臺灣は日本から觀れば學術語では栽

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺灣には世界的產物多く朝鮮には無し

拓殖民地（プランテイング、コロニー）である。即ち內地に餘つた豐富なる資本と優秀なる智識とを持つて來て此の熱帶に人物を（エキストラクト）する、さうして富を作ると云ふことにあるので、臺灣は氣候風土から言ふても日本の農業殖民地ではない。成程過去に於て農業殖民地を作らんとする試みがあつたやうである、或は臺灣の或る地方には此の試みが可いか知らぬ。が臺灣全體としては決して日本の農業殖民地では無い。之に反し朝鮮は氣候風土が最も內地人の移住に適當して居る。隨つて從來農民移殖は朝鮮に對する日本政府の方針であつて、任意的移民の外に中國九州から移住する。其他に政府の保護を受けて居る東洋拓殖會社が移民事業をやつて居る。勿論千七百萬の朝鮮人のある所に割込むには多少の困難がある。それが爲め色々問題を惹起するが併し人口の密度から言ふと、臺灣が一平方里に二千八百九十六人、內地が二千二百四十五人、朝鮮一千百九十一人、の割である。勿論臺灣は蕃地を除外してあるので密度が一番多くなつて居る。朝鮮は多少天惠が薄いと云ふても內地の半分であるから、まだ／＼內地人の這入る餘地はある。併しながら從來朝鮮人の居る所に割込むのだから困難で、之を強くやると西比利亞の方に出て行く。さう云ふ風に日本から見て臺灣と云ふものと朝鮮と云ふものは性質が違ふ。

今度は產業の種類性質からも違ふ。臺灣は熱帶的の植物に富み謂ゆる世界的物產がある。例せば樟腦の如きは世界の市場に出る。茶も主として亞米利加及南洋に搬出する。砂糖も內地の販路を充した上世界市場に出す。之が先づ臺灣の主要產物である。之に反し朝鮮には日本內地を相手とし世界の市場を相手にする物產は今は一つも無い。朝鮮の主要なる物產は米で平均千五百萬石、水利事業を改善すれば今少しは收穫があると云ふが、之も朝鮮人に割當れば足らないが、然し幸にして朝鮮

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

金は臺灣よりも多し

水產業としては巨額の產地

貿易は朝鮮に於て進步著るしきを見る

の北の人民は米を常食とせず粟を常食にして居る。咸鏡南北・平安道の北の民は玉蜀黍・唐黍を食として居る。それで朝鮮からは澤山の米が內地に輸出することが出來るのである。次の農產物は棉である。木棉は全羅南部・慶尚道等で兎に角立派なものが出來る。是等は皆な內地に向つて朝鮮から行く。次は牛である。臺灣では殆ど食料に供する牛は無いが、朝鮮では北韓の寧安・咸鏡の牛は非常に味が良い。今日神戶で賣るのは是等の牛で、內地に送つて一二箇月神戶に養つて置くと氣候の加減から非常に味が佳くなる。尤も食牛は浦鹽にも行くが主として內地に行く。又た大豆は內地に行つて味噌醬油の原料になる。斯う云ふやうに內地の足らないものを朝鮮から補充する。鑛物では金が出る。これは臺灣の比では無い。朝鮮は到る所金山に富み平均一年に千萬圓は出る。これは悉く朝鮮銀行で購ひ集めて日本で金貨本位の基礎になる。昨今は金の產出が餘程減りました。次に鐵も矢張り日本では產出稀少であるが、朝鮮の鐵は九州の八幡の製鐵所の原料になる。昨今三菱が製鐵所を造つて居るが相場下落の爲めに消極的にやつて居る。次は水產業としては巨額の產地で、汽船が下ノ關から來て獵場で漁獲物を氷詰にして中國は勿論、大阪東京にも持つて行く。乾魚は皆な支那に行くが、朝鮮の航路の關係から一旦釜山若くは神戶に送り、神戶や門司のレツテルで支那行となり、或は臺灣に來て居るのもある。先づ經濟的發展に關する日本人の「コロニイ」として朝鮮と臺灣の差異及物產の種類は右申した通りである。

更に貿易額に就て述べて見たい。臺灣の內外貿易總額は大正六年には二億三千百萬圓、同年の朝鮮の內外貿易額は一億八千六百萬、此の如く大正六年迄は六倍の面積を有する朝鮮の貿易額が却て臺灣に遠く及はなかつた。之を觀ても如何に臺灣が富裕で朝鮮が貧弱であつたかゞ判る。所が大正

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

耕地面積に就ても朝鮮は有望なり

七年になると臺灣が二億四千三百萬圓に朝鮮が三億三千二百萬圓、更に大正八年になると臺灣が三億三千二百萬圓に朝鮮の五億萬となる。臺灣は段々朝鮮に越されて來たと云ふことになる。併し面積人口から言ふと臺灣の貿易額の五六倍を持たなければならぬのに僅かに臺灣と駈足して居るのでは敢て朝鮮の誇りにはならない。であるが此の貿易總額の進歩の度合を比較して見ると其處に面白い事實がある。それは統計で觀ると臺灣の貿易總額の進歩は、改隷以來二十三年目で臺灣の貿易は十倍に達した。朝鮮は十六年目に十倍で朝鮮の數字がずつと早い。是れ許りではゐけないが臺灣貿易の進み方は緩漫で朝鮮は急激に進む。

■もう一つ耕地の面積を觀ると臺灣では耕地面積の進歩は甚だ遲々たるもので十年目に百分の八、之に反し朝鮮は同じ十年間に十分の八增して居る。人口當りの貿易總額を觀ると貿易總額の人口一人當りが臺灣は一人一年に九十七圓四十二錢、內地は七十八圓三十二錢、朝鮮が二十九圓九十七錢である。又た田畑の總面積は臺灣百分の四十、內地百分の十四、朝鮮百分の二十九となる。これは內地は山が多く耕地が少い、臺灣は總面積中の山岳を除いて平地の割合が多いと云ふことになる。又た耕地とすべき比較を申すと、朝鮮にはまだ〳〵開くべき面積が多く餘つて居る。臺灣はそれが少い。要するに臺灣は小さい面積であるに拘はらず、今日の發達が殆んど內地に比しても朝鮮に比しては勿論、非常に拓き盡した土地であると云ふことが言へる。それは人口の密度、在來の總面積の割合及進歩の遲々たること、又た貿易總額の一人當りからも、更に貿易額の進歩の甚だ遲緩なること等を考へても、臺灣の經濟的發達は極端に達したのでは無いか。或は內地人が朝鮮にのみ働いて居るのではないかと疑はざるを得ない。これは將來大いに攻究しなければならぬこと丶思ふ。

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺灣に遣利少く朝鮮には多し

■右の點に就ては朝鮮は其の面積人口に比して現在の進歩は甚だ幼稚である、といふことが經濟的發達の上から言はれる。夫れが爲か臺灣に於ける事業家が最近五六年前から段々朝鮮に廻つて來る。荒井君●賀田金三郎君●藤山雷太君の一派が朝鮮で事業をして居る。其人等の言ふのを聞くに、どうも臺灣は殆んどやり盡して殘つて居るのは僅かに二三分に過ぎない。朝鮮にはまだ七八分殘つて居る。延いては滿洲蒙古にも行くと謂ふて居る。或は現在統計の事實から言ふと、今私の申した事情が確かに肯綮に當つて居りはせぬかと思ふ。

朝鮮に於ける實業家の注意

唯々玆に實業家の參考に申したいことは、臺灣から朝鮮に廻る人は兎角臺灣の如くに、朝鮮で實業をするにも政府の保護奬勵がある、政府が世話を燒いて異れるものと思ふ。それが大變に裏切られる。前述の如く朝鮮統治が非常に六ケ敷くて、朝鮮人の思惑や利害其他色々の事情に注意しなければならぬ。それ故内地人の事業をのみ迂濶に扶けることは出來ぬと云ふ事情がある。其の事情を知らずして臺灣通りに政府から保護されるものと思つて來ると大變失望することになる。先づ臺灣と朝鮮の政治的行政的若くは經濟的の相違の點は右申した通りで是れで大體私の考を申述べた積りである。

邊治要論又は安邊政策

■最後に最近の趨勢に就て私の觀る所を掻い摘んで一言申したい。コロニアル、アドミニストレーションといふ語は植民政策と譯するのは甚だ妥當でない。私はまだ未確定であるが斯う云ふ字を使ひたいと思つて居る。即ち邊治要論又は安邊政策といふやうな字を使ひたいと思ふ。そこで私は邊治要論●安邊政策、としては歐羅巴の大勢とは全く違つて居る、自分の根本の方針の定まらざるやうな從來の遣方では行かぬと思ふ。今日世界の思想が非常に混亂して居るが、これは決して無理からぬことで、要するに歐羅巴の世界大戰は世界の思潮に大激變を來して世界の人心は今日其の進路に

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

十九世紀を支配せる進化說

物質的競爭の結果は歐洲の大戰

人類社會を救ふべき人道主義

ウイルソンの提唱

今後世界を救ふべきは此の思想

迷ふて居る。此の後百年二百年、世界の人類社會はどう成り行くかも分らぬ。隨つて思想の混亂は實に止むを得ないのである。淺薄ながら私の研究した結果では、歐羅巴の大戰以前の十九世紀以來の世界の思想は、總ての方面に於ける世界の思想の根抵はダルウヰンの進化論である。これは人類生存の上に於ける進化の途行きを說いたのであるが、其のダルウヰンの打ち建てた適者生存・優勝劣敗と云ふ原理は、總てのものに應用された。卽ち政治學、經濟學、哲學等に迄各學派によつて稱道せられたのである。而して之を組織的に大袈裟に實際政治に應用したのが獨逸である。卽ち國民の愛國心を鼓舞し實業を奬勵して其の物質的競爭に努力した結果が彼の歐羅巴の大戰爭となつたのである。それが五年間續いて人を殺すこと幾百萬、金を費すこと幾千億、寔に慘憺たる修羅場を現出し、之が爲に歐羅巴の文明が殆んど破壞され掛つて居るのである。之を如何にして囘復するか。

單に物質的見地により、又た單に腕力の競爭に依つて救濟すると云ふことでは、人類の不幸で結局人類社會の滅亡を來たすに外ならぬ。故に單に物質的思想で無く精神的思想で、又た力許りでなく道德的見解で社會を支配しなければならぬ、と云ふことが、戰爭の慘禍に鑑みた歐羅巴の識者學者の裡に湧いて來た思想である。其の結果が國際聯盟の提唱となり、ウヰルソン大統領の十四箇條の提議になつたのである。然し之はウヰルソンの獨唱ではない。從來の物質思想の極端の弊害に省みて之を矯め直さうと云ふので、ウヰルソンは人道主義を代表したに過ぎない。勿論ウヰルソンの理想は人類社會の救濟と云ふ高尙な目的で提議したのであるが、偖て之を實際に應用すると、英吉利・佛蘭西・伊太利の如き各々自國の利害得失の見地から議論するので、トウ／＼今日の不完全なる國際聯盟の條約が出來たのである。今日は其の反動で以前のウヰルソンは寔に困つて居る。然し之は人類

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

大戰以後植民政策の原理は變化を來せり

弱國の利益委託主義

統治者は被統治者の心理狀態を察せざるべからず

を數はんとする高尙な目的に出たのであるから、今後百年は此の思想が世界を支配するであらうと思ふ。

■右の如く歐羅巴の大戰以來世界の思潮は全く一變し、隨つて吾々の邊治要論●安邊政策の原則が變つて來た。要するにそれは强者の權利、弱者の進利であるが戰爭以後の殖民政策は其の大原則が變つた。それは何かと云ふと委任統治或は保育主義即ち强國が弱國を支配し若くは甲の人種が乙の人種を支配するのは決して强者の利益の爲に支配するのでなく、其の支配される人民の利益の爲に謂はゞ委託を受けてそれを支配するといふので、結局は保育主義であるといふ風に根本が變つて來た。此の事は既に英吉利の學者も公言し、識者も論じて居る。其他英吉利の實際政治を觀ても埃太に對し又た印度の自時に對しても非常に寛裕になつた。勿論治者の强國の利益を犧牲にし不利益を忍んでも弱者の利益を保護するを要するやは問題で、要するに人間は本能滿足の利己主義であるが、社會の共同生活から言へば、利他心愛他心を以てするので、國家に就ても一國の存在が根本條件に相違ない、併し同時に支配される民族人民の利益幸福を眼中に置かねばならぬ。此の事は吾々日本人は善く其の大勢の推移に著眼して過らないやうにしなければならぬと思ふ。統治者は動もすれば統治者の考を標準とし、統治者の心理狀態を以て被統治者に臨まんとする傾きが見えるが、これは被統治者の心理狀態を察し其の感情思想を吟味して中正を得るに力めざれば事を過るであらう。兎角自分の理想自分の標準を一點張りに進むのが常であるが、これは決して正しいとは言へない。同時に治められるもの、心理狀態を頭の中に入れ、如何に彼等が欲するかを考へて中正の道を行かなければならぬと思ふ。英國人は世界に於て一番超越した民族であると自信し、而して英國人は他の人種

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

神の選ばれたる優越民との自信

亞細亞を指導すべき東洋の優越民たる日本人

を支配すべく神より選ばれた人種であると云ふ觀念を持つて居る。斯の如き觀念と確信を以て他の民族に臨んで來たので、彼は又た己れ自らをも正しふすべきものと信じて居る。それが迷信であると否とに關せず、そこに正氣剛氣を生じて如何なる場合にも一身を犧牲にして事に當つたので、それが英國の世界に大を成した所以である。日本人も恰度西に英帝國がある如く、東に於ける英國として、吾々は亞細亞の先覺者となり亞細亞を導く大使命を果したい考は皆な持つて居る所である。併しながら日本人の優越して居ると云ふ考は物質的優越であつてはならない。精神的の優越であること猶は彼のアングロサクソンの如き強い觀念があるのでなくてはならぬ。亞細亞モンロー主義も可いが之を行ふには單に自分の武力、物質的力ではいけない。高尚な道德即ち他の民族に感化を及ばし文化を進め、其の幸福を增進する所の誇り愛他の強き觀念がなければ、日本は到底大を爲すことは出來ないと思ふ。これは世界の大戰から殖民政策の原理に變化を起して來た大なる原因である。(完)

改隷前の臺灣石炭礦業史（承前）

總督府技師　福留喜之助

第一　沿革

其二　採掘公許後の石炭礦業(二)

清佛戰爭は單に八斗官營炭山を破壞したるのみならず、爲に民行炭山も亦多く廢山の厄に陷り、斯

業は全く衰頽せり。

劉銘傳の臺灣巡撫

光緒十一年（明治十八年 西暦一八八五年）左宗棠の議を容れて臺灣を一省となし福建巡撫を改めて、臺灣巡撫となすや、福建巡撫一等男爵劉銘傳は擧げられて第一次臺灣巡撫に任せられ、大いに臺政の刷新に着手せり、就中礦業に關しては光緒十三年（明治二十年 西暦一八八七年）礦務總局を設け巡撫の直轄とし、煤務局を設けて官營炭坑を管掌せしめたり（臺灣年月誌其他）先是淸佛和成るに及び民行炭山漸く舊に復し、八斗官營炭坑も亦た商人張學熙なる者許可を得て採掘に從事せしが、損失を蒙り退辨を乞ふに至り、南洋大臣曾國荃、船政大臣裴蔭森等商議して資を湊め、別に商人の株主を集め約四十餘萬兩を擁し乃ち光緒十三年正月（大陰曆）之を接辨して張鴻卿を總辨とし、更に新式機械を設備し外國技師を聘して、採掘に從事せしに舊礦の產炭多からず且經營宜しきを得ざるに依り利益を得ることを得ず、遂に商人等は脫退を乞へり、依て止むを得ず同年十二月（大陰曆）に至り官に於て回收し之を經營することゝせり、

煤務局

英商の炭業承辦の希望は不許可に歸す

然るに料らずも炭層已に竭きんとし、技師をして調査せしめたるに、更に資本を增加し別に新坑を開くにあらずんば利益を獲得する能はずとの報告を提出せり、當時臺灣に於て更に此の經費を支出するの途なきに苦しみつゝあるに際し、英國領事德瑞より英商范嘉士なるもの資本百餘萬兩を準備渡臺して承辦せんことを希望する旨推薦し來れるを以て、劉銘傳は詳議章程十一條を奏請して之を許可せんとせり、此奏請は軍機處より總理各國事務衙門及戶部に抄錄交付せられ審議を命せられたる結果、前者主稿となり後者之に會同して劉巡撫の苦衷は之を諒とするも、地理的關係に於て國防上洋商に請負稼行せしむるの不可なるを極力駁論し、且つ該山は一時之を閉鎖し、他日多額の資本準備せらるゝを待ち再び有望の區域に於て別に新坑を開くべきことを覆奏（後出奏文の一）し、光緒十五年八

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

劉銘傳の官民合辨の奏議容れられず

劉の善後策は再び許されず

月七日硃批を得たり、斯くて此の趣旨は上諭となり劉に傳達せられたり、依て劉は英商の請負採掘願を斥け、黨鳳岡を委員として炭坑の事務を整理せしめ、一面富商蔡應維等を招き計る所あり、卽ち炭坑設備の機械器具を十萬兩に見積り、官の出資とし官一商二の割合を以て金三十萬兩の合資組織として炭坑を經營するに決し、光緒十六年七月一日を以て官民合辨に移して、經營を一切商人に委し而して後に事情を具陳し再び奏議を奉れり（後出奏文の二）然るに此の決行は素より劉の獨斷に出で、其の奏議は事後の報告に過ぎざるの嫌あるを以て、甚たしく戶部等の感情を害したるもの丶如く、劉の批准せる合辨章程中疑ふべきもの三、必ず行ふべからざるもの五ありとし痛く駁擊を加へ、且つ直に採掘を停止し更に善後の方法を講究して聖裁を仰がしむべく覆奏せり、是に於て上諭は更に劉に下り、劉は上諭に從ひ光緒十六年九月二十日を以て蔡應維等の採掘を停止し、且つ吏員を派遣して一切の引繼を爲さしめ、一面藩司道沈應奎及臺灣道唐景崧に命じて善後策を講究せしめ、其の復命に基き該炭坑の採掘停止は船政廠、鐵道、艦船等に及ぼす石炭の缺乏其の他鹽價の昂騰、關稅の減少、鑛夫千餘人の生計問題等に及ぼす影響頗る重大なるものありとし、事業繼續の必要を縷々具陳し、其善後策としては大いに節約を加へ、從前通り經營を試み、若し損失多きに至らば始めて採掘を停止し、資金の準備成るを待て新坑を開くの外策なきを奏請せり（後出奏文の三）此の奏議は又戶部及總理各國事務衙門に審議を命せられ、戶部等は合議の上更に其の意見を覆奏せり（後出奏文の四）玆に遺憾なるは此の上奏中意見の所に至りて殆ど其の全部を逸脫することとなりとす、然れども畢竟採掘停止の主張なりしは前後の關係上推想するに難からざるなり、左に掲ぐる以上の上奏文は臺灣總督府礦務課に保管せらる丶寫本に據れり、文中字體不明のものあるも判讀に難からず、又劉の第一回奏文及戶部

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

等の第二回覆奏文を缺くも、其の要旨は左の上奏文中に反覆摘載せらるゝを以て之を明かにするを得べし。

（一）　總理各國事務衙門王稿戸部會同の第一回覆奏文の譯文（原文略）

光緒十五年七月十日を以て軍機處より抄錄交付せられたるものは卽ち臺灣巡撫劉銘傳の奏請に係る基隆炭礦の官營は其成功を期し難きところ現に英商の承辦せんとするものあるを以て之と合同の契約を訂結し以て靡費を節せんとす又新竹牛頭山は舊と石油を產するを以て之をも併せて該商に依りて開辦せんとするの二件とす查するに該礦に關する原奏に曰く基隆炭礦は先に商人張學熙と云ふ者許可を得て採掘に從事せしも損失を蒙り退辦を乞ふ是に於て南洋大臣曾國荃船政大臣裴蔭森等商議して資を湊め別に商人の株主を集め乃ち光緒十三年正月を以て之を接辦せしに舊礦の產炭多からず且資本少きに依り經營年餘に迨ふも利益を得ることなきを以て商人等は脫退を乞へり依て止むを得ず十三年十二月に至り官に於て回收して之を經營することゝし而して其の商人の資本竝に船政の官本全額は當分之を臺灣捐輸項下に留存し追て方法を設けて撥還することゝなし又洋人瑪體藤を派遣して從前商人の經理章程に倣ひて取扱はしむ云々先後己に奏明を經たるが如し然るに料らずも炭源己に竭きんとし出炭日に減退して今日まで年餘に及び其の產額と經費とを總計するに每月銀三四千兩を支出す技師の調查に據れば更に資本を增加し別に新礦を開くにあらざれば利益を獲得する能はず然るに目下臺灣にては更に此の經費を支出する方法なきところ茲に英商范嘉士と云ふ者資本百餘萬兩を準備渡臺して承辦せんことを希望する旨を英國領事德瑞より推薦し來れり其の言ふ所に據れば調查濟の區域にては別に新礦を開くべきも當分八斗舊礦を先

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

づ引受けて開辦し且八斗の炭礦の官設器械等を銀十四萬兩として分期償納せむとす乃ち詳議章程十一條を奏請せしに依り玆に本衙と戸部と合同經議すべきこと飭下せらる

臣等査するに臺灣炭礦は開辦已に十餘年未だ著しき成功を見ざるは卽ち資本の充分ならざるに由るものにして其の經營の善からざるには非ざるなり今之が補救の法を設け洋商をして承辦せしめんとするの議は亦該巡撫已むを得ざるの苦心に係れるもの且合同詳議章程内に年限を規定し界限を指示し及び波止場を修築するには別港の區域に於てするを許し華民には附近地にて開掘するを許さゝる等の各節の如きは都て炭礦の利益保護の目的なりとす然りと雖も本地民生に於ては殊に妨碍あり必ず民情の願ふ所に非ず且臺地たる海外に孤懸し基隆は實に樞要の區となす而して該處の炭礦は乃ち中國自ら有するを以て利とするに一旦之を外人に附して二十年の久しきに迨ふまで盤据せしめむか儼然地主と同じく忽ちにして洋房を建築して以て聚族日に衆きに至らば恐らくは滿期の後又別に枝節を生ずるあらん況や石炭は汽船の必需品なるに由り附近地の石炭を其壟斷に任せんか若も海疆有事のとき彼れ必す一氣聯絡以て其の應接を杜絶せんとす是を以て垂涎已に久し黑龍江の金鑛、雲南の銅錫各鑛の如きも已に洋人境界を踰越して踏査經營するを以て該地將軍督撫等其の窺覦を阻止せんとするの方法に就て奏請するあり故に若も英人に炭礦を承辦せしむるときは恐らくは他國亦之を以て例となし紛々來りて要求するに至らん此の時に當り倘し之を拒絕せんか彼將に彼に厚く此に薄しと爲し隨て種々の煩累を生せんとす是れ此の小利を得んが爲に轉して外人の口實となるものなり臺灣の炭鑛は創辦以來苦心經營するところ臣等倘ほ細勘經議し而して流弊を防遏して其の經理を改善し以て自ら其の利權を保護せんとす據て臺灣巡撫に對し愼

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

で實良に任じ能く積弊を除き而して八斗の炭礦は別に官に於て誠實に辦理すべき旨を飭下せられんことを請ふ其の炭源己に竭き出産額は經費を支ふるに足らざるが如きは巡撫に於て其の形勢を酌量して開採を停止し而て多額資本の準備せらるゝを待て再び有望の區域に於て別に新礦を開くときは乃ち利源の外洩を妨ぐのみならず從來の諸器械も亦之を運用すべきなり又牛頭山石油の件に至りても同一なりとす依て英商承辦請願の件は之を議に上すを要せざるべし故に茲に臣等遵議の理由を恭錄し伏て聖鑒訓示を乞ふ

總理各國事務衙門主稿會同戸部

光緒十五年八月七日　硃批　議に依る

（二）　劉銘傳の第二回上奏文の譯文（原文略）

臣再び上奏す軍機大臣より光緒十五年八月七日上諭を奉するに本日總理各國事務衙門と戸部と會同して劉の上奏に係る基隆炭礦を英商に請負はしむるの件に付き反駁せし奏議に對ては己に詮議の通り行へり即ち同衙門の奏する所に依り愼んで賢能なる吏員を選み積習を破除し炭礦の各事は宜しく愼重著實なるべし經理を爲すは總て人を用ゆる宜しきを得るに在り自ら漸次成效を收むべし若し産煤日に少く損失太だ多ければ亦應さに情形を酌量し別に方法を計畫すべし等の次第此の旨心得べしとの上諭の趣きを轉達し來れり之を拜承し仰で聖謨の周密籌慮の精詳なるを見恐懼名くるなし臣査するに基隆の煤礦は官營より創まり積習太だ深く用ゆる所の委員も稍々不當の者ありて支拂を揑造報告せり其の洋人を用ゆるに至りて較々著實たるも又た費用の不當支出を爲し船政並に臺灣製造局及各汽船毎月の需用せる石炭數千噸に對し停止して採掘せず因て昨年十月洋

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

人を解雇し委員候選知縣黨鳳岡を派遣して之を取り扱はしめ一面尙は商人を募り引き繼かしめたり黨鳳岡は情面を破除し力を極はめ整頓し本年正月より以後漸く景氣を恢復せり依て商人風を聞き前後請負を出願するもの數件あり其の意は皆な重に官の資本を借用するに在るを以て臣は概して之を不答に置きたり現に全臺の撫墾事務通政司副使林が富商候選知府蔡應維、雲南候補道馮城勳、職員林元勝等を招き問ふ所あり之に資本金三十萬兩を

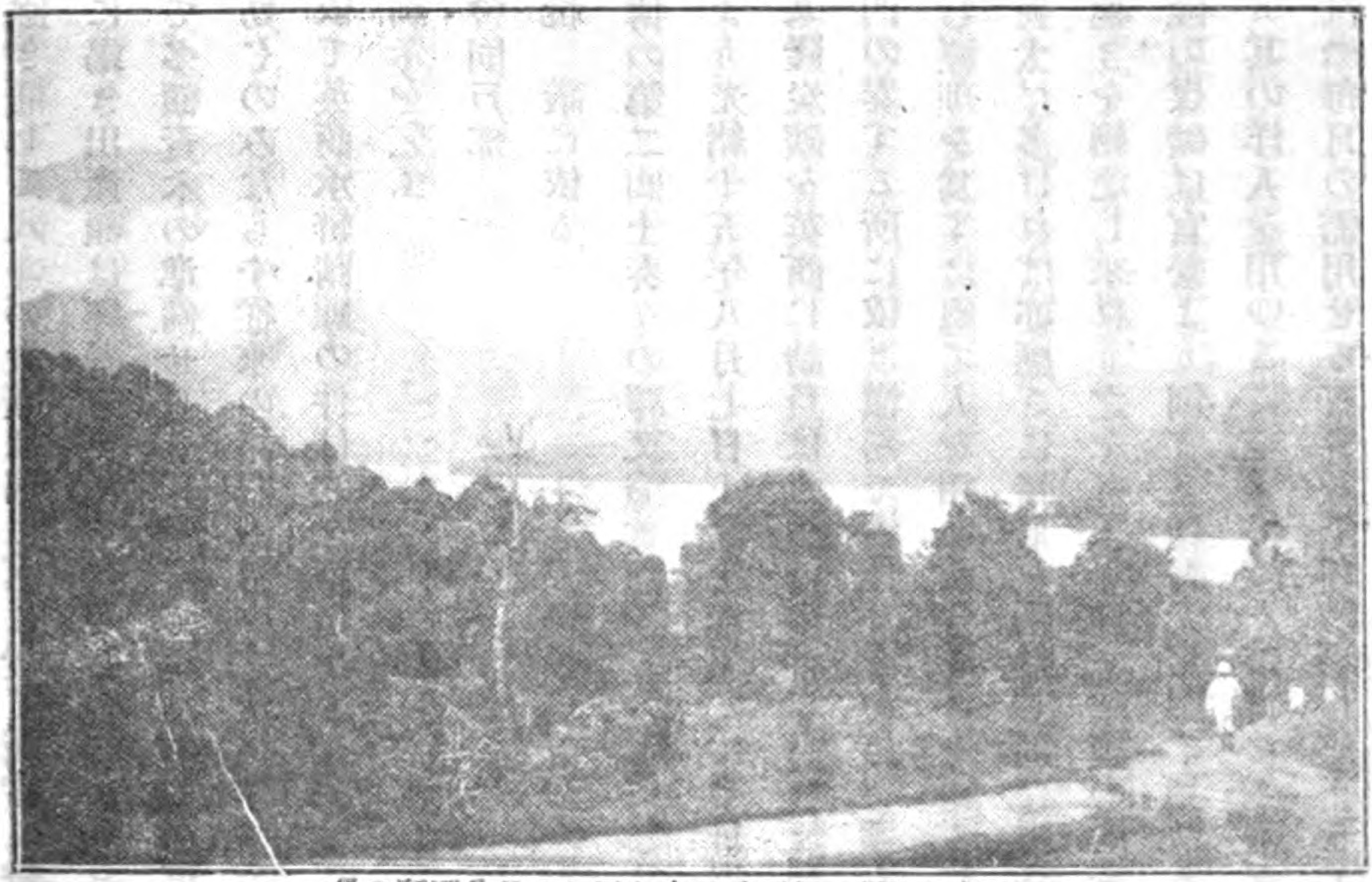

田總督の巡視、朝霧珠仔山を罩むる日月潭頭の景

集め官と合辦せん事を希望し卽ち二十年を以て期限とし官一商二の割合にて原資本十二萬兩を納附し礦に存置する新舊の機械器物を引き受け之を十萬兩に見積り官の資本と爲し其の餘は每日石炭を納附して差し引き礦務一切は商人をして之を經理せしめ官は間渉せざる事とし將來は損得に論なく資本により之を三分して計算する事と爲さんとて蔡應維等規則を起案し申請し來りしに依り臣は詳に調査を

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

爲せしに尙ほ不都合の點無きを以て直ちに批准を與へ七月一日に於て民營に移し引受けしむる事に決定せり因て提出せし規則を戶部に移牒せし外總て基隆炭礦を民營に歸し請負はしめし次第を具陳し伏して聖鑒を乞ふ謹て奏す

（三）劉銘傳の第三回上奏文の譯文（原文略）

奏す基隆煤礦は旨に遵ひ商人の採掘を停止し並に籌議の情形を恭しく認めて復陳し聖鑒を仰ぐ

臣本年九月十三日軍機大臣より光緒十六年八月十五日附の戶部及總理各國事務衙門の會奏に係る臺灣煤礦の採掘を商人に請負はしむる章程は種々不都合あり因て中止を命せらん事を請ふとの上奏に對する諭旨を轉達せらる其諭旨に云く前きに基隆の煤礦は劉銘と英商と合同採掘を訂約せしは輕卒なるを以て直ちに諭旨を降し戒飾し且つ賢良を選擇し別に取扱方法を講せしめたれば同巡撫に於ては眞面目に經理を爲すべきに今回奏する所は僅かに富商を招き官と合辨せしむるに過ぎず其の章程の如きも戶部の調査に依れば種々不都合の點ありて疑ふべきもの三、必らず行ふべからざるもの五、ありと是れ實に隱微を抉摘し情弊に確中せしものなり此の事既に官商合辨たる以上は官が主持を爲すべきに一切擧げて商人に任かせ官は過問する能はず且つ章程内に各株主は皆な華人と云ふに拘らず西洋人を用ひ礦務を總管せしむるは情弊の顯著なるもの其の河道を開らき藩籬を撤せし一事は更に海防に於て大に關係あり況んや特旨を以て別に詮議を命したるに巡撫は更に上奏して旨を請はず卽ち章程を議立して急に著手せしは最も尋常輕卒の比すべきにあらざるに於てをや劉銘は部に渡し處分を議せしむ尙は同巡撫は此の旨を奉したる上は直ちに現に開始せる局を至急停止し遷延するを許さず從來重大の事件を取扱ふには必ず愼さに遠きを慮かり之を始

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

めに愼み己見を膠執すべからず亦輕々しく人言を信すべからず基隆の煤礦は久しく成效なければ同巡撫は熟思審慮し善良なる方法を講じ明晰に上奏し旨を請ひ決定すべし再び輕卒に施行し重咎を被むる事勿れと聖恩の寬厚にして籌慮周到なるを見之を拜聽し恐懼名づくるなし早速旨に遵ひ該商人蔡應維等に命し九月二十日に於て採掘を停止し一面吏員を派し引き繼かしめたり臣は久しく病中に在り精神萎頓し計畫恐くは周到ならざるに因て卽ち司道に命じ取扱に關し會議せしめ其情形を覆命すべき旨を達したるに玆に藩司道沈應奎、臺灣道唐景崧の覆命に據るに云く査するに基隆に出產する煤炭は原とより地方自ら有するを利とするも如何せん人工不廉に過ぎ民間炭礦本と多き事無く農業忙しき時は半は皆な停止し閑なる時始めて採掘を行ひ夏秋に値ふ每に民煤（人民の採掘する石炭）卽ち少なし因て前兩江總督沈葆楨は民煤の船政の需用に不足なるを恐れ八斗地方に於て官に於て採掘を行はん事を奏請したり惟だ官營は是れ迄每年十萬兩を損失し近年力を竭くし整頓せしも每年亦た四五萬兩の缺損を見るに至れり委員黨鳳岡事に從ふ事數月適々春夏久しく晴天に逢ひ井中の積水涸乾せしため煤を出すこと稍々盛んなりしを以て每月の損失も較々少なく千餘兩に止まれり現に査するに八斗地方の老井は煤炭已に本年六月に於て竭き僅かに一井を存ずるも出煤幾はくもなし商人蔡應維等資本を集め官と合辦せん事を奏請し三十萬元の費用を見積り別に暖々地方に於て新井を開掘せんとせしも煤礦の利息は本とより微なり新井は必ず三年にして始めて煤を見十年後始めて能く利を獲るものなり今商人をして採掘を停止せしめ官若し別に新礦を開けは獨り巨額の資金を準備する事能はざるのみならず以後逐年の損失費も亦繼續し難し若し採掘を停止すれば獨り船政の需用に供する能はざるのみならず臺灣の機器局、鐵道、汽船僅かに民煤に賴る

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

事となり亦た恐る需用に應ずる事能はざらん乎內外の汽船の上海香港を往來するもの半ば臺灣にて石炭を補足す因て商業關稅等盛況を呈す福州泉州沿海の船戶鹽を運び臺灣に來り石炭を積み取り福建に歸る鹽價爲めに低廉なり若し煤礦を停止せば商船來らず臺灣の關稅必らず減じ鹽船は戾荷なく鹽價は之れが爲めに必ず騰貴するに至らん且つ一たび停止すれば礦夫千餘人俄かに生計を失するを免れず加ふるに歷年機械購入の爲め費せし資本銀十餘萬兩は亦た全く廢棄を行ふ事となる該司道(布政使 道臺)等心を悉くし計畫するに目下の所唯た暫らく其舊に仍り委員を督令し特別誠實に經營せしめ以て船政及官船の需用に供し仍ほ隨時視察せしめ若し果して出煤少く損失日に多ければ總理各國事務衙門の前議に遵ひ採掘を停止し巨額の資本金準備成るを俟て再び煤炭產出豐富なるの區を選擇し別に新礦を開き以て利源を濬し而して成效を收むるより外方法なし等の次第覆命せり臣之が調査を爲すに相違なし是れ同司、道の計畫方法に依りて可然や否や伏して聖裁を俟つ

(四)　戶部主稿總理各國事務衙門會同の第三回覆奏文の譯文(原文略)

戶部等の衙門謹て奏す基隆炭坑に別に新坑を開掘するは果して效果を收むべきや否や調査を命じ之を明確にして更に議定し以て鑛務を重せんことを請ふ玆に恭しく開陳して聖裁を仰ぐ

基隆炭坑は諭示に從ひ商人の請負採掘を停止し且つ籌議の情形を發陳せる臺灣巡撫劉銘傳の奏議に就き當該衙門にて詮議の上奏上すべしとの光緒十六年十一月十七日付の御指令を軍機處より廻付せられたり

査するに原奏に曰く車機大臣より光緒十六年八月十五日戶部、總理各國事務衙門が會奏せる臺灣の炭坑を商人に請負はしむるは宜しきを得ず詮議あらんことを請ふとの件に對する上諭を轉達

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

し來りしに依り直に商人蔡應維に命じ九月二十日に其の採掘を停止せしめ一面要員を派遣して引繼を了し又司、道には取扱に關する會議を爲し其の結果を報告すべき旨を達したり依て布政使司沈應奎、臺灣道唐景崧は會議の結果を復命せり其の要に曰く基隆に產出する石炭は原と自ら有ずるを利とし前兩江總督沈葆楨之を奏請して八斗地方の官營炭坑を起せしが唯だ官營は從前より每年十萬兩の損失を生じ近來力を竭して整頓したれども每年尙四五萬兩の損失あり委員黨鳳岡は數月間辨理し適さに出炭稍々旺なりしも尙每月千餘兩の虧損を生じたり目下査するに八斗の老井は己に枯竭し僅かに一井の存するあるも出炭幾もなし商人蔡應維等は資本三十萬元を估用し官と合辨して別に暖々地方に新井を開掘せんことを出願せり此の計畫は三年後には必ず出炭を見るべく十年後には始めて能く利益を擧ぐべし今商人退辨して採掘を停止し官若し別に新井を開かは獨り巨額の資本調達に困難なるのみならず爾後逐年損失の費も繼續し難きに至らん若又採掘を休止せんか獨り船政上需用の石炭に缺乏を生ずるのみならず臺灣機器局、鐵道、汽船は僅に民炭に賴ること〻ならば恐らくば需用に應ずること能はさらん乎內外商船の上海香港間を往來するもの半は臺灣より石炭を積載す然らは商務關稅の衰頽を招かん福泉沿海の船戶鹽を運び臺に來り石炭を積み福建に歸る鹽價因て以て廉なり炭坑閉鎖せんか船舶來らず臺灣の關稅必す減し鹽は石炭の戾荷なければ其價爲に必す騰貴せん且つ一たひ閉鎖せは炭坑の鑛夫千餘人は生計の困難を免れす又從來機械購入に費したる資本銀十萬兩も全部を廢棄せさるへからすと該司、道等心を悉くし籌畫するに剗下唯暫く其の舊に依り委員を督令し格外に節約を爲し眞實に經理し以て船政及官用汽船の需用に應じ仍ほ時に之を看察し若し產出日に少なく缺損日に多きに於ては亦唯た總理事務衙門の

劉銘傳の卸任

前議に遵ひ開採を停止し巨額の資金準備成るを俟て更に新坑を設け以て利源を開き而して成功を收めんとす臣精査するに事實相違なし因て恭しく覆陳すと

臣等伏して査するに基隆炭坑は同治年間より始まる（以下覆奏の意見ならんも原書は寫本にて此間に脱句ありて不明）臣等熟議以て愼重を照らす若し御裁可を蒙らは至急便を以を巡撫に移牒し取計らはしむへし本奏は戶部にて起案し總理各國事務衙門と會同して取扱ひたるものなることを併せて聲明す謹て奏す

又彰化縣に達したる前記奏文に關する札文左の如し

洋商に石炭礦開堀の承辨を許可せさる案（原文略）

本年十月四日唐梟道憲よりの傳命を蒙るに曰く本年九月二十一日閩浙總督部堂の傳命を奉す即ち本年八月二十九日を以て欽命食總理各國事務衙門より戶部に移牒し光緒十五年八月七日合同協議し本日遵旨議覆せしところの臺灣基隆炭礦並に牛頭山石油礦は洋商の承辨を許さゝるの一摺は硃批を奉す應さに諭旨を恭錄し別に原奏を抄錄して貴督に啓行し以て欽遵辨理すべし本部堂に於ても亦合さに之を移行して遵照すべき等抄錄を附し本道に下達ありたるを以て更に玆に轉達を行ふ依て該縣に在りては之を遵照して違ふことなかれ但抄錄一紙を添付す

光緒十五年十月二十四日　欽加鹽運使銜在任福建道領授臺南府調署臺灣府正堂程

八斗炭坑は奏文にも示せる如く起業以來政府の最も苦心經營せる處、就中劉銘傳の最も力を盡せる處なりと雖も獨斷を以て商人と合辨經營せる一事は痛く戶部及總理各國事務衙門等の駁議を受け、遂に彼は其職を去らさるへからざるに至り、光緒十六年（明治二十三年西曆一八九〇年）十月卸任し、沈應奎巡撫を代理せり。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

劉が炭礦を重視せし事例

劉銘傳が如何に炭礦を重要視したるかは光緒十三年に彼が淡水廳より四堡を割きて別に基隆廳を置くべき意見を奏議せる籌議改設臺灣郡縣疏中に

（前略）基隆爲臺北第一門戶、通商建埠、交涉紛繁、現値開採煤礦、修造鐵道、商民屬集、尤賴撫綏、擬分淡水東北四堡之地、撤歸基隆廳管轄（後略）（淸、盛康編、皇朝經世文續編第九十一卷）

と述べ、其必要の理由として炭礦の存在を擧げたるに見るも明かなり、嗚呼彼は熱誠なる炭業振興策の爲に倒れたるなり、眞に惜むべき哉。

劉の失職と煤務局の廢止

光緒十七年（明治二十四年西曆一八九一年）九月劉友濂が臺灣巡撫に任ぜらるゝや、極力劉の積極的政策を縮小するに努めたるか、恰も當時八斗炭坑の出炭大に衰へ炭層盡きたりとの報さへ傳はりしかば、遂に煤務局は廢止となり該炭山は全然閉鎖せられたり。

五煤行の保護

爾來政府は復た直接炭業に關せざりしと雖も、官金を五煤行に貸下げ民炭を購買して船政局の需用に供給せしめたり、後右五煤行は民行炭山を買入れ自ら石炭を採掘して之を政府に賣上ぐることゝせり、而して光緒二十年（明治二十七年西曆一八九四年）八月日淸兩國戰端を開くに當り、政府は豫め石炭の必要を感じ鑛業奬勵の爲め別に金五千兩を五煤行に貸付けたりと云ふ（產業調査錄）五煤行とは林振盛、林振合、劉和泉、賴台興、戴振發にして、其行主は右の順序に林榮欽、林彩士、劉永連、賴火輪、戴化生なり。

日淸戰爭と民行炭山の挫折

八斗官坑の閉止に依りて炭界は一時寂寞を極めたるも、民行炭山は爲に勢力を得て翌々年より衰勢を挽回して輸出額も略前年の狀態に復し、漸次發展の緒に就きつゝありしか日淸戰爭の爲め再び其の萌芽を挫折せられ、戰局の進むに從ひ殆ど廢絕に歸したり、斯くて明治二十八年（光緒二十一年西曆一八九五年）

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

鑛物は土地と一體を爲すとの觀念

土地の業主は土地と共に鑛物を取得するの舊慣

五月臺灣は我大日本帝國の領有する所となれり。

第二　石炭採掘手續

臺灣人從來の觀念にては鑛物は土地と一體をなし不動產權の物體たるものにして、土地の業主に於て之を收得する權利を有し、唯其採掘に關し行政上及慣習の制限あるに過ぎざるものと爲せり而して此の制限は鑛物の種類に依り差異あり然れとも龍脈說の迷信より法律上全然石炭の採掘を禁じたるを以て、本島人の此の觀念は表面に於ては何等の效果なかりしものとす。

石炭の採掘は往時官憲は之を嚴禁したるも、實際に於ては私堀する者頗る多かりしは前に詳記したるが如し、而して龍脈說を說明するに當り揭けたる人傑由於地靈云々、其所耕山場界內云々、贌耕界內云々等、山地に付山主と小作者との間に授受したる契字中の事項に依る時は、土地の業主は土地と共に之を取得すべきは勿論、採掘も亦當然之を爲し得べしと云ふを以て一般觀念となしたり、於是乎山主と贌戶との關係を生ず、贌戶とは山主より山地を借受け採炭に

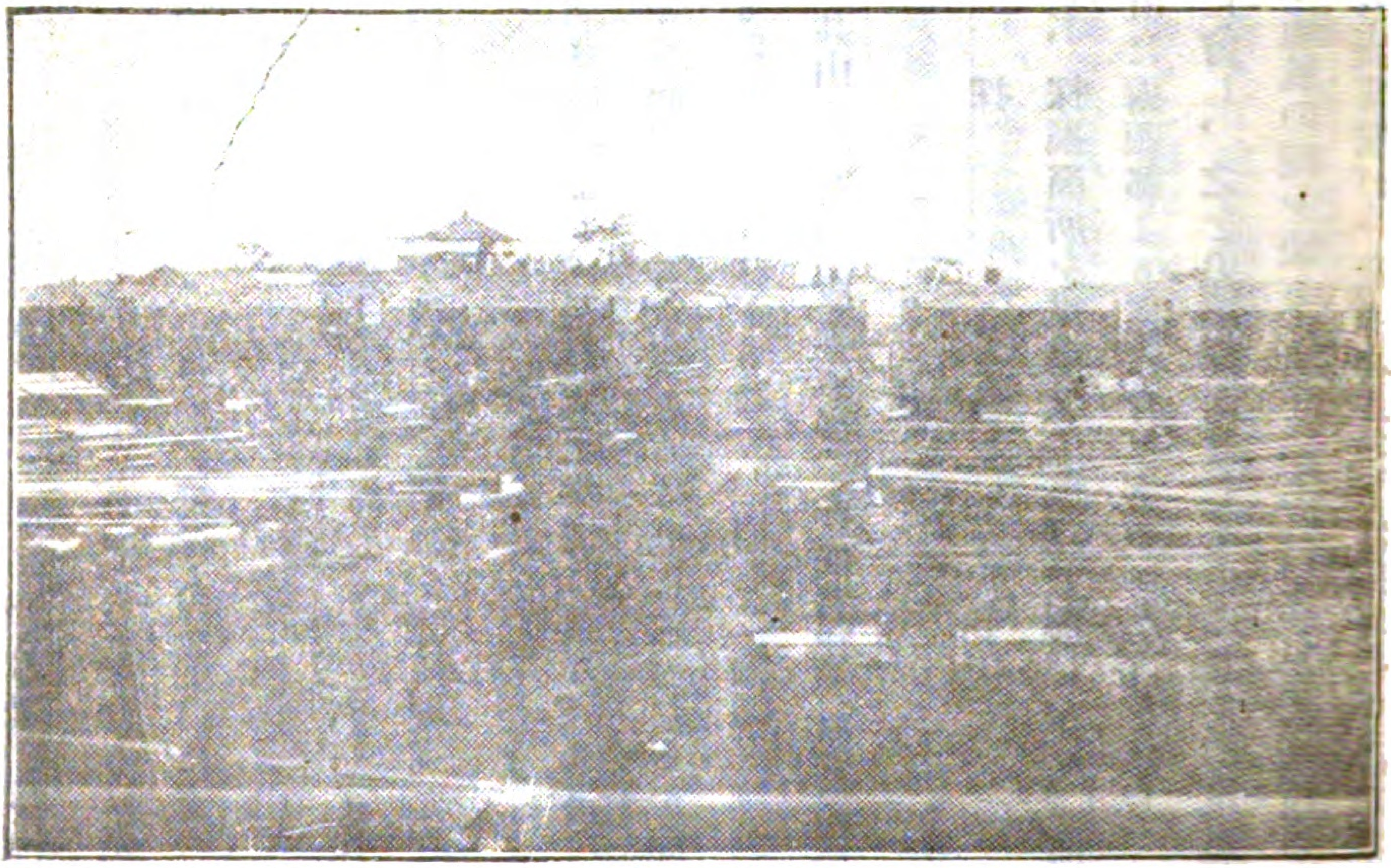

田總督巡視の官佃溪埤圳烏溪事務所材料置場

採炭に關する舊慣

従事する者にして、淡水廳志にも「其山主瞨戸云々」の語あり、又以て地中に包含する石炭は山主に歸すると共に採炭の目的を以て之を借受くる慣習ありたることを知るに足る（臺灣舊慣調査書臺灣私法第一卷上拔萃）

古老の言に依れば石炭の採掘の開始するに當り、鑛業人は坑口に充つべき土地を買收すべく又は借入るゝ要あり、後者の場合に於ては抽金と稱する一種の借地料を山主に交付せり、其の額は採炭販賣代金の百分の五乃至十となせり（産業調査錄には「通例石炭一萬斤に付五分の借地料を納む」とあり）而して採炭區域は地表に於て豫め之を限定するも、地下卽ち坑内に於ては之を認めず、何れか先に堀進したる者に於て自由に採炭し得るの慣習なりしと云ふ。

當時採鑛に關する法規なし

鑛業に關する法律規則の如きは素より、採掘禁止時代にあるべき筈なく同治九年禁を解き之を公許したる後は、山主紳戸人等と商定したる章程あるは既に述べたるが如しと雖も、之とて其の大部分は其の後實行せられたるものとも思はれざるなり、

鑛區税もなし

而して鑛區又は鑛産に對する課税もなかりしことは、淡水廳志（卷四煤場）に「其山主瞨戸、成本無多、非商賈比、免其山税」の語あるに依り之を明かにするを得べし。

第三　開　採

謂ゆる狸掘りの方法

石炭は古來之を煤炭と稱し、採掘箇所を煤場又は煤窟と稱したり、而して開採の方法は極めて幼稚にして所謂狸堀法に依り直に露頭部より僅に身を容るゝ小坑を穿ち、或は時に四五十尺の間同様の錘入坑道を開堀して炭層に會し、之を追堀採炭せしものにして、坑道の漸次延長して支柱を要するか、湧水の瀦溜に會し又は通風の便を缺くに至れば直に之を棄て、他の露頭に轉じて開採するを常とせり、然れども同治九年石炭採掘が一定の制限の下に公許せられたる當時の如きは、現存の坑洞

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

坑洞の數は九十二箇所

八斗仔の官營炭坑

の數僅に九十二に過ぎず、特に公許に際し其の數を七十に制限したる結果は比較的深底に堀下れるもの、如く、今尙は意外の深處に於て舊坑に逢着することあり、又四脚亭の四洞の如き夏秋の間は開採を停止し、八九月の交に至りて之を開始せるが如き、又は價格低落若くは滯貨、或は河水減少轉運不能の爲中止するもの等ありて何れも姑息たることを免れざりき。

坑洞の數は同治九年中炭坑調查委員の復命に依れば九十二あり、內開採中のもの四十八、中止中のもの二十一、廢坑二十三なり、之を細例すれば左表の如し。

地名	周圍(支里)	採掘坑	中止坑	廢坑	計
深澳坑	五	五	—	一	六
深澳堵	三	五	三	—	八
八斗仔土地公坑	五	二	一三	六	二一
八斗仔竹篙厝	五	九	—	八	一七
八斗仔偏坑	三	一	—	—	一
田寮港	三	一〇	—	六	一六
後山	三	一〇	—	一	一一
石硬港	一	二	一	一	四
暖々四脚亭	一	四	—	—	四
暖々大水窟	一	三	—	—	三
計	南北二十餘支里 東西五支里	五一	一七	二三	九二

(備考)本表は淡水廳志に依る表中土地公坑の內譯は計と一致せず又採掘及中止の橫計は委員の復命と一致せず共に今何れか正なるを知らず故に其の儘之を揭記す

其後光緒二年、八斗仔に官營炭坑の着手あり、是れ實に群鷄中の一鶴と云ふべく、其の規模の廣大なる設備の完備せる島內今に其の比を見ざる所なり、本坑は基隆を距る東北約四哩、八斗仔灣より約一哩に位し、基隆炭礦又は八斗炭礦と稱せられたるものにして、竪坑の遺跡は今尙現存し當時を追想せしむるものあり、本坑に關してはだうゐつどそん氏の臺灣誌に當時の狀況を詳記せり、卽ち左の如し。

光緒二年(明治九年西曆一八七六年)英國より一日數百噸を扱ふべき機械類一切到着せるを以て、地を當時最も有望と目せられたる鑛區の中心八斗仔に選びて之を建設し、徑十二呎半、深さ二百九十五呎の圓形竪坑の堀

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

八斗仔炭坑に關する報告

八斗仔の採掘さ大喬畝

鑿に着手し、深さ二百七十呎にして三呎五吋半の炭層に逢着せり、此竪坑は坑壁保護の爲め內面を石疊となし、設備は年內に完成せざりしと雖も、日々三四十噸を出炭するに至り、鑛量の豐富なると炭質の極めて良好なることを明かにせり、擔任技師の報告書中に曰く

石炭は切羽及堀下に於て品質頗る優良なるを以て火藥を用ひて容易に大塊を得べし、其の質は汽罐焚として發熱量甚だ多きが故に最も蒸氣發生用に適し、中塊と雖も普通多管式汽罐に用ふれば發熱量寧ろ多きに過ぐるの觀あるを以て吾人は平常粉炭を使用せり、余は之を公稱四十馬力の汽罐に焚用し、七十分時にて冷水より壓力七十封度の蒸氣を發生せしめたり。

石炭は下底に堀下するに從ひ其品質は益々向上すれども堀上りには其質軟に且つ脆し、是れ小斷層の一聯を通過するが爲にして寧ろ當然のことに屬す、斷層は其の落差大なるものも僅かに五呎に過ぎずと雖も局部的に炭質を惡化するに充分なればなり。

吾人は今竪坑底より西方に堀進しつゝ上下に數多の切羽を設けたるが炭質は依然良好なり、然れども最近に此斷層聯の最後の一斷層に（土著工夫が已に山腹に開ける炭坑內にて實驗せるものなり）逢着すべし之を通過せば優炭の一大區域に逢着すべきこと余の堅く信じて疑はざる所なり、是れ余が總て四圍の露頭の良探檢に依りて熟知する所なればなり（西曆一八七七年淡水支那稅關報告より拔萃）

翌光緒三年（明治十年 西曆一八七七年）中に官營炭山は悉く整頓せり、坑內通風の爲に「ぎーぶある」式扇風器を据付て、直徑八呎六吋深さ八十八呎の竪坑を堀下げ坑內の作業區域は著しく擴張せられ、一日二百噸の產出能力を備ふるに至れり、又搬出設備としては八斗仔灣に突堤を築き石炭落しを設け、突堤と炭山間に輕便鐵道を敷設し、石炭の搬出を容易ならしめ、坑口より船積込迄僅々八分時

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

勞力の不足と熱病

石炭廻漕策の無能

を費すに過ぎざりき。斯の如く諸般の建設物、機械の裝置も完了して掛員も亦充實し、將に活動期に入らんとするに當り事業の成功に大脅威を加へたるものは勞力の不足と熱病の發生なり。

當時本炭山地方は臺灣に於ける最も不健康地にして密林多く降雨亦激甚、雨後日光强烈にして空氣は蒸氣に滿ち、坑夫の大部分就中支那本土より來れる坑夫の一群は多く熱病に犯されたり、特に夏期は坑夫を得ること困難にして所要の一半を充たすに過ぎず、然かも其能率の低卑なる言語に絶す、外人鑛山長は報告して曰く「彼等は智覺遲鈍にして重要の作業を委するに足らざるは勿論、採炭夫として能率の低きこと世界に其の比を見さる所なり」と、加之風土病は益々猛威を逞ふし外人就業者も犯されて苦惱する者漸く多く、遂に死者二人を出し三年間に支那職員の斃るゝ者五十二名、其内通譯一名書記數名あり、高級支那人にして重患の爲に職を辭したるもあり、遂には醫師も亦犯されて死亡せり、斯くて高級支那役人は該炭山に在住するを欲せず居を基隆に轉したり、爾來部下監督著しく解弛し日常の事務も基隆に出づるにあらずんば辨せず、甚だ澁ん滯を極めたるも亦本鑛業の不成功に陷れたる一因たらずんばあらず。

特に鑛業不成功の最大原因は支那役人の石炭廻漕策に無能なりし事とす、爲に數年間の輸出炭量は新式採炭法實施以前の盛時に比し辛ふじて企及するに過ぎずして、機械設備は能力を全く無效に歸せしめたり。

八斗仔澳も石炭積出港として亦良好ならず、一年中其一半は北東風の爲に石炭積出を妨けられ、且つ帆船艀なるが爲に其の自由を制限せられたり、從て坑内より出づる石炭は久しく山元に堆積せられて役員の無能を標示する黑き紀念塔となり、建設物は火災を誘致すべき危險物となれり、

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

八斗仔坑の廢止に關するだ氏の記述

於是外人技師は其の救濟策として多數の艀を用意し、海上平穩の日を選び小蒸氣船を用ひて曳舟とし、基隆に廻漕して貯炭し、需要を待つへきことを建議したれとも、沿岸に於ける小蒸氣船の使用は許可せられざりき、蓋し數年前迄は鑛業を以て一の罪惡として嫌忌したる官憲が此の便宜を與ふるに吝なりしは怪しむに足らさる所なりとす。

明治二十八年八斗官坑の廢趾の訪へるだうゐつどそん氏の記事に曰く、西暦一八九五年（明治二十八年）余は友人と共に此の地を踏査せり、炭山に至る古軌道に沿ふて進めば顛覆したる臺車又は一部破壊せる臺車は諸處に散點し、光景慘憺にして四邊人影なく又寂寞を極む、聽て破壊せる家屋に入る、暴風の爲に破られたるなるべく轉た悽愴の感に堪へず、然しども汽罐、汽機其他高價なる諸機械は依然として現存し、其運轉の時を待つもの、如くなりき、該坑が幸に刧掠者の爲に損傷せられたこと少く又諸機具が盜賊の掠奪を免れたるものは地の幽邃なるに依るか、將た地下に眠れる往年の從業者が之を肯せざりしに依るなるへし」と、又同年此地を踏査せる横山壯次郎氏は「今は只官坑附屬の屋舍、器機、鐵道等の頽破腐朽するものあるを見るのみ」と記せり。

第四　炭坑所在地

同治九年石炭採掘許可せられたるは前示の十二箇所に限定せられたりと雖も松山驛（舊名錫口）附近にも道光十五年以前既に採掘の行はれたるは禁令の石牌の殘存するに依りて明かなり而して光緒年代に至りては時勢の進運に伴ひ石炭の需要增加したるを以て自然同治の章程は行はれす我日本帝國か臺灣領有の當時に於て石炭鑛業の行はれつゝありし地方は實地調査に從事したる出張員の復命書に依れは基隆方面に於ては石硬港、田寮港、大水窟、四脚亭、深澳坑、八斗仔、深澳堵、獅球嶺、田仔内、大

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

竿林、內木山、外木山、大武崙等あり瑞芳方面には龍潭堵あり双溪（舊名頂雙溪）方面には民壯寮、魚桁あり汐止（舊名水返脚）方面には友蚋、瑪陵坑、內湖あり臺北方面には三張犁、六張犁、木柵、大崎坑、南勢角、牛埔、新店、大安寮等なりしと云ふ亦以て如何に公許地以外に發展し居たるかを知るに足らん

第五　產額

往時の出炭量は之を明かにするに由なしと雖も稅關報告に殘れる輸出炭の數量に依りて僅に其の一端を推想するの外なし咸豐六年（安政三年西曆一八五六年）以來領臺當時に至る輸出の數量左の如し

西曆年	數量	西曆年	數量	西曆年	數量	西曆年	數量
一八五六	一、五〇〇噸	一八七二	四三、二四三噸	一八八〇	二四、〇〇〇噸	一八八八	二六、六三九噸
一八六五	七、一六三	一八七三	四七、四四七	一八八一	四六、〇〇三	一八八九	四三、四一九
一八六六	一七、八八七	一八七四	一五、九八二	一八八二	四三、三〇三	一八九〇	二五、五一八
一八六七	一三、八六〇	一八七五	二七、六六五	一八八三	三一、八一八	一八九一	七七、九五〇
一八六八	二六、六六三	一八七六	三一、五九三	一八八四	三〇、九三三	一八九二	一四、五〇三
一八六九	一六、四六七	一八七七	二六、九四八	一八八五	五、七六七	一八九三	二一、七四八
一八七〇	七、九三五	一八七八	二五、七八八	一八八六	一六、六五九	一八九四	二四、二四三
一八七一	一九、六〇四	一八七九	二六、八八三	一八八七	一三、三〇一	一八九五	一〇、〇〇四

第六　販路及輸出入稅

両脚亭方面其ノ他基隆川流域ニ於テ採掘セラレタル石炭は川舟にて淡水港に基隆方面のものは基隆港に搬出したるは地勢上當然の事に屬し主として對岸支那に向て輸出せられ又來往の內外汽船、臺灣鐵道等に供給せられたり此の他島內消費としては殆ど云ふに足らさりしは前揭の沈葆禎の奏議

に見るも明かなる所なり

淡水廳志には同治年間に於ける石炭の等別、名稱、價格等を揭けて曰く石炭は之を三等に分てり徑一尺より四五寸の大塊は之を角煤と稱し主として汽船用に供せられ毎百斤値銀壹角四五六尖、又徑二三寸より一寸五分のものは中煤と曰ひ毎百斤値銀一角二三尖、以下碎屑のものを煤粉と稱し値銀約三四尖にして極めて廉なり而して同治二年八月以來同九年に至る迄年々少きは十餘萬擔多きは三四十萬擔を輸出せり之等は新定稅則に依りて百斤に付洋稅銀伍釐を徵收せり而して釐金は其の半稅を徵收したるに過ぎず但福建船政廠公用の輸出炭に對しては釐金稅を免除し又山主瞨戶等は資本多からさること商賈の比にあらさるを以て其山稅を免除せられ仲買人等は奸手段を用ひて脫稅する者多かりき云々

玆に新定稅則と稱するは咸豐八年（皇朝安政五年 西暦一八五八年）英清天津條約に依り從前の稅則を改定すべきことを規定し同年十一月同條約の附屬として新に稅目を協定し同條約批准交換後直に實施せられたる進口出口貨物稅則にして我帝國領臺後の明治二十九年二月に至る迄本島内に施行せられたるものなり（臺灣稅務史）而して該則には進口（輸入）貨物中には之を擧げ同稅每噸（十六擔）海關銀五分と定め出口（輸出）貨物中に石炭を記載せすと雖も出口稅則に揭けさる貨物には同種貨物の進口稅率に依りて出口稅則を課する定めなりしを以て石炭の輸出稅は每噸（十六擔）海關銀五分を徵收せられたるものなり

〔餘　言〕

今回本文を草するに當り參考に供したる臺灣關係書中に發見したる誤謬少からす後の讀者の參考に資せんため其の主なるものを右に摘記し加ふるに卑見を以てせんとす

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

一、臺灣の石炭採掘の開始を康熙の末年とするは非なり

伊能嘉矩氏著臺灣島誌第一卷、伊能嘉矩小林里平兩氏著臺灣年表、小林里平氏著臺灣年月誌、石坂閑南氏著基隆港及臺灣舊慣調査會報告臺灣私法第一卷上には臺灣の石炭採掘開始を康熙の末年なりと記せり然れども康熙五十五年起稿同五十六年脱稿の諸羅縣志には北方人多用之と記し又相傳荷蘭駐雞籠時鍊鐵器皆用之と紀せるに徴すれば遲くも荷蘭人の臺灣北部占領時代即ち支那にては明朝の時代より採掘せられたること明かなり

一、石炭採掘公許の年時を同治二年とするは非なり

前記の臺灣年表、臺灣年月誌及昨年發刊の連雅堂臺灣通史には同治二年福州稅務司及淡水稅務司の請を准し基隆に石炭を開堀す或は開堀を許すと記せり然るに

本文に擧げたるか如く伊能氏著臺灣誌及臺灣私法第一卷上には時の福建巡撫徐宗幹は兩稅務司の租借開挖を不可とし上疏して之を許可せす且つ禁令を發したりとし淡水廳志も請官立禁云々とし許可のことなく却て次の同治九年の項に委員を派し調査の結果章程を商定して一定の地域を公許せることを示し次に「此解禁之始也」と明記せり淡水廳志は淡水同知陳培桂が同治十年に著したる書なれは其の前年の事實を誤るへくも覺へす即ち前說の非なるを知るへし又兩稅務司の要請を同治二年とするも同治三年を正とす依て考ふるに前說は淡水廳志卷四「關榷」の中に炭種價額等を擧げたる後其の產額を記するに「綜核所產自同治二年八月開口洎今九年少者十餘萬擔云々」中の開口の二字を事產額に關するに依りて開坑又は坑口を開きしの意に誤解したるに出てたるが如し然れども此の「口」字は輸出稅を出口稅と云ひ輸入稅を進口稅と稱し又船稅を文武

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

口税と唱ふるに用ひたる口字と同義にして坑口の口にあらず即ち同治二年八月開口よりとは税關開設以來の義なりとす基隆が淡水の附屬港として開かれ洋海關(税關)を置かれたるは實に同治二年八月なるを以て事實能く之と合致す又以て證とするに足らん又臺灣年表に基隆打狗の開港を西暦一八六〇年(咸豐十年)淡水安平と同時として誤れるか如きも亦前記の誤解を惹起せる一因たらずとせす

一、同治九年の採掘公許を官業として採掘せりと解する説は非なり

伊能氏著巡撫としての劉銘傳、同臺灣誌第一卷、臺灣私法第一卷上等には公許に關し「乃ち山主紳戸に曉諭し章程を商定し官業として採掘すること、したり」と記し又臺灣年表、基隆港等の書にも官業として採掘したる旨を擧げたり然れとも清政府の炭坑經營は沈葆禎の奏議に基き光緒二年(伊能氏の著書に光緒三年とするも誤りなり)に着手したる八斗炭坑あるのみ本文に列記したる章程に依るも此公許は民業を許可したるものなるは明かなりとす

此の他伊能氏著臺灣島誌第一卷に發見したるは

一、清佛戰爭基隆攻擊を光緒十一年とするは十年の誤

一、曹謹の石炭採掘禁令の發布を道光十七年とせるは二十七年の誤

一、佛軍の基隆攻擊を西暦一八八一年八月四日と記せるは(同氏著「劉銘傳」にも四日とあり)八月五日の誤

一、八斗炭坑の總辨に擧げられたる張鴻卿を張鴻とせるは卿字の脫植ならん

一、八斗炭坑に關する記事中劉銘傳は「獨斷を以て其の一切の事務を廣東の一商會に依託し爲に物

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

議を招き云々」とある記事は事實混同の嫌あり何となれは劉の上奏文及戸部等の覆奏文に依るも劉は洋商に承辦せしめんとし上奏裁可を仰ぎたるものにて獨斷にあらず而して戸部等の反對ありて上諭に基き之を斥けたれは委託を決行したるにもあらず夫の獨斷を以て處決し大なる物議を招きたるは富商蔡應維等との合辦經營なり廣東の商會に關係なし

一、同志第二卷「殖產工業の振作」の一項に劉銘傳か石炭の私坑を開鑿するを禁し云々とあり然れとも

一般の採掘は古來の禁制にして劉に始まりしにあらず而して同治九年章程に依り公許せられたる私坑は其後開鑿を公然禁止せられたることなし但し八斗官坑の經營擁護の爲に民坑に幾多の壓迫を加へたるは事實にして本文にも之を擧けたるが如し

一、石坂氏著「基隆港」に光緒元年洋式機械を八斗仔に据付け云々とあるは光緒二年を正とす又四脚亭海軍豫備炭田の開放を明治四十一年一月と記するも事實は四十年一月なり

▲勇餘りあり

此程、拓殖局を罷めた後藤祐明氏から去る人に寄せた書信の一節に「七倒八起の世の中、心配致す事も無之、今暫く心身を培養し百花爛熳の時期を心窃かに期待致居り候、勇餘りありて智足らざるにあらざる乎、呵々」とあり、勇餘りありの一句、如何にも後藤氏の面目を躍如たらしめて居る

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

北米所感（承前）

總督府事務官　永山止米郎

三　商工業の概況（二）

合衆國の外國貿易は其大部分は從前外國船によつて輸送されて居つた。

米國に於ける國籍別船舶の出入

國籍別	入港 一九一三年	入港 一九一八年	出港 一九一三年	出港 一九一八年
米國船	噸 一三、〇七三、〇〇〇	噸 一八、四六〇、〇〇〇	噸 一三、九四六、〇〇〇	噸 一八、七六一、〇〇〇
英國船	二四、五三二、〇〇〇	一七、八七一、〇〇〇	二四、三八九、〇〇〇	一八、四九八、〇〇〇
日本船	三四九、〇〇〇	一、三〇一、〇〇〇	二八七、〇〇〇	一、四五三、〇〇〇
諾威船	二、七七四、〇〇〇	二、〇三六、〇〇〇	二、七九八、〇〇〇	二、〇七四、〇〇〇
獨逸船	四、六七八、〇〇〇	—	四、五八七、〇〇〇	—
佛國船	一、〇三七、〇〇〇	六九五、〇〇〇	一、〇三四、〇〇〇	六五三、〇〇〇
和蘭船	一、〇四九、〇〇〇	四四八、〇〇〇	一、〇七七、〇〇〇	四四八、〇〇〇
外國船合計	三七、五六七、〇〇〇	四三、九一二、〇〇〇	三七、二〇六、〇〇〇	四四、九七一、〇〇〇
總計	五〇、六四〇、〇〇〇	四五、四五六、〇〇〇	五一、一五二、〇〇〇	四八、〇一四、〇〇〇

千九百十七年四月合衆國は遂に獨墺聯盟に向つて戰を宣することゝなつたが當時合衆國の最も困難を感したのは如何にしてアメリカの大軍を歐洲の戰場に運ぶべきやの問題であつた、造船事業は此の機運に促されて翕然驚くべき發展を遂げ、昨年末迄には無慮一千萬噸以上の汽船を造り上げ、尚ほ昨年内造船中のもの約三百六十萬噸を有すと謂はれて居る。

戰前戰後に於ける各國汽船の増減

國名	一九一四年六月	一九二〇年六月	△増×減	備考
合衆國外海	噸 二、〇二七、〇〇〇	噸 一二、四〇六、〇〇〇	噸 △一〇、三七九、〇〇〇	合計欄には本表内に記載せられざる國々の汽船をも含む
合衆國内海	二、二六〇、〇〇〇	二、一一九、〇〇〇	×一四一、〇〇〇	
英國	一八、八九二、〇〇〇	一八、一一一、〇〇〇	×七八一、〇〇〇	
英國領土	一、六五二、〇〇〇	二、〇五二、〇〇〇	△四〇〇、〇〇〇	
日本	一、七〇八、〇〇〇	二、九九六、〇〇〇	△一、二八八、〇〇〇	
佛國	一、九二二、〇〇〇	二、九六三、〇〇〇	△一、〇四一、〇〇〇	
伊太利	一、四三〇、〇〇〇	二、一一八、〇〇〇	△六八八、〇〇〇	
諾威	一、九五七、〇〇〇	一、九八〇、〇〇〇	△二三、〇〇〇	
和蘭國	一、四七二、〇〇〇	一、七七三、〇〇〇	△三〇一、〇〇〇	
獨逸	五、一三五、〇〇〇	四一九、〇〇〇	×四、七一六、〇〇〇	
墺匈	一、〇五二、〇〇〇	—	—	
瑞典	一、〇一五、〇〇〇	九九六、〇〇〇	×一九、〇〇〇	

西班	八八四,〇〇〇	九三七,〇〇〇△	五三,〇〇〇
丁抹	七七〇,〇〇〇	七一九,〇〇〇×	五一,〇〇〇
グリース	八二一,〇〇〇	四九七,〇〇〇×	三二四,〇〇〇
全世界合計	四五,四〇四,〇〇〇	五三,九〇五,〇〇〇△	八,五〇一,〇〇〇

去れば戰前英國の船舶は全世界に存在せるもの、約四二%なりしに今や約三四%に減し、反對に合衆國は約四%弱より一躍二四%の多きに上つた、日本に於ける汽船の急增せしことは誰も知るところであるが、全世界の數に對しては尙ほ六%內外に過ぎぬ、大戰の終了と共に造船事業の受けた影響は誠に甚大なものであるが最近に於ける造船力は尙ほ二百萬噸以上である。

各國に於ける造船事業

國名	一九一四年六月末	一九二〇年六月末	備考
英國	噸 一,七[illegible],〇〇〇	噸 三,五七八,〇〇〇	建設中のもの
合衆國	一四八,〇〇〇	三,一〇八,〇〇〇	
和蘭國	一二六,〇〇〇	三九九,〇〇〇	
伊國	六九,〇〇〇	三五四,〇〇〇	
カナダ	一四,〇〇〇	二六九,〇〇〇	
佛國	二二七,〇〇〇	一六五,〇〇〇	
日本	九一,〇〇〇	二六四,〇〇〇	
瑞典	一七,〇〇〇	一三六,〇〇〇	
丁抹	二六,〇〇〇	一一八,〇〇〇	
西班	四,〇〇〇	一〇一,〇〇〇	
諾威	三九,〇〇〇	八七,〇〇〇	
獨逸	五四七,〇〇〇	—	
墺匈	九三,〇〇〇	—	
全世界にて	三,一六三,〇〇〇	七,七二一,〇〇〇	

昨年合衆國では俄かに增加した此の數多き船舶を如何にして最も有利に使用し得べきかと云ふことに付ては少なからず腐心して居る樣であつた戰の終了と相俟て英日其他との競爭頗る緊切なるを豫想せらるべきことや、船舶こそ急增したが之に伴ふ熟錬なる高等船員の比較的少なきことや、乃至は合衆國の貿易が近來年々輸出增加にして常に片荷勝となり易きこと等の問題よりして遂に自國船保護上の見地より最も露骨なる Jhones Bill「ジョンスビル」の通過を見たのである、「ジョンスビル」の實施に付ては關係列國の抗議もあり其の成行の詳細は不明であるが、就中日本の最も痛切に苦痛を感ずべきは船籍の如何によつて大陸横斷の貨金を區別する點であら

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

う、合衆國の工業地と云へば前に述べた通り多くはシカゴ以東であるシャトルと云ひ桑港と云ひ殆んど通過港に過ぎぬ、其の最も深甚なる影響を受くるものは日本であることは疑はないと思ふ、「ジョンス・ビル」の内容に付ては議すべきものが頗る多い、平和成つて世は益々其門を高ふする軍艦はどん／＼殖えて行く勢は倒に進んで居る樣にしか見へないのを遺憾とする。

豐富なる石炭や石油乃至は無限の水力を有する合衆國が低廉なる動力の供給者であることは謂ふ迄もないことである、而して現代の工業上最も重要なる鐵に於ては既に世界獨歩の觀がある、前に述べた造船事業や自動車製造事業杯は勿論最近の合衆國は所有器械工業電氣工業の殆

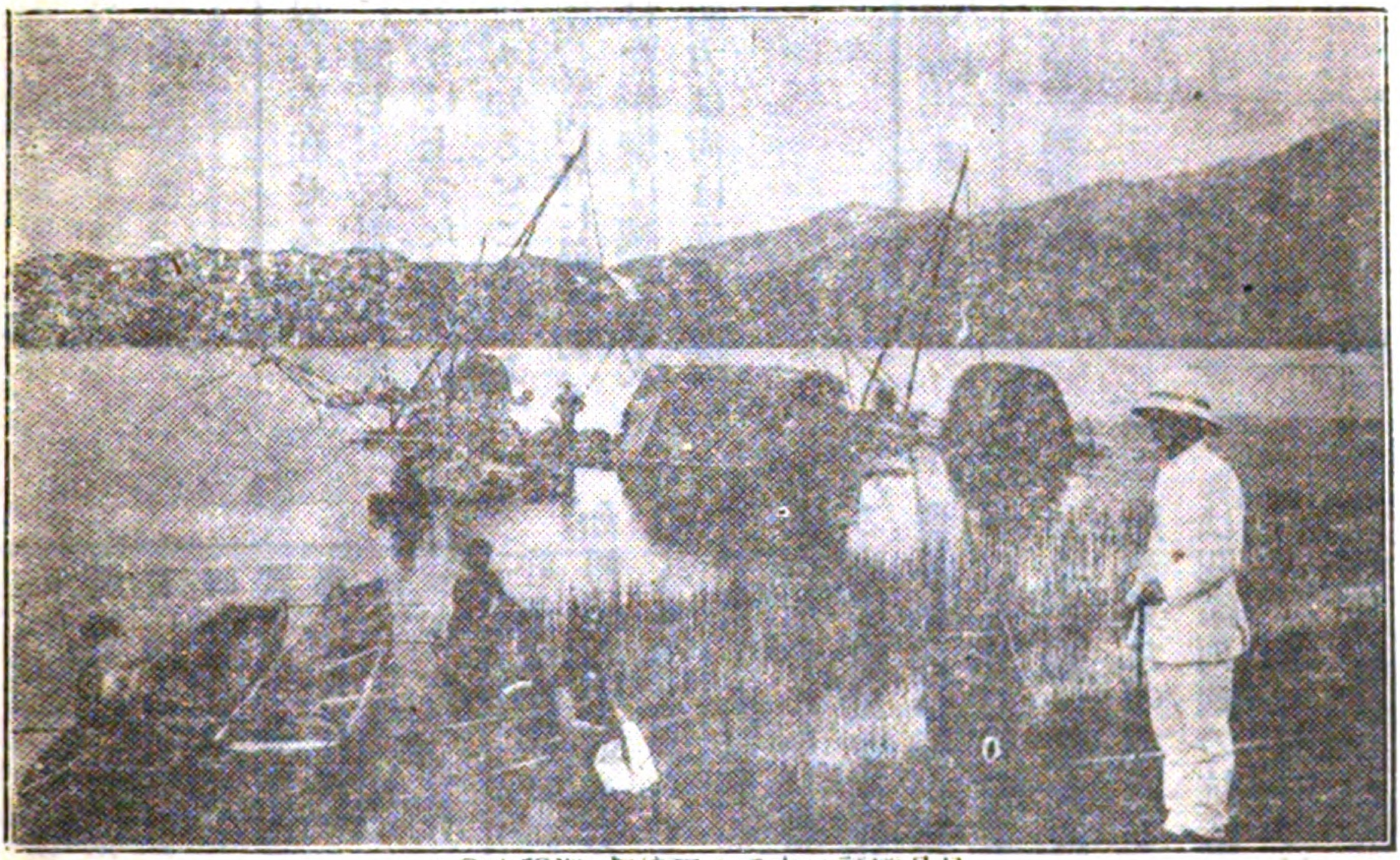

日月潭頭に立てる田總督（巡視中の）

んど全部に渉つて驚くべき發達を遂げて居る、化學工業であれ紡績事業であれ製革事業であれどし／＼進歩する、米國工業の特質は大量生産である、大量生産に伴ふ當然の結果は製品の標準化である、此の製品の標準化と云ふことは總ての點に於て遺憾なく行はれて居る、戰時中造船計劃に應用されたることは誰も知るところであるが、其他建築事業の如きにあつても其の寸法を一定し自由自在に組立て得る樣に進めて居る、彼の Ready Made「レデーメード」の Portable House「ポータブルハウス」杯も亦其の一産物に外ならぬ。柱は柱、土臺は土臺、屋根は屋根、戸は戸と云ふ風に豫め見當付をけて造つて置く一旦注文があれ

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

ば唯之を運んで組立てる迄のことであるから普通の家屋杯は十日か二十日あれば出來ても其迅速なることと又結構の實際的なることは實に感服の外はない、先づ東京邊で家を建てるとする、材木を運び込んでから切込をする、鉋を磨いて鉋掛をする、戸障子に至る迄皆此の筆法である、全然工業的でない、若し事情が許すなれば大都市とも稱すべきところには切めて大建設會社を設け、其會社には中央の建築工場があり、切込や造作の大部分は器械力で充分な準備を整へ、銘々の敷地に行つては單に中央の工場で出來ない程度の細工を施す位のものにしたいと思ふ、單に建築費を低廉ならしむるのみならず一般の受くるところの利益は蓋し少くはあるまいと思ふ、斯く精練せる「デザイン」の下に思ひ切つて生産するコダック會社の寫眞機の如きも亦其の一つで、世界到るところとして見ないところはない、靴の如きも年々三億足以上は造つて居ると云ふて居る、樟腦の工業と關係して吾々の忘る丶ことの出來ない、「フイルム」工業の如きも亦驚くべきもの丶一つで、活動寫眞用として年々生産さる丶數量は少なくとも十五億萬圓以上であると謂はれて居る。

合衆國に於ける製造工業の發達

年度別	製造所數	資本金	使用人	出產高	原料品價
一八八〇年	二五三、八五二	弗 二、七九〇、二七二、〇〇〇	人 二、七三二、五九五	弗 五、三六九、五七九、〇〇〇	弗 三、三九六、八二三、〇〇〇
一八九〇年	三五五、四一五	六、五二五、一五六、〇〇〇	四、七一二、六二二	九、三七二、四三七、〇〇〇	五、一六二、〇四四、〇〇〇
一九〇〇年	五一二、二五四	九、八一七、四三五、〇〇〇	五、三〇八、四〇六	一三、〇〇〇、一四九、〇〇〇	七、三四三、六二八、〇〇〇
一九一〇年	二六八、四九一	一八、四二八、二七〇、〇〇〇	七、六七八、五七八	二〇、六七二、〇五二、〇〇〇	一二、一四二、七九一、〇〇〇
一九一五年	二七五、七九一	二二、七九〇、九八〇、〇〇〇	八、〇〇〇、[illegible]	二四、二四六、四三五、〇〇〇	一四、三六八、〇八九、〇〇〇

（備考）一八八〇年一八九〇、一九〇〇年度統計は手工業の数をも含む

農工業の發達に伴ひ其の貿易額も年々著しき増加を示し、最近に於ては其の輸出入の合計は二百億圓を超えて居る。

合衆國に於ける外國貿易

年度別	輸入高	輸出高	備考
一八七五年—七九年	円 九六二、〇〇〇、〇〇〇	円 一、三〇七、〇〇〇、〇〇〇	本欄の輸出高は一九〇〇—一九〇四年迄のもの
一八九〇年—九四年	一、六二七、〇〇〇、〇〇〇	一、八四七、〇〇〇、〇〇〇	
一九〇五年—〇八年	二、九三六、〇〇〇、〇〇〇	三、六三三、〇〇〇、〇〇〇	
一九一五年	三、二四八、〇〇〇、〇〇〇	九、九六七、〇〇〇、〇〇〇	
一九一九年	六、一九七、〇〇〇、〇〇〇	一四、四九〇、〇〇〇、〇〇〇	

最近合衆國と最も多額の貿易額を持つて居るのは

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

何と云つても英國である、次は加奈陀であるが戰後日本の急劇なる增加をなしたことも亦目立て居る。

合衆國に於ける國籍別貿易額

國名	輸入 一九一三年	輸入 一九一六年	輸入 一九一八年	輸出 一九一三年	輸出 一九一六年	輸出 一九一八年
	百萬弗	百萬弗	百萬弗	百萬弗	百萬弗	百萬弗
英國	二九四	三〇八	一五七	五九四	二、〇四七	二、一四八
加奈陀	一六三	二二四	四七五	三五〇	七九七	八二七
佛國	一四一	一〇八	六三	一六〇	一、〇二三	九七九
日本	一〇七	二〇八	三〇四	五一	一三〇	二七六
アルゼンチン	四五	一五三	一六六	四五	八二	一三九
メキシコ	九三	一二二	一五八	三九	七九	一三〇
ブラジル	一〇一	一五二	一二五	三〇	五七	九三
伊太利	五六	四六	二二	七四	三六一	五〇二
西班牙	二五	三七	三一	三〇	七七	九九
白耳義	四一	一	一	六一	三七	三三
舊獨乙	一九〇	二	一	三四五	二	九
舊墺匈	二〇	—	—	二三	—	一九
瑞典	一三	一四	六	一五	四五	一八
支那	三九	一〇六	一〇六	二五	三七	八四
英領印度	一二三	二一八	二六七	一六	三七	六四
蘭領印度	五	六三	七三	四	二	四五

合衆國に於ける外國貿易は近來年々輸出超過の姿であるが大戰の開始に伴ひ同國の受けた最も重大なる影響の一は輸出貿易の激增である。

近來に於ける合衆國の外國貿易

年度	輸入	輸出	貿易差
一九一四年	三、七八八、〇〇〇、〇〇〇円	四、六五九、〇〇〇、〇〇〇円	八七一、〇〇〇、〇〇〇円
一九一五年	三、三四八、〇〇〇、〇〇〇	五、五三七、〇〇〇、〇〇〇	二、一八九、〇〇〇、〇〇〇
一九一六年	四、三九六、〇〇〇、〇〇〇	八、六六七、〇〇〇、〇〇〇	四、二七一、〇〇〇、〇〇〇
一九一七年	五、三一九、〇〇〇、〇〇〇	一二、五八〇、〇〇〇、〇〇〇	七、二六一、〇〇〇、〇〇〇
一九一八年	五、八五一、〇〇〇、〇〇〇	一一、八三九、〇〇〇、〇〇〇	五、九八八、〇〇〇、〇〇〇
一九一九年	六、一九二、〇〇〇、〇〇〇	一四、四五〇、〇〇〇、〇〇〇	八、二五八、〇〇〇、〇〇〇
計	—	—	二八、七八六、〇〇〇、〇〇〇

戰前に於ける貿易差は約十億圓内外であつたが其の後大戰の開展に伴ひ益々其の增加を示し一昨年杯は八十億圓以上で、過去六箇年間に得た貿易差は實に約三百億圓に近い數字である、戰前に於ては外國人の投資額に對する利拂や保險料運賃或は移民の送金等により外國爲替關係は略々均一して居つたさうであるが、今や二百億圓以上の債權國と變つてしまつた、一九一四年に於ける合衆國の富力は四千二百億圓と云はれて居たが現在に於ては無慮七千乃至八千億圓の間であらうと云ふことである左に Cramond クラモンド氏が「タイムス」紙上に發表した一九一九

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

年に於ける列強の富力を掲げんに。

列強の富力

國名	國富	備考
北米合衆國	億円 七六〇〇	佛國は國富の約四分の一を失つたかアルサスローレンをとつた共に差引してある
英國	二四〇〇	
佛國	一八五〇	日本の數字は少なきに失する様なるも其儘茲に掲く
伊太利	七一〇	獨逸は戰前の國富は約千六百五十億圓なりしも現今の貨幣價にては三千三百億圓と見るも支なかるべく内戰爭により失ひたるものを千五百億圓と見做され殘額は上記の通り
日本	四七〇	
白耳義	二四〇	
獨逸	一八〇〇	

本表に關しては詳細な說明や數字あるも煩はしきにより一切茲に省略す

現今合衆國で最も重大なる問題は外國貿易策であらう、工業の繁盛外國に於ける信用の増加、船舶の激増何れも皆其の利激ならざるはない、其の一は立法に於て顯はれて居る。從來企業の合同と云ふことは一般には禁止せられて居つたが、千八百十八年四月に發布された外國貿易條例俗に Mebb Act「ウエッブ、アクト」により外國への投資を自由にし、最近には又自國船保護に關する Jhones Bill「ジョンス、ビル」の通過を見たことは前に述べた通りである。

戰爭の終了と共に各部署を定めて外國貿易に關する調査員を世界各國に向けて派遣した、英國にては主に銀行業、經濟事情、木材貿易及化學工業等を、歐洲大陸にては一般には自動車、皮革類、器械類等の販路及工業用原料たる燐礦等を、就中南歐及魯西亞にては競爭材としての木材を、佛蘭西及アルゼリアにては農具及木工用器械類又は木材類の販路及化學工業の調査等を、西班牙にては礦業電氣器械の販路及銀行業等を、南米にては家具類、器械類、織物類等の販路及熱帶產原料等に關する調査を、印度及支那方面にはミシン器械、割烹用具等の販路及天然資源調査等を目的として居つたものと謂はれて居る、啻に調査の時代のみと云ふべからず、現に昨年十月半頃であつたが、佛國リヨン市に於て器械類の博覽會が開かれたことがあつた、一國の發達を見るのには斯樣な機會を捕ふるのが最も便利であると信じたので行つて見たことがあるが、驚くべしそこに陳列されてあつたものは木工具又は製材器械類たると農具たるとを問はず殆んど總てが米國製のもの許りで、佛國製や英國製のもの杯

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

はてんで見る影もない位であつた、是は單に一佛國に於てのみてない戰後到るところに彼等は盛に活躍を試みつゝあるのである。

商業會議所、各製造業者又は外國貿易者等の活動も實に目醒ましいもので、外國貿易に關する團體的のもの丈けでも主なるものが三つある、一は外國貿易會議 The Foreign Trade Council には全米工業品輸出協會 The American Manufacturer's Export Association 其の三は全國工業協會外國貿易支部 The Foreign Trade Branch of the National Association of Manufacturers である、就中外國貿易會議は一九一四年五月全米工業品輸出協會監督の下に設けられたるもので銀行家、造船業者、外國貿易業者等をも網羅せる一大團體である、其の第七回の大會は昨年五月桑港に於て開催された、何人でも外國貿易に付て利害を有するものは一般に傍聽を許し會議は更に種々なる部署を設けて綿密なる調査をして居るそうである、其の他外國貿易の爲めには各重要產物の製造業者は鐵であろうと器械であろうと木材であろうと何れも皆連絡ある團體を作つて居る、其の組織的なことは驚く許りで眞に敬服に堪へない、又大規模の銀行業者や外國貿易業者等は決して是等の機關のみに依つて滿足するものでなく夫れ／＼必要に應し全世界に涉つて種々なる調査を遂げて居る。

合衆國に於ける產業の發達を逃ぶるに當り見遁すべからざるは科學的研究の盛なことである、製鐵事業であらうと器機事業であらうと化學工業であらうと木材事業であらうと殆んど總ての製造業を通じて、其の設備を見ざることはない、私營のものもあれは團體的のものもあり又國立のものもある、而して其の研究は單に一研究所の研究のみでなく、是と同樣の質を持つて居る同業者との連絡が極めて密接に出來て居て、銘々より各實行の結果を提供する、是等の調査を基礎として更に一段の研究を遂げる、而して其の結果は亦思ひ切つて發表され、同時に反面に於てはづん／＼實際に應用されて居る、其の研究の共同的であり、學と術との連絡が極めて圓滿であることや、どん／＼是を公表して更に更に其の研鑚に資する等の遣り口は如何にも細心であり放膽である又發展的である、單に製造方法の共同的研究のみでない、是が經營の方法に付ても矢張同樣である、自分のシャトルで見た木材協會の如きも亦其の一つ

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

で、同所では三十有餘の製材所より一定の樣式に依り報告書を集め、玆に專門の研究員が居つて各製材所の經營方法の比較や生產費の問題等に至る迄色々な方面から研究して居つた、會社の名稱こそ顯はさないが其の利益步合から損失の程度乃至は其の原因等に至る迄思ひ切つて公表する、斯く學者も實業家も個人も團體も一團となつて渾然として產業の發展に貢献して居る有樣は眞に羨望に堪へぬ次第で、米國人の Young「ヤング」な Ambitious「アンビシヤス」な、そうして Democratic「デモクラテツク」な氣質は亦玆にも顯はれて居る、吾人の米國に學ぶべきは實に玆にあると思はれた。

米國に於ける社會的欠陷は「ストライキ」の多いことであらう「デモクラシー」の適用を誤まれる當然の弊害である、最近年々四千回以上の「ストライキ」がある、一九一九年度に失はれたる總賃銀は七億二千五百萬弗、是が爲め產業上受けたる損失は十五億弗內外と云はれて居る、「ストライキ」の原因は偶には政治上の理由のものもあるが其の多くは賃銀の增加と勞働時間の短縮問題であつた、戰爭開始以來勞働者激減したと云ふことも亦彼等が我儘を云ふ原因の一つであつたらう、千九百十四年頃迄は年々米國に移住せるもの約百萬人內外であつたが、一九一四年より一九一九年の總移民數は僅かに其の一年分卽千百萬人內外に過ぎなかつた、而かも內三十萬人內外のものは戰爭の爲め故國に返つた、就中伊太利人が最も多かつたと云ふことである、其の上熟練勞働者の多くは軍需品の製造に轉したのであるから、勞働者の專橫從て亦一般產業界の受けた惡影響も略想像することが出來樣と思ふ、先づ大體に於て彼等の要求は達せられて居る、勞銀は絕えず物價に伴つて增加して居る、一九一九年七月に於ける物價指數(食料品、衣類、燃料、光料、家具其の他の日用品を含めるものにして、一九一四年の指數を百とせるもの)は百八十で、一九二〇年三月に於ける二十二の食料品に對する指數(一九一三年の指數を百とせるもの)は二百であるが當時各職工の賃銀は凡そ次の樣であつた。

職工賃銀指數表

職工名	賃金增加率	備考
下著類製造職工	一八四	一千九百十三年の賃銀を百とす
絹織物職工	一九一	

裁縫工	一七二
製材職工	一六四
乳搾夫	一五二
家具製造職工	一五四
煙草製造職工	一五三
製鐵職工	一三二

「デモクラシイ」てふ原則は今や資本家と勞働者との間に於ても尊敬される、猥りに壓迫する樣なことはない、一度紛議が起れば通常其の理由を詳細に發表する、お互に材料を提供して眞面目に是非を論詳する、其の破綻が遂に「ストライキ」となるのが例である、茲に資本家と勞働者との協調に關する面白い例がある、即オハイオ洲のアクロンに在る The Goodyear Tyre and Rubber Co. ゼ、グドエィヤ、タイヤー、アンド、ラバー、カンパニーと云ふ會社では約四萬五千の勞働者を使つて居るが、此の會社では資本家と勞働者の合同より成れる會議制度（Congress Method on Industrial Council）を採用して居る、支配人は謂ふ迄もなく實行權を持つて居るが賃銀や勞働條件及勞働者救濟等に關する事項を定むるに當つては、使用人及職工迄の選定より成れる上下兩院 Industrial Assembly の通過を待たねばならぬ、上院の數は二十人、下院の數は四十人、支配人は議會の決議せるものを不當と認むるときは一度は之を否認することは出來るが、若し同一案に付き再度上下兩院を通過せざるものに對しては最早如何ともすることは出來ない、唯最後に重役會は其の決議をも否認することを得る仕組なそーで大體に於ては米國議會の手續を眞似たものである、又被傭者に株主たらしむる機會を與ふる爲め七%の優先配當を受くる株を持たしむることゝし、其の株に對しては更に三%の特別配當を與へて居る此の規則の下に一九一九年十月には四萬五千の使用人中一四、〇五二人は既に株主となり、其の總額は五、五二七、五〇〇弗一人當り四株宛に相當するさうである、畢竟此の制度の根本に於ては勞働者に對しても對等の權利を認め、又勞働者を擧げて企業者の地位を獲得し得る機會を與ふるものであるから、資本家と勞働者との連鎖が極めて圓滿で、能く協調を保つて其の成績が頗る好いと謂つて居る蓋し近代に於ける新しき試みの一つであると思ふ。

三　日、英、米の角逐

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

廣さに於ても人口に於ても世界の二割以上を持つて居る英帝國の强大なるは謂ふ迄もないことであるが、近代迄世界第一と稱せられて居つた英國の鐵は米獨の急劇なる發達に伴ひ既に第三の階段となり、今や其の産額は米國の三分の一にも當らぬ、鐵に於ても石炭に於ても英國は最早米國の敵ではない、戰前英國と獨乙とは其の産鐵額に於て又産石炭額に於て略々似寄つたものであつた獨乙の弛みなき不斷の研究は遂に其の數量に於てこそ英國とは餘り相違はなかつたけれども、其の質に於て又其の價格に於ては優に英國を拔いて居つた、假令ば獨乙製の刄物と云へば始めは其の名稱丈けにても粗製品、てふことを髣髴せしむるに充分であつたが戰前頃には本家本元の英國に於てさへ獨乙製と云はなければ其の賣行が惡い位であつたと云ふことである、英國の最も重要なる鐵工業に於て既に斯樣の有樣である、況んや化學工業に於ては到底獨乙の競爭者ではなかつた。英國が斷して獨乙を打たなければならんと云ふ信念を固めたのも深く理由のあつたこと、思はる、、由來英國の立國は工業である、北緯五十度以北に位せる英帝國は僅かに自國にて消費する穀物の二割内外を産するに過ぎず、肉類に於ても其半ば海外より仰いでおる、海外との貿易なしには絶對に自活の出來ない國柄である、石炭や鐵や鐵製品乃至は織物類を賣つて其の代りに食料其の他の生活必要品乃至は原料品等を購入する、是が英吉利に於ける貿易の大宗で又海運の骨髓である、獨乙既に亡び而して米國の現況は果して如何、前に詳述せるが如く米國は近代工業上必要なる所有ものを持つて居る、鐵に於て石炭に於て石油に於て水力に於て銅に於て銀に於て亞鉛に於て鉛に於てアルミニユームに於て、而して棉花、而して穀物而して又肉類、何れも皆世界第一と稱せらる、否世界第一ならざるものは殆んどないと云つても好い位である、無盡藏の天然資源を有し無邊の動力を有する米國は果して何處迄發展することやら殆んど端倪すべからざるものである、而して彼等の氣質の Young「ヤング」なる Ambitions「アンビショアス」なる而して Openly「オープンリー」なる所謂鬼に金棒とも稱すべく恐るべきは眞に米國の將來であると思ふ、英國人の一部には米國は其造船力に於てこそ英國と略は大差はないが彼等は熟練職工を缺いて居る、形は出來ても遂に肝腎なところに穴

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

がある、船舶は劇増したけれども訓練ある海員を持つて居ない抔と噂いて居るものもあるが、彼の米國に於ける周到なる科學的研究や而して又あの思ひ切つた遣方に對して英國人は果して何時迄自慢して居ることが出來るか頗る疑問であると思ふ、第二の危機は刻々に醸成せられつゝあるもの、樣に見ゆる其他電氣工業にせよ化學工業にせよ悉く英國の競爭者ならざるはない、鐵工業と相對立して英國の最も重要なるものは纖維工業である、毎年英國で消費する棉花は約二十億封度而して其の半は米國より仰いで居つた、然るに最近米國に於ける木綿工業の發達や日本に於ける綿工業の展開等は益々原料品の逼迫を感ずる樣になつて來た、去れば英國では米綿の永く賴むべからざるものとして目下埃及や印度南阿等に盛に綿の栽培を奬勵して居る、戰後獨領の大部分に渉り委任統治の權を得た英國は豐饒なるユーフラチスの流れを有するメソポタミアの支配權を得今や隱然として印度より地中海に通ずる一圓の大勢力者となつた、彼等はそこにも亦熱心に綿の栽培を試みつゝあると謂ふことである、去るにても原料品の採收地を持たぬ日本の地位は誠に哀れなものである、印度やアメリカの綿に依賴せる綿工業の基礎は眞に戰慄に堪へない、鐵工業に就ては尙更ら深く論ずるの勇氣はない、昨年八月頃であつたと思ふ日英同盟問題が喧しい時であつた、多年東洋通として知られて居つた Brand ブランド氏は「タイムス」紙上に書を寄せて日本の現況を論評したことがある、此の論文は可なり詳細を極めたもので日本に於ける大勢やら政治やら日支の紛糾やら而して遂に日英問題に關する英國側の主張等を述べたものであつたが、此の論文の掲載が濟むと同時に同紙の社説によつて結局之れがタイムスの意見を代表するものとして紹介された、而して其の一節に斯樣なことがあつたと記憶する曰く。

「日本は年々六十萬以上の人口が增加する、而して面積には既に限りがあり耕作に適すべきところは到るところとして殆んど開墾されぬところはない、是れ以上の人口を收容せんとするはてんで不可能に近い樣に思はれる、去れば日本の海外政策は常に如何にして此の過剩の人口を安全に吐出すことを得べきやと云ふことにあるもの、樣である、而してアメリカに於ては排斥され濠洲に於て

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

も亦入國を許して居ない、既に日本の膨脹が斯くの如きものであるとすれば、彼等が海外に發展せんとするは自然の勢であり、又何れにか出途を與へてやらねばならぬ去れば日本は現に比較的壓力の少ない支那や西比利亞方面等に或程度迄の平和的劃策を試みつゝある様な事柄も是等は結局看過して遣らねばなるまいと思ふ云々」

是が英國人の手によつて英國人へ紹介されたものであるが、其の論旨の肯綮に當れる而して其の實際的なる正に吾人が云はんとするものゝ全部である、工業用原料採收地として支那又は東亞細亞は果して幾何の値を有するものなりやと云ふことに付ては今玆に詳かにせぬけれども、四百萬方哩の面積を有する支那や廣漠たる西比利亞の平野を有することであるから、兎に角相當の蓄積を有すると云ふこと丈は確實であらう、利用し得ると云ふことは明かであると思ふ、日本に於ける穀作は米のみにても年々五千萬石内外の生産がある、不足〳〵と云ひつゝも食料品の自給に付ては左迄困難でない、此の點は彼の英國の現地位杯と比べて吾々の大いに意を强ふするところで、若し日本にして故障なく工業用原料品を獲得し得る機會があるならば其の立國の基礎は英國杯よりは餘程堅いと謂はねばならぬ、不充分なりと云ふものゝ食料品に付ては左迄の不足はない、殊に低廉なる勞銀更に又世界に於ける新市場の中心點とも云ふべき東亞の眞中にあるアメリカの豊富なる天然資源や優勢なる英帝國の現況を回想する毎に何時も羨望に堪へぬ次第であるが、顧みて日本の地位の比較的良好なることをも知らねばならぬ、努むべきは唯々如何にして最も安全に且不足なく、原料品の獲得を爲し得べきや否やと云ふことにあると思ふ、近時日米問題を論ずる者が益々多くなつて來た、日本に於ても米國に於ても矢張同樣である、日本の米國に對して誼を破るべからざるは謂ふ迄もないことであるが、米國とても其の周圍は既に詳述した通りであるから、容易に輕率なことはあり得ないと思はれる、今や擧國一致徐ろに大勢の趨くところを察して靜かに國策を確立すべき秋であると思ふ、日米問題に關する詳細や日英米を連鎖する三角的政策や、乃至は日支問題、更に進んで東方政策等に關する事柄に付ては論ずべきものが頗る多い何れも面白い題目であるが多少遠慮を要する廉もある、何れ改めて論じ得る機會があると思ふ。

（終）

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

本島普通教育の將來

臺南州教育課長　八丁春太郎

（要目）緒言　一、學齡問題。二、共學問題。三、教員問題。

臺灣教育令

共學の實施

內臺人區別撤廢と普通教育の三問題

明治二十八年臺灣が我が領土となつてから、玆に二十有六年其間教育の變遷も尠くなかつた、曾て臺灣人の教育は無方針であると宣言した時代もあり、又あまり理想的教育を施さんとした結果教育の普及を阻害した嫌もあつた樣である、大正八年一月發布の臺灣教育令は、內地に於ける明治十二三年頃の教育令にも相當する大改革で、臺灣人の教育は本令に依つて綜合的に決定したのである、其の第一條に「臺灣ニ於ケル臺灣人ノ教育ハ本令ニ依ル」と冒頭し、教育を分ちて普通教育、實業教育、專門教育及師範教育の三に分つた、從つて本島在住の內地人に對しては從來の通り內地の教育法規に依り小學校、中等學校、專門學校を設け全く其の教育を區別したのである、然るに現總督閣下就任せらるゝや、本島人の文化向上に鑑み、內地人と本島人との共學を試驗的に實施するに至つた、蓋し臺灣教育令の本旨から見れば、共學制は特別施設と見るべきもので、本島教育上の一新記錄である、更に昨年九月の制度改正は地方分權自治行政の端緒として市街庄が小公學を管理することゝなり、從來全然區別されてあつた小公學校が共々に同一市街庄長管理の下に施設經營せられ、教育上にも所謂內臺人區別撤廢の第一歩を劃せるものである、この見地より將來本島の普通教育を達觀する時は數多の問題が横つて居る、夫れ等の問題中左の三問題につき管見を陳へて垂教を仰ぐ次第である。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

內地と同樣六才以上に改むること

其理由は國語學習上の利益

理由の二は共學上にも利益あること

高等普通以上にも關係あり

一 學齡問題

臺灣教育令に於ては公學校に入學することを得る者は年齡七年以上の者と規定せられてあるが、時勢の推移に鑑み更に一箇年を繰り上げ內地と同樣に、年齡六年以上の者は公學校に入學し得る樣に改正せられたいものである。蓋し本島の學齡を七歲以上と規定したのは、第一本島人の能力、第二學校の不足、第三國語の障害等に依るものと思はれるが、今日の文化に進み、學校も漸次普及し、殊に國語學習の如きは思慮單純にして記憶力の旺盛なる幼年時代が反て最良の學習時期であることに想到すれば、一年でも早くから國語に親ましむるが有效である、近來本島人の子弟で幼稚園に入園希望者が著しく增加したのを見ても、年齡繰上げの必要を裏書するものと見て支ないと信ずる、又今日相當の效果を收めつゝある共學制の假令少數ではあるが、同學年中一年以上の年長者が共學することは教授上訓練上より云ふも兒童の爲にもよくない、更に兒童の家庭側より云ふも年齡を一年繰り上ぐることは、從來に比し一箇年早く學習時期を終へて社會的活動をなすことを得るを以て自他の利益は尠くない、殊に本島文化の發達に伴ひ高等

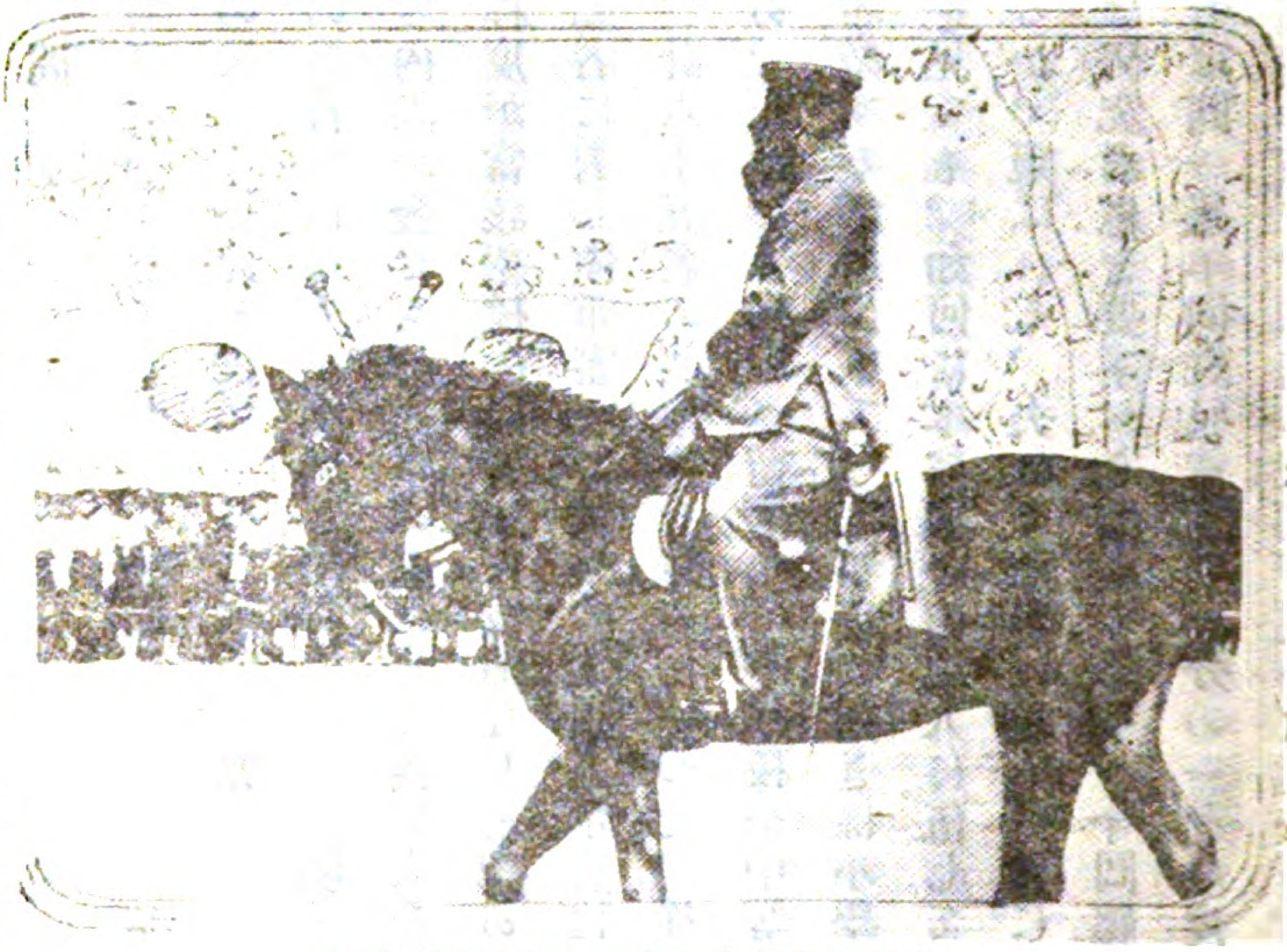

六月三日臺北に著せる福田軍司令官

Digitized by Google

Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

普通學校、女子高等普通學校及專門學校の修業年限延長並に內地人各種專門學校との連絡を要望するの今日、其就學年齡を內地人同等に改正することは妥當の處置と信ずる。

二、共學問題

大正八年十二月共學制の內訓あり

大正九年度六十五名

本年度は小學百九十六名、中等學校十七名

共學の割合如何

共學割合の擴張

從來小學校は內地人の學齡兒童を敎育する所で、公學校は本島兒童を敎育する所と規定し、兩者とも其の目的を異にするものとして彼此相混淆することを嚴禁してあつた、大正八年二月發布の臺灣敎育令にも明かに本島人の敎育は內地人と區別して行ふことを明示されて居る、然るに同年十二月に至り始めて共學に關する內訓が發せられ、臺灣人にして內地人を敎育する學校に入學轉學を志願する者に對し、其敎化の程度が當該學校の敎養上に支障なしと認めらるゝ者に限り、試驗的に許可を與ふることゝなり、志願者に對し愼重審査の結果、大正九年度に於ては全島にて小學校、五十五名、中等以上の學校十名、計六十五名の共學生を見るに至つた、從來は如何に共學を希望しても本島では許可の途がない爲め、止むなく內地へ留學して小學校や中等學校の敎育を受けつゝあつた者が、漸次歸島して共學を希望する者も出來て、本年度の如きは小學校百九十六名、中等學校十七名の共學を許可せられたのを見ても、如何に本島人が內地人に伍して行きたい、內地人と同樣の敎育が受けたいと希望して居るかゞ窺はれる、夫れで將來內地人兒童に對し幾何の割合まで本島兒童の共學を許可すべきか、之は硏究考慮を要すべき問題である、今回總督府では單式學校では學級兒童數の五分の一、複式學校では同一學年同姓兒童數の三分の一を限度として許可した樣であるが、要は本島人文化の問題で、家庭の狀況、國語の使用が進めば進む程、共學步合を增してもよい、現在では內地人兒童が本島人兒童を同化し得る程度迄は共學を許可して差支ないと信ずる、仍て私は

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

現在の狀態では單式學校でも一學級の三分一までは共學せしめて支なしと思ふ、尤も共學の效果を個人的に顯著ならしむるには、可成少數の共學が有效であるに相違はないが、一人でも多くの本島人を同化に導く上からは、內地人兒童の敎育に支障なき限り多數の共學を許したい、蓋し共學制度は小公學校差別撤廢の前提となるべき重大問題である。

三 敎員問題

敎員の數

臺南州の例

無資格敎員七百餘人

其の補充方法如何

正敎員の待遇

最近の調査に依れば本島小學校學級數五百六十四に對し正敎員數は五百二十六人で、正敎員充實歩合に於てあまり不都合はないが公學校になると三千七百七十一學級に對し僅かに內地人が九百五十九人、本島人一千二百十四人。計二千二百七十三人の正敎員を配置して居るのみで、其の他に無資格者が二千二百七十六人に達して居る我が臺南州の如き更に少數で、公學校學級九百六十に對し內地人敎諭二百四人、本島人敎諭百八十六人、同訓導三十七人、計四百二十七人の正敎員に過ぎぬ、正敎員擔任以外の學級は悉く無資格敎員を以て代用して居る次第であるから、無資格者の總數は實に七百人に及ぶ有樣である、而も是れ等は素養薄き且つ國語に未熟な本島人のみで一般敎授の效果は勿論、國語の普及にも非常に影響する譯である、然らば此等無資格敎員は如何にして補充すべきか、臺北、臺南の兩師範學校等の卒業生は約三百餘名位であるが、これは年々增加する學級數約七百學級の半を充すに足らない、各州で養成して居る一箇年以下の速成講習員を加へて何うにか頭數を充たす有樣である、敎員の實質を向上せしめんとせば現在の代用敎員の奮勵に待ち、自然檢定試驗に合格して資格を獲得するが、或は內地より正敎員を招致する外に方法はないのである、然るに本島在職內地人敎員の待遇は其本俸に於て內地在職敎員に比し却て低く、爲めに內地より敎員の招

内地同樣の待遇に改むるの要あり

致に一般の支障を來すの狀況である、本島在職教員は本官であるから内地の判任待遇教員に比し敍任敍勳の榮典に浴する等の恩典はあるが、其の俸給令は判任官俸給令を適用するから内地の教員に比し本俸に於て差違あり、且つ内地の小學校教員は一般法規上昇級に制限なく何時にても昇級し得るを以て、管内管外とも教員を拔擢採用することを得るに反し、本島に於ては本官の故を以て俸給令の制限を受くるのみならず、特に昇級期を定め退官の場合に於ける外臨時昇級の途かない現在の方法は教育者優遇奬勵の所以でない、師範學校は擴張されても目下の處小公學校の發展に順應することは出來ぬ、將來普通教育の普及改善を企圖するには有資格教員を内地より招致するより外に途はない、夫れには少くとも内地同樣の本俸を支給し、昇級期の制限を撤廢し、更に進んでは内地同樣年功加俸僻陬手當の途をも開きたいものである、近時内地教員の待遇非常に向上した結果、内地より教員採用の結果、從來在職教員との權衡を失する樣になつた、これは止むを得ない自然の結果である、これを救濟する方法は年功加俸である、斯くて先づ教員をして安んじて教職に從事せしめ、一面には優良なる教員を招致して教育の進步改善を企圖すべきである。

▲爪哇縱斷飛行

先頃和蘭の海軍飛行機三臺はユーンホイス、ファンドールン、ホルンの三少尉操縱して爪哇縱斷飛行を試み、午後八時半タンジョンプリョクを出發し、十二時四十五分スマランへ到著し、同二時半同所發、五時四十五分泗水へ著し歡迎を受けたるが、行程七時間半にて此の飛行を了り頗る好成績を擧げたりと。

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

豚の臍

福田軍司令官が演說會で述べられた挨拶の中に曰く、此頃は思想問題などが八箇間敷く傳唱せられる一方に、男子の間に女らしい流行が風を爲すの傾向が見えるが、男子は宜しく男子らしくやるが好い

▲夫れには馬術の如きは最も男子的で、體力と共に思想を堅實ならしむるには持つて來いである　▲現に瑞西の女學校では女らしからざる女、即ち男らしい女を養成するを以て其の主義として居るが、此の程、同國の或る中學校に於て女教師を聘傭せんとした事が端なく問題となり女らしからざる女を養成するは猶ほ恕すべし、然かも男らしからざる男を養成するは以ての外なり、との理由を以て議會に於て右の女教師聘用の件を否決した云々。如何にも傾聽すべきことだと思ふ　▲男らしくと言へば、近電は德川義親侯の猛獸狩一行がムアールから五十哩の奥で大象一頭を打ち止め無事日本ホテルへ引揚げたことを報じて居るが、爪哇の新聞で見ると、義親侯は南洋の秘密境として世人の疑問視せるニューギニア邊界の人跡未到の地を探險するやうにも聽いてある　▲併し侯とて武骨一片の人では無い、中部爪哇旅行の際には自動車でガロ見物と出かけたさうだが、パケランジー湖の風景は大いに侯の御氣に召したさうな、而かも其の湖畔で多數の乙女が花束を捧げて贈りに來る所などは、何となく樂園に遊ぶの心地がすると語られたとか　▲同行の吉井信照氏は、其の乙女達をアレも可愛い、之も優しいと言つて、財布の底を叩くばかりに片つ端から花を買つてやつたといふことである　▲それから同じ爪哇新聞の所報で、而かも場所も同じガロ見物の某々二紳士が同地一流のビンドルゼ、ホテルに陣取つた夜の事、ホテルの支配人に命じて敏腕誠實な[illegible]閣のジョンゴスを傭ひ、附近所在に解語の珍品を物色して御前に伺候せしめた　▲音に聞くスンダの○○間はすと知れた明眸皓齒、ダガ優揚典雅の兩紳士は此の珍品をチロリと瞥見した許りで早速一盾のボチを與へて追ひ返す　▲お次の珍品が又た顯はれると、チロリ一瞥で又た一盾を與へて追ひ返す　▲斯くて四隣より馳け集まつた珍品の數、驚く勿れ三十幾人、それが皆な一瞥一盾であるから流石場馴れたジョンゴスも二紳士の豪華には一驚を喫せざるを得なかつた　▲而かも此の二紳士は最初から此の事の爲に高い部屋代などは頓とお構ひなく、二人で三室を借り切り、隣客に迷惑をかけぬといふ注意から兩端の二室は態と明けて置いて中の一室で珍品實見をやつたといふに至つて其の鷹揚さ加減も略々察せられる　▲そして其の夜の大詰は一大喜劇を以て終つたといふことである　▲が、扨て其の紳士とは誰だらう、其の遣り口から見ると乙女の花を片つ端から買つてやつたといふ人々によく似て居るやうだが　▲ダガ海外で日本人の恥を晒すよりは時々コンナ豪華振りを見せてやるのも好い。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

時報

總督府評議會官制公布

臺灣總督の政治上の最高諮詢機關として民意を徵取すべき總督府評議會の設置せらるべきことは豫て聞く所なりしが愈々六月一日勅令第二四一號を以て評議會官制の公布を見るに至れり本令は全文六箇條より成り別に訓令第百號評議會々議規程（十一箇條）竝に訓令第百一號評議會職員手當支給規程（三箇條）等の公布を見たり其の全文左の如し（本令に就ては說明を要するもの頗る多し、別項田總督の告辭竝に臺灣總督府評議會の性質、其他評議會に關する記事等を參照せらるべし）

●臺灣總督府評議會官制（大正十年六月一日勅令第二四一號）

第一條　臺灣總督府評議會ハ臺灣總督ノ監督ニ屬シ其ノ諮問ニ應シ意見ヲ開申ス

第二條　評議會ハ會長一人、副會長一人及會員二十五人以內ヲ以テ之ヲ組織ス

第三條　會長ハ臺灣總督、副會長ハ臺灣總督府總務長官ヲ以テ之ニ充ツ

會員ハ臺灣總督府部內高等官及臺灣ニ居住スル學識經驗アル者ノ中ヨリ臺灣總督之ヲ命ス

會員ノ任期ハ二年トス但シ臺灣總督必要ト認ムル場合ニ於テハ任期中ト雖解任スルコトヲ得

第四條　會長ハ會務ヲ處理ス會長事故アルトキハ副會長其ノ職務ヲ代理ス會長副會長共ニ事故アルトキハ臺灣總督ノ指定スル會員會長ノ職務ヲ代理ス

第五條　評議會ニ幹事ヲ置ク臺灣總督府部內高等官ノ中ヨリ臺灣總督之ヲ命ス

幹事ハ會長又ハ副會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第六條　評議會ニ書記及通譯ヲ置ク臺灣總督府部內職員ノ中ヨリ臺灣總督之ヲ命ス

書記又ハ通譯ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務又ハ通譯ニ從事ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●臺灣總督府評議會々議規程（大正十年六月一日訓令第百號）

第一條　評議會ハ會長之ヲ召集ス

會長ハ評議會開會ノ日ヨリ七日前ニ會議ニ付スヘキ事項、日時及場所ヲ會員ニ通知スヘシ但シ急施ヲ要スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第二條　會員ニシテ公務又ハ病氣ノ爲出席スルコト能ハサルトキハ直ニ其ノ旨屆出ツヘシ

第三條　會員ノ席次ハ會長之ヲ定ム

第四條　會議ハ會員十名以上出席スルニ非サレハ之ヲ開クコトヲ得ス

第五條　會長ハ會議ノ議長ト爲ル

第六條　會員發言セムトスルトキハ議長ノ許可ヲ受クヘシ

第七條　臺灣總督ハ臺灣總督府各局部長所屬官署長又ハ其ノ代理者ヲシテ主管事項ニ關シ會議ニ列席シ說明ヲ爲サシムルコトアルヘシ

第八條　會長ノ必要ニ依リ特ニ會員中ヨリ委員ヲ指定シ期限ヲ定メ會議事項ノ調查ヲ爲サシムルコトヲ得

第九條　議事ハ出席會員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第十條　會議ハ國語ヲ以テ用語トス但シ議長ノ許可ヲ得タル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十一條　會長ハ幹事ヲシテ會議錄ヲ調製セシムヘシ
會議錄ニハ幹事及出席シタル會員二人以上署名スヘシ

附　則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

◉臺灣總督府評議會職員手當及旅費支給規程（大正十年六月一日訓令第百一號）

第一條　評議會職員ニハ手當ヲ支給スルコトアルヘシ

第二條　評議會職員其ノ職務ノ爲旅行スルトキハ別表ニ依リ旅費ヲ支給ス但シ在職官吏ニシテ職員タル者ニハ其ノ本官相當ノ旅費ヲ支給ス

第三條　手當ノ支給ニ關シテハ俸給支給ノ例ニ依リ、旅費ノ支給ニ關シテハ臺灣總督府職員旅費規則ヲ準用ス

附　則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

別表

	鐵道賃	船賃	車馬賃一里ニ付	日當一日ニ付	食卓料一夜ニ付
臺灣內旅行ノ場合	上級運賃	上級運賃	二圓	二十圓	三圓五十錢
內地旅行ノ場合	上級運賃	上級運賃	一圓二十錢	十五圓	三圓五十錢

◉評議會員旅費支給ニ關シ府議決定ノ件

臺灣總督府評議會々員旅費支給ニ關シテハ凡テ本人ノ生活ノ本據タル本島內ノ住所地ヨリ評議會開會地迄ノ旅費竝評議會々務ノ爲臺灣及內地ヲ旅行スル場合ニ限リ旅費ヲ支給スル主義ニシテ評議會員カ內地其ノ他ニ滯在中評議會ノ召集ニ應シ歸臺セル場合ハ之ヲ支給セサルコトニ府議決定ス

總督府評議會職員任命

評議會官制の公布と同時に六月一日同會職員の任命を見たるが該官制の規定する如く會長は臺灣總督、副會長は總務長官を以て之に充て又た會員は二十五名以內、督府部內高等官及臺灣に居住する學識經驗ある者の中より臺灣總督之を命するものにして謂ゆる官選なり其他幹事、書記及通譯等總て同官制の定むる所にして同時に其の任命を見たり職員の氏名左の如し。

會長 總督 男爵 田健治郎

副會長 總務長官 下村宏

▲會員

高等法院長 谷野格

鐵道部長 新元鹿之助

殖產局長 高田元治郎

內務局長 末松偕一郎

警務局長 川崎卓吉

土木局長 山形要助

財務局長 阿部滂

中川小十郎 臺北市

高木友枝 臺北市

赤石定藏 臺北市

林熊徵 臺北市

顏雲年 臺北州基隆街

李延禧 臺北市

平山午介 新竹州新竹街

簡阿牛 新竹州大溪郡

坂本素魯哉 臺中市

辜顯榮 臺中市

松岡富雄 臺中市

林獻堂 臺中州大屯郡

津田毅一 臺南

許廷光 臺南市

富地近思 臺南市

黃欣 臺南市

古賀三千人 高雄州

藍高川 高雄州屏東郡

▲幹事

參事官 吉岡荒造 秘書官 喜多孝治

▲書記

總督府囑 門田幸吉 同 高倉龜次郎

總督府技手 松本忍

▲通譯

高等法院通譯 川合眞永 總督府通譯 口石亦吉

總督府評議會の開會

總督府評議會は同會々議規程第一條に據りて召集せられ六月十一日より同十六日迄四日間（十二日は日曜にて休）總督府新廳舍の三階貴賓室に於て開會せられたるが開會前、議事細則、委員會內規通譯に關する事項及議事日程等左の如く定めらる。

●評議會議事細則

第一條 會議の開始は振鈴を以て之を[illegible]す

第二條 評議會に報告すべき事件は議事に先ち之を爲すべし

第三條 總て動議は提出者の外二名以上の贊成者あるに非ざれば議題と爲すことを得す

第四條 幹事は豫め議事日程を定め之を各會員に通知すべし

第五條 議事日程には會議に付すべき議題、順序及開議の日時を記載すべし

第六條 議事日程に記載事件あるに拘らず他の緊急事件に付動議を起す者あるとき又は議長に於て緊急事件と認むるものあるときは會議に諮ひ議事日程を變更することを得

第七條 發言せむと欲するときは會員は議長と呼び會員以外の者は議長番々と呼び議長の許可を得て發言すべし

第八條 發言は議題以外に涉ることを得す討議は勿論質問應答と雖

必す議長に向て陳述すべし

第九條　討論未た終らすこ雖議長に於て論旨既に盡きたりこ認むるこきは議長は會議に諮ひ討論終結を宣告すべし

第十條　出席會員は可否の數に入らざることを得す採決の際議場に現在せざる會員は表決に加はることを得す

第十一條　議長採決を爲さむこするときは其の表決に付すべき問題を宣告すべし

前項の宣告ありたる後は會員は議題に付發言することを得す

第十二條　表決は起立の方法に依る但し議長に於て必要こ認むるときは記名又は匿名投票の方法に依ることを得

起立又は投票の數は幹事をして點檢せしめ其の決定は議長之を宣告すべし

第十三條　會議錄に記載すべき概目左の如し

一、開會閉會に關する事項及年月日時
一、出席又は缺席の職員氏名
一、會議錄に署名すべき會員の氏名
一、會議に付したる議案の題目
一、說明、質問、應答及議事の顚末
一、議題こ爲りたる動議の事項
一、議決及報告事件
一、表決及可否の數

第十四條　會員議場に列するときは洋服又は羽織袴其の他相當服裝を爲すべし

第十五條　議場內に於ては私語、喫煙等總て議事を妨ぐる舉動あるべからず

●評議會委員會內規

第一條　評議會の各委員會には互選を以て主查一人を置く

第二條　主查は委員會の開閉及會務を處理し會の經過及結果を本會に報告すべし

第三條　主查は總督府主務局に對し文書の整理又は職員の助力を求むることを得

第四條　委員會には評議會員及總督府各局部長及其の代理者隨時出席して質問又は意見を述ふることを得

◉會議に關する參考事項

一、通譯は國語による能はさる本島人の會員か議長に質問應答する場合及議長に於て必要こ認むる場合

◉議　事　日　程

▲第一號　（六月十一日）

第一、道路に關する件
第二、教育に關する件

第二號　（六月十三日）

第一、道路に關する件（前會の續）
第二、民法施行に關する件
第三、商法施行に關する件
第四、教育に關する件

第三號　（六月十四日）

第一、商法施行に關する件（前會の續）
第二、教育に關する件

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

第四號　（六月十五日）
第一、教育に關する件（前會の續）
第二、訴願に關する件

◉議事の經過

▲第一日（六月十一日）午前九時開會、田總督の告辭あり（別欄掲載の通り）之に對して中川評議員一同を代表して左の答辭を述ぶ。

本員等臺灣總督府評議會會員の命を拜しまして總督閣下の御諮詢に與りますることは最も光榮と致す所でありまして而も又其の任務の甚だ重大なるを感ずる次第であります

只今の御告辭に依りまするも本員等の御諮詢に與ります所のものは國家の進運と民人の幸福に至大の關係を有する重要事項であります本員等淺學非才の克く其任務を盡くす事を得るや否やを恐るゝ次第でありまして特に該博深遠の知識と多年大政翼贊の御經歷を有せらるゝ閣下の御施政に對しまして吾々が一毫の微だも加ふることは恐らく難事であらうと存じます然しながら既に其命を拜しましたる以上は吾々の力の限りを致す外はないと存じます希くは今後克く閣下の御趣旨を體し誠心誠意全力を竭して各々其の任を完うせんことを期するのであります

一同に代り謹て答辭を申述る次第であります

右了りて日程第一「道路に關する件」の會議に入り（道路案及説明は別項に掲ぐ）山形土木局長の説明ありて質問に移り、未了の儘午前十一時四十分散會す。

▲第二日（六月十三日）午前九時開會、田總督より本會は公行せざるも秘密に屬せざる限り發表差支なきこと、委員會に於ては委員以外、各評議員及府內各部局長は何時にても列席して意見を述べ又た之を發表し得べきこと及び會期を一日延長して十六日迄開會すべきこと等を宣明し、直ちに前回未了の（道路案）の會議を續行す、會議の結果本案は委員附託に決す。

次で「民法を臺灣に施行するに付除外例の必要」（説明は別項に掲ぐ）の會議に入り説明及質問ありたる後、委員附託となる、次に（商法施行）に關する會議に入り、長尾法務部長の説明ありて正午散會す。

▲第三日（六月十四日）午前九時開會、前回に引續き「商法施行」に關する會議に入り直ちに委員附託に決す。

次で「教育に關する件」の會議に入り田總督の注意、末松內務局長の説明ありて質問に移り未了の儘零時二十分散會す。

▲第四日（六月十五日）午前九時開會、前日に引續き教育問題の會議に入り質問應答の後、委員附託に決す。

次で「訴願案」に入り全會一致を以て可決確定す。

右了りて下村副會長より評議會に關する所感に付

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

一場の演說ありて閉會す。

▲第五日（六月十六日）道路案、教育案及私法案に付委員會を開き各々主査を互選したる後各委員研究の上委員會を開くに決して散會す（議事錄は追て揭載すべし。）

◉各案の委員

▲道路に關する件委員

（主査）川崎卓吉君
山形要助君
赤石定藏君
顏雲年君
簡阿牛君
古賀三千人君
藍高川君

▲民法に關する件委員

（主査）谷野格君
末松偕一郎君
赤石定藏君
林熊徵君
辜顯榮君
津田毅一君
黃欣君

▲商法に關する件委員

（主査）高田元治郎君
新元鹿之助君
中川小十郎君
林熊徵君
李延禧君
平山午介君
許延光君

▲教育に關する件委員

（主査）末松偕一郎君
阿部滂君
高木友枝君
李延禧君
坂本素魯哉君
林獻堂君
黃欣君

評議會に諮問せる道路案

一、**道路の種類**　道路を分ちて左の四種とす。

（イ）一等道路、（ロ）二等道路、（ハ）三等道路、（ニ）四等道路

二、**路線の指定**　一等道路の路線は臺灣總督之を指定す。

二等及三等道路の路線は州內のものに就き臺灣總督の認可を得て州知事之を指定す。

四等道路の路線は一等二等及三等道路に屬せざる路線にして市、街、庄內のものに就き州知事の認可を得て市尹又は街庄長之を指定す。

三、**路線の選定**　一等、二等及三等道路の路線選定は別紙第一號に依る。

四、**道路の管理**　一等道路は州知事、其の他の道路は其の路線の指定者を以て管理者とす。

五、**道路の費用**　道路に關する費用。

（イ）一等道路　新設其の他道路に關する一切の工費は國費の負擔とす但し其の修繕及維持に關する費用は當該州費又は慣行に依り關係地方住民の負擔とす。

（ロ）二等及三等道路　新設其の他道路に關する一切

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

の工費は當該州費の負擔とす但し必要ある場合に於ては國費より補助す。

道路の修繕及維持に關する費用に付ては一等道路に同じ。

(ハ)四等道路　新設其の他道路に關する一切の工費は當該市、街、庄費の負擔とす但し特殊の場合に於ては國費又は州費より補助することあるべし。

道路の修繕及維持に關する費用に付ては當該市街、庄費又は慣行に依り關係地方住民の負擔とす。

六、**道路の構造**　道路の構造は別紙第二號に依る。

七、**廳管内道路及番界道路**　臺東、花蓮港廳管内の道路及番界道路に關しては別に之を定む。

▲別紙第一號▼　路線選定標準

一、一等道路

一、臺北市より州廳所在地要塞司令部所在地要港部所在地又は樞要の開港に達する路線

二、經濟上其の他特に重要なる路線

二、二等道路

一、州廳所在地より州内郡市役所所在地に達する路線

二、州廳所在地より州内樞要の地港津又は鐵道停車場に達する路線

三、州内樞要の地より之と密接の關係を有する州内樞要の地港津又は鐵道停車場に達する路線

四、州内樞要の港津より之と密接の關係を有する州内樞要の地又は鐵道停車場に達する路線

五、州内樞要の鐵道停車場より之と密接の關係を有する州内樞要の地又は港津に達する路線

六、數郡市を連結する幹線にして其沿線地方と密接の關係を有する樞要の地港津又は鐵道停車場に達する路線

七、地方開發の爲め必要にして將來前各號の一に該當すべき路線

三、三等道路

一、郡役所所在地より隣接郡市役所所在地に達する路線

二、郡役所所在地より郡内樞要の地港津又は鐵道停車場に達する路線

三、郡内樞要の地より之と密接の關係を有する郡内樞要の地港津又は鐵道停車場に達する路線

四、郡内樞要の港津より之と密接の關係を有する郡内樞要の地又は鐵道停車場に達する路線

五、郡内樞要の鐵道停車場より之と密接の關係を有する郡内樞要の地又は港津に達する路線

六、數街庄を連結する幹線にして其の沿線地方と密接の關係を有する樞要の地港津又は鐵道停車場に達する路線

七、地方開發の爲め必要にして將來前各號の一に該當すべき路線

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

（別紙表二號）　道路構造標準　（圖面略す）

第一條　一等道路の幅員は四十八尺以上となすべし
山地又は特殊の箇所にありては二十一尺迄縮小することを得

第二條　二等道路の幅員は三十六尺以上となすべし
山地又は特殊の箇所にありては十八尺迄縮小することを得

第三條　三等道路の幅員は三十三尺以上となすべし
山地又は特殊の箇所にありては十五尺迄縮小することを得

第四條　四等道路の幅員は十二尺以上となすべし

第五條　第一條乃至第三條第二項の規定に依り前各條第一項に規定する最小幅員を縮小したるときは相當距離毎に待避所を設くべし

第六條　一等道路の勾配は三十分の一二等道路の勾配は二十五分の一三等道路四等道路は二十分の一より急なることを得ず
特殊の箇所に於ては前項勾配を一等道路及二等道路は二十分の一迄三等道路四等道路は十五分の一迄
山地にして已むを得さる箇所に於ては一等道路二等道路は長六十間以内に限り十五分の一迄三等道路及四等道路は長三十間以内に限り十分の一迄となすことを得
道路は匂配か變移する箇所に於ては相當の縱斷曲線を設くべし坂路長き時は相當の距離毎に五十分の一より緩なる勾配を有する相當の區間を設くべし

第七條　一等道路及二等道路の屈曲中心線の半徑は三十間以上となすべし
但し特殊の箇所に於ては六間迄之を縮小することを得人家連檐又は連檐すべき箇所の屈曲部に於ける凸角は相當之を剪除し前項の規定に依らさることを得半徑二十間以下の曲線は背向直接を避け兩曲線間に相當の直線を設くべし

第八條　一等道路及二等道路の路面の構造は車輪の輪帶幅一寸につき百貫の荷重に耐ふるを標準となすべし
步車道を區別せさる箇所に於ては交通の情勢に依り道路幅員の一部に限り前項に規定する構定に依らさることを得

第九條　一等道路及二等道路の側溝の深及底幅は一尺以上となすべし

説十條　一等道路及二等道路の路端の高さは特殊の箇所を除くの外水流水面の最高水位より一尺以上となすべし

第十一條　一等道路及二等道路の隧道の幅員は三間以上となすべし隧道內の高さは路面より十五尺以上となすべし但し特殊の箇所に限り十三尺迄之を縮小することを得

第十二條　一等道路及二等道路の橋梁の有効幅員は橋長三十間以上の場合は三間となし三十間未滿の場合は二間半となすべし

第十三條　一等道路及二等道路の橋梁は左に揭くるものゝ通過に耐ふる構造となすべし
橋面一平方尺に付十二貫に相當する群衆但し徑間に應し相當輕減することを得
一等道路に在りては二千百貫の車輛十二米噸輾壓機二等道路に在りては千七百貫の車輛但し主要なる區間に於ては一等道路に準すべし

第十四條　第十一條第二項の規定は一等道路及二等道路中上部橫構を有する橋梁に之を準用す道路か橋下を通過する場合に付亦同し

第十五條　前八條中二等道路に關する規定は主要なる三等道路及四

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

等道路に關し之を準用す

第十六條　急峻なる山地に於ける橋梁の幅員は橋長三十間以上の鐵線橋又は木橋に限り一等二等道路に在りては二間迄三等四等道路に在りては九尺迄縮小することを得

第十七條　交通の情勢に依り監督官廳の認可を得て前各條の規定に依らさることを得

第十八條　市街路の構造に就ては別に之を定む

▲參考資料　（路線圖は略す）

一等二等及三等道路の線路

線路名	起點	經過地名	終點
一等道路			
縱貫道路	基隆草店尾	臺北、桃園、新竹、豐原、臺中、彰化、員林、北斗、西螺、斗南、嘉義、臺南、高雄、鳳山、屏東	屏東
臺北淡水道	臺北	圓山、士林、北投、	淡水
二等道路			
基隆社寮島道	基隆草店尾		社寮島
臺北宜蘭道	臺北	新店、坪林、礁溪	宜蘭
宜蘭蘇澳道	宜蘭	羅東	蘇澳
蘇澳南方道	蘇澳		南方
新竹竹東道	新竹		竹東
新竹舊港道	新竹		舊港
造橋大湖道	造橋	苗栗	大湖
豐原東勢道	豐原		東勢
臺中南投道	臺中	草屯	南投
草屯埔里道	草屯	土城、龜仔頭、北山坑	埔里
彰化鹿港道	彰化		鹿港
員林鹿港道	員林		鹿港
竹山東石港道	竹山	林內、斗六、斗南、虎尾、北港、朴子	東石港
朴子新營道	朴子	鹽水	新營
嘉義北港道	嘉義		北港
番仔田佳里道	番仔田	麻豆	佳里
臺南佳里道	臺南		佳里
臺南安平道	臺南		安平
楠梓鳳山道	楠梓		鳳山
屏東東港道	屏東	萬丹	東港
屏東枋寮道	萬丹	潮州	水底寮
東港恒春道	東港	水底寮、枋寮	恒春
恒春墾丁道	恒春	枋山	墾丁
各停車場道			
三等道路			
淡水金山道	淡水	小基隆	金山
板橋南港道	板橋	景尾、深坑	南港
礁溪頭圍道	礁溪		頭圍
利澤簡三星道	利澤簡	羅東	三星
大溪角板山道	大溪		角板山
大稻埕新莊道	大稻埕	和尚州	新莊

北投草山士林道	北投	草山	士林
板橋淡水道	板橋	新莊、樹林口	淡水
桃園大溪道	桃園		大溪
大溪中壢道	大溪	潭波	中壢
桃園三峽道	桃園		三峽
桃園大園道	桃園		大園
中壢觀音道	中壢		觀音
竹圍觀音道	竹圍	大園	觀音
新竹北埔道	新竹		北埔
竹南々庄道	竹南	頭分	南庄
苗栗通霄道	苗栗	銅鑼	通霄
沙轆梧棲道	沙轆		梧棲

王田沙轆道	王田	大肚	沙轆
大肚塗葛堀道	大肚		塗葛堀
集々員林道	集々	南投	員林
北斗二林道	北斗	小埔心	二林
後壁關仔嶺道	後壁	白河	關仔嶺
新市新化道	新市		新化
新化王井道	新化		玉井
楠梓旗山道	楠梓	嶺口	旗山
屏東六龜道	屏東	里港	六龜
潮州東港道	潮州		東港
蘇澳花蓮港道	蘇澳	大南澳、大濁水、研海	花蓮港

臺灣道路計畫に依る豫算一覽表（工事費）

名稱等級	路線名	里程（里・丁・間）	土工費（円）	被覆工事費（円）	五間未滿橋梁暗渠費（円）	五間以上百間未滿橋梁費（円）	百間以上橋梁費（円）	敷地費（円）	計（円）	摘要
一等道路	縦貫道	九六—一九—三三	七五〇、〇〇〇	二、四三三、〇〇〇	四二四、〇〇〇	九二四、〇〇〇	二五、〇六七、〇〇〇	三六五、〇〇〇	二九、九六三、〇〇〇	（臺北造橋、沙轆屏東間）臺北偏ヶ計上せず
	同上	一九—二六—七	九二〇、〇〇〇	二八五、〇〇〇	二三七、〇〇〇	三一三、〇〇〇	一、四四七、〇〇〇	一五九、〇〇〇	三、三六一、〇〇〇	（臺北基隆、造橋沙轆間）
	臺北淡水道	五—一〇—二九	一四七、〇〇〇	六四、〇〇〇	一八、〇〇〇	三六、〇〇〇	—	一八、〇〇〇	二八三、〇〇〇	
	計	一三一—三〇—九	一、八二七、〇〇〇	二、七七二、〇〇〇	五六九、〇〇〇	一、二七三、〇〇〇	二六、五一四、〇〇〇	五四二、〇〇〇	三三、四九七、〇〇〇	
二、	基隆社寮島道	一—〇—〇	六、〇〇〇	一五、〇〇〇	一二、〇〇〇	八、〇〇〇	—	—	四一、〇〇〇	
	臺北宜蘭道	一五—三〇—八	六九三、〇〇〇	二三八、〇〇〇	一七六、〇〇〇	九二、〇〇〇	—	四一、〇〇〇	一、二四〇、〇〇〇	
	同上	四—一四—三三	二一、〇〇〇	五四、〇〇〇	一六、〇〇〇	—	四四七、〇〇〇	三七、〇〇〇	五七五、〇〇〇	
	宜蘭蘇澳道	六—五—五	三六、〇〇〇	六七、〇〇〇	四六、〇〇〇	一三九、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	二、四一八、〇〇〇	

二等道路								
蘇澳南方道（新設）	〇—一八—〇	一三、〇〇〇	一〇、〇〇〇	二、〇〇〇	九、〇〇〇	—	一〇、〇〇〇	四四、〇〇〇
新竹々東道	三—二九—一二	一六七、〇〇〇	三四、〇〇〇	一三、〇〇〇	三一、〇〇〇	—	八、〇〇〇	二五三、〇〇〇
新竹舊港道	一—一〇—四七	八、〇〇〇	一三、〇〇〇	一五、〇〇〇	五、〇〇〇	—	九、〇〇〇	五〇、〇〇〇
造橋大湖道	七—二九—五	三四二、〇〇〇	七三、〇〇〇	九三、〇〇〇	九〇、〇〇〇	四八六、〇〇〇	一九、〇〇〇	一、〇九六、〇〇〇
豐原東勢道	三—一二—五九	一四七、〇〇〇	四五、〇〇〇	四二、〇〇〇	三〇、〇〇〇	一、七六四、〇〇〇	三一、〇〇〇	二、〇五九、〇〇〇
臺中南投道	七—六—三〇	四二、〇〇〇	九三、〇〇〇	九四、〇〇〇	五三、〇〇〇	五、二八四、〇〇〇	七二、〇〇〇	五、六三八、〇〇〇
臺中埔里道	一〇—三一—五七	四七六、〇〇〇	一三一、〇〇〇	二八、〇〇〇	一、〇一六、〇〇〇	—	二八、〇〇〇	一、九三一、〇〇〇
彰化鹿港道	三—一四—五九	二〇、〇〇〇	七五、〇〇〇	一八、〇〇〇	二八、〇〇〇	—	三一、〇〇〇	一七三、〇〇〇
員林鹿港道	五—一八—一七	三三、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	四四、〇〇〇	九五、〇〇〇	—	五八、〇〇〇	三三〇、〇〇〇
竹山東石港道	一九—八—二三	一四七、〇〇〇	五八七、〇〇〇	二三五、〇〇〇	一八五、〇〇〇	六、九一九、〇〇〇	一二九、〇〇〇	八、一九三、〇〇〇
朴子新營道	五—一八—一三	三三、〇〇〇	一七〇、〇〇〇	三三、〇〇〇	五五、〇〇〇	—	三七、〇〇〇	三二八、〇〇〇
嘉義北港道	五—五—〇	三〇、〇〇〇	一六一、〇〇〇	二、〇〇〇	—	—	三六、〇〇〇	二二九、〇〇〇
番仔田佳里道	四—六—五八	二四、〇〇〇	一三一、〇〇〇	一一、〇〇〇	—	—	三〇、〇〇〇	一九六、〇〇〇
臺南佳里道	四—一四—三一	二六、〇〇〇	一三八、〇〇〇	四〇、〇〇〇	四五、〇〇〇	一、二〇一、〇〇〇	三一、〇〇〇	一、四七八、〇〇〇
臺南安平道	一—五—三八	七、〇〇〇	三六、〇〇〇	三、〇〇〇	二五、〇〇〇	—	六、〇〇〇	八一、〇〇〇
橋梓鳳山道	二—三四—五〇	—	—	—	—	—	—	—
屏東々港道	六—六—五七	三六、〇〇〇	六八、〇〇〇	一六、〇〇〇	八五、〇〇〇	一、二六〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	一、四九五、〇〇〇
屏東枋寮道	六—三五—五〇	三九、〇〇〇	七四、〇〇〇	二八六、〇〇〇	二二三、〇〇〇	一、〇八〇、〇〇〇	三八、〇〇〇	一、六三九、〇〇〇
東港恒春道	一七—一—五七	九三、〇〇〇	一八三、〇〇〇	二六四、〇〇〇	一八四、〇〇〇	二、九三八、〇〇〇	—	三、六七四、〇〇〇
恒春墾丁道	二—二四—五七	一六、〇〇〇	三〇、〇〇〇	九三、〇〇〇	一三〇、〇〇〇	—	四、〇〇〇	二七三、〇〇〇
各停車場道	六—四—四六	三五、〇〇〇	一二四、〇〇〇	二六、〇〇〇	—	—	—	一八五、〇〇〇
計	一五二—一九—三二	二、五〇三、〇〇〇	二、六五九、〇〇〇	一、八九七、〇〇〇	二、四〇六、〇〇〇	二三、四八九、〇〇〇	六九三、〇〇〇	三三、六〇〇、〇〇〇
淡水金山道	九—一七—三二	二七七、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一一〇、〇〇〇	二〇三、〇〇〇	—	一六、〇〇〇	七〇六、〇〇〇
板橋南港道	六—〇—二六	一七五、〇〇〇	七八、〇〇〇	六七、〇〇〇	六〇、〇〇〇	八四〇、〇〇〇	四三、〇〇〇	一、二六三、〇〇〇

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

三等道路（八）

礁溪頭圍道	一―三一―六八	10,000	18,000	24,000	46,000	—	14,000	112,000
利澤簡三星道	四―二〇―二三	24,000	41,000	51,000	77,000	—	23,000	216,000
大溪角板山道	五―二四―二三	166,000	99,000	33,000	100,000	—	5,000	403,000
大稻埕新庄道	二―九―二五	12,000	29,000	10,000	—	—	24,000	75,000
北投草山士林道	五―六―五	151,000	35,000	87,000	18,000	—	20,000	311,000
板橋淡水道	六―一三―四〇	34,000	67,000	35,000	59,000	—	31,000	226,000
桃園大溪道	三―二三―二	43,000	47,000	20,000	—	648,000	8,000	766,000
大溪中壢道	四―二九―四九	140,000	62,000	21,000	7,000	—	11,000	241,000
桃園三峽道	二―一三―五四	13,000	18,000	33,000	137,000	324,000	9,000	534,000
桃園大園道	三―二四―一〇	30,000	47,000	39,000	53,000	—	28,000	186,000
中壢觀音道	三―三四―一	31,000	63,000	40,000	30,000	—	33,000	181,000
竹圍觀音道	四―一七―一三	25,000	59,000	93,000	57,000	—	36,000	269,000
新竹北埔道	五―一―六	278,000	41,000	10,000	—	—	33,000	359,000
竹南々庄道	五―二〇―一三	162,000	43,000	24,000	95,000	—	9,000	423,000
苗栗通霄道	五―二七―二九	168,000	48,000	16,000	8,000	—	7,000	247,000
沙轆梧棲道	〇―二五―一九	5,000	15,000	34,000	13,000	—	9,000	76,000
王田沙轆道	四―一―四八	23,000	23,000	70,000	73,000	—	34,000	225,000
大肚塗葛堀道	一―二六―二五	11,000	25,000	35,000	—	—	19,000	90,000
集々員林道	七―二一―一二	321,000	93,000	148,000	105,000	—	30,000	696,000
北斗二林道	四―一四―三〇	24,000	68,000	8,000	38,000	—	30,000	168,000
後壁關子嶺道	四―二六―一九	136,000	168,000	53,000	172,000	—	20,000	508,000
新市新化道	一―一―八	6,000	26,000	21,000	62,000	—	5,000	120,000
新化玉井道	六―[illegible]―四八	—	163,000	—	130,000	—	—	293,000
楠梓旗山道	七―二三―四〇	225,000	103,000	30,000	68,000	—	15,000	441,000

五間以上の橋梁のみ架替

屏東六龜道	九―二―九	一九六,〇〇〇	七六,〇〇〇	四六,〇〇〇	五六,〇〇〇	四六八,〇〇〇	四一,〇〇〇	八八四,〇〇〇
潮州東港道	二―一四―四二	一四六,〇〇〇	二七,〇〇〇	―	―	―	一一,〇〇〇	五六,〇〇〇
蘇澳花蓮港道	三〇―〇―〇	―	―	―	―	―	―	―
計	一六〇―三五―三六	三,五六六,〇〇〇	一,六七四,〇〇〇	一,四四七,〇〇〇	一,六〇〇,〇〇〇	一,三〇四,〇〇〇	五一三,〇〇〇	一〇,一六三,〇〇〇
合計	四三五―一三―一七	六,八九五,〇〇〇	七,一〇六,〇〇〇	三,八七三,〇〇〇	五,三四二,〇〇〇	五,三〇七,〇〇〇	一,七四八,〇〇〇	七七,二七〇,〇〇〇

俸給事務費及調査費雜費

一、一等道路に要する分　三,〇五九,七三〇円

内譯

俸給及事務費　三,〇一四,七三〇円

測量調査費及雜費　四五,〇〇〇

二、二等及三等道路に要する分　四,〇四四,六七〇

内譯

俸給及事務費　三,九三九,六七〇円

測量調査費及雜費　一〇五,〇〇〇

通　計　七,一〇四,四〇〇

内譯

俸給及事務費　六,九五四,四〇〇円

測量調査費及雜費　一五〇,〇〇〇

工事費其他の經費累計

一、一等道路に要する分　三六,五五六,七三〇円

内譯

工　事　費　三三,四九七,〇〇〇円

俸給及事務費　三,〇一四,七三〇円

測量調査費及雜費　四五,〇〇〇

二、二等及三等道路に要する分　四七,八一七,六七〇

内譯

工　事　費　四三,七七三,〇〇〇円

俸給及事務費　三,九三九,六七〇

測量調査費及雜費　一〇五,〇〇〇

通　計　八四,三七四,四〇〇

内譯

工　事　費　七七,二七〇,〇〇〇円

俸給及事務費　六,九五四,四〇〇

測量調査費及雜費　一五〇,〇〇〇

評議會に諮問せる民法施行の件

（諮問事項）「民法を臺灣に施行するに付除外例を設くべき事項如何」

（説明）臺灣現時に於ける民事法規の運用は如何なる狀態に在りや換言せば臺灣に於ける民事關係の事項は如何なる法律に依

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

て支配せらるゝや更に之を詳言すれば臺灣に於ける民事關係事項中內地の民法に依て律しつゝある範圍竝に舊慣に依て律しつゝある範圍如何の問題に付ては明治四十一年律令第十一號臺灣民事令なる規定を以て之を解決せり。同民事令に依れば、

第一　本島人間の民事々項に對しては總て舊慣に依り。

第二　內地人間及內地人と本島人間即ち內地人の關係する民事々項に付ては凡て內地民法、商法、民事訴訟法及其附屬法律全部を適用し、

第三　本島の土地に關しては內地人間たると內地人本島人間たるとを問はず凡て內地法に依らず舊慣に依り支配することに定めあり。

故に現時臺灣に於ては內地人の關與せる民事關係に付ては凡て民法全部の適用を見るも本島人間の民事關係及本島の土地に關しては內地民法の適用なく凡て本島の慣習に依れり。

然るに本島の文化日に月に進步し法律經濟各般の狀態大に革まれる今日に於ては本島にも一般的に內地民法を適用し內臺人同一の法律に依りて支配するも敢て支障なきの觀あり。

然れとも一方本島に於ては積年の慣習存在し然も其慣習たるや容易に變更する能はさる如きもの尙ほ多少あり例へば相續に於ける分頭制の如きは其著しき事例にして內地に於て戶主の有する財產は遺言に因り他に贈與する場合の外凡て其長子たる家督相續人に於て其全部を相續する制度なるも臺灣に於ては被相續人に數人の子ある場合に於ては其子は均分の割合を以て被相續人の財產を相續し所謂分頭相續の慣習尙存するを以て一般的に內地民法を本島に施行するとするも此の分頭相續の慣習を改め內地法の如く長子相續と爲すの可否に付ては多大の考慮を要すべき事項なりと信ず。

如此本島には內地民法と異なる特殊の慣習存するを以て臺灣に民法全部を施行するも支障なきや否若し支障ありとせは如何なる點に於て支障を來たすやを考究することは頗る緊要の問題なりと思料す是れ本會に此問題を提出する所以なり。

尙參考として民法全部を臺灣に施行するに於ては如何なる影響を生するやに付き當局に於て取調へたる事項の大體を一言すべし。

民法は總則、物權、債權、親族、相續の五編に分

れ其總則編と臺灣に於ける之に該當する慣習とを比照して之が差異を見るに其主なるものは。

第一　成年の年齡

第二　準禁治產

第三　禁治產

第四　失踪

の四點なりとす。內地民法に依れば滿二十年を以て成年と爲すも本島に於ては裁判例其他の關係に於ては滿十六年を以て成年とせり現今世界各國の法制は二十歲前後を以て成年となすに拘らず獨り本島人のみ十六歲とするは權衡を失するの嫌あり。

又準禁治產及禁治產の如き制度は年少の浪費者或は無能力者を保護するの見地よりせば是亦必ず本島に施行を要する制度にして從來本島人有志より屢進んで之が施行を請願したることすらあり又失踪とは生死不分明なる人に對し一定の期間を經過したるときは之を死亡せるものと看做すの制度にして不在者の財產又は親族相續の關係を永く不確定の情態に抛擲することを除去するが爲に設けられたるものなれば是亦本島にも必要なる制度たるへし要之民法の總則編は全部臺灣に施行するも何等支障なきものと認む

次に債權編の規定と本島に於ける之に該當する慣習とを比照するに大體に於て一致し何等軒輊する所なきにより是亦全部施行するも敢て支障なきものと思料す。

第三に物權編に付て見るに本島に於ては民法の所有權に該當するものを業主權、地上權に該當するものを地基權、永小作權に該當するものを贌耕權、質權に該當するものを典權、抵當權に該當するものを胎權と稱すと雖も領臺後今日に至る迄の本島に於ける取引關係及裁判の實例を調查するに名稱は業主權と云ふも其實質は全く所有權と同一にして地基權は地上權、贌耕權は永小作權典權は質權、胎權は抵當權に略其實質を同じうするに不拘名稱を異にするより種々の點に於て不便を感するのみにして何等實益なきを以て物權編全部を臺灣に施行するも大體に於て不可なしと思料す上記の物權中稍問題とすへきは典權なり典は金錢借用の際其引當として不動產を貸主に占有使用收益せしむるものなるを以て民法の不動產質に酷似す唯之れと異なるところは不動產質に在ては其不動產が天災事變に依り滅失したる場合には質權は消滅すれとも債權債務は依然として存在し債務履行の義務あるも典は反之若し天災事變に依り其

土地が滅失せる場合には之と同時に債權債務も亦消滅する點に在り然るに統計に徵するに年々典の設定は減少するに反し胎權(即ち民法の抵當權に當る)設定は逐年増加するを見る之れ土地を引當として金錢を融通するには胎即ち抵當に依るを便利とし典を設定するの必要なきか爲なり現に內地に於ても不動產質の設定は殆んど絕無の狀態なるより觀るも將來典の設定は益減少すべきものと認めて誤なしと信ず。

内地の不動產質と典權の異なる點は前述の如く主として不動產が不可抗力に依て滅失したる場合の效力のみにして其の他の場合には債務を履行して土地の返還を受くるの點は同一なり此典關係を除きては本島慣習上の物權と民法の物權とは其實質に於て略同一なるのみならず典關係に於ても前述の如く不動產滅失の場合に於ける效力に多少の差異あるに過ぎさるを以て他に典の制度を將來保存せざるへからざる强固なる理由なき限りは典關係は不動產質の規定に依て律するも大なる支障なき樣思料す。

尙物權編を本島に施行するとせば今日迄行はれたる登記法に影響を及ぼすこと當然なり即ち現行法は强制登記主義を採用し權利の設定移轉等は登記を爲すにあらされば其の效力なしと爲せとも民法を施行するに於ては權利の設定移轉等は契約に依り成立し登記は成立要件にあらず唯登記せさるときは第三者に對抗し得さるに過ぎず然れとも法制の統一と云ふ點より見れば臺灣に特殊の登記制度を存置する必要なく内地と同一の制度を採用する方可と思料す次に親族編、相續編を通し民法と慣習との差異の著しきものは前述せる如く。

一、分頭相續
二、養媳緣組
三、招夫婚姻
四、妾
五、死後養子

にして仔細に調査するに於ては此他幾多の差異を見るも然れとも主なるものは以上の五點とす。

(第一)分頭相續制を廢して長子相續制に改むることに付ては多大の考慮を要する問題なることは前に述へたる如し。

(第二)養媳緣組は將來子の嫁となす目的を以て幼女を家に入るゝの制度にして恰も内地に於ける許婚の如きものなり然れども許婚は女子を家に入るゝにあ

らずして唯約束を爲すに過ぎざれば此點に於て似て非なり本制度は必ずしも惡風と云ふを得ざるも元來許婚なるものは個人自由の發伸に鑑みるときは次第に廢滅に歸すべき運命を有するものなる以上は豫め婦と爲すの目的を以て幼女を家に入るゝが如きは熟考を要すべき事項たり故に寧ろ養媳關係に對しては法律上の效力を認めずして內地の如く單に之を道德問題の範圍に委する方却て適當の如く思料す。

(第三)招夫婚姻に付ても之を存置すべきか將た廢止すべきかは是亦相當の考慮を要する問題なり。

(第四)妾に付ては日本民法之を認めざるは勿論苟くも文明國の法制にして一も之を認めたるものなし又中華民國の民律草案も法律上妾を認めず然るに獨り臺灣に於てのみ法律上妾を認むるは甚だ不都合なりと信ず。

(第五)死後養子の制度も特殊のものにして之が存否に付ては幾多議論の餘地あるべし。

之を約言すれば民法の總則、物權、債權の各編は全部之を本島に施行して大なる支障なき如きも親族編、相續編に關しては曩に掲けたる諸點に付て大に考究すべき事項なりと思料す。

以上は極めて大體に止まるも猶調査資料として當局より日臺民法の比較表其他二三の資料を提供すべきを以て民法全部を臺灣に施行して差支なきや否、若し民法施行に關し臺灣として除外例を設くる必要ありとせば如何なる事項を除外例となすべきかに付充分の調査考慮を希望す、尙中華民國の民律草案を見るに殆んど日本民法に於ける法典の術語を襲用せり卽ち其の總則の章を法例、人、法人、物、法律行爲、期間及期日、時效、權利の行使及擔保とせるが如き物權の章を通則、所有權、地上權、永佃權、地役權、擔保物權(抵押權、土地債務、不動產質權、動產質權)占有と分てる等殆んど日本民法と同一にして其內容實質も亦日本民法と略同一なるを見る此等は本島の法制を定むる上に於て看過すべからざる事項と思料す終りに一言す總督府に於ては夙に舊慣調查會により臺灣の舊慣を調查し次て大正三年以來民事法規の制定と同時に戶籍令の施行を計劃せるも上述各般の問題其他の事由に因り未た之が成案を見さるか就中戶籍令の如きは一日も速に其發布の要ありとし既に數年前より之が施行豫算も認められ又本期議會には內地戶籍法との連絡規定も通過し既に其の公布を見たる

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

により本島に施行すべき戸籍令の制定に意を注きつゝあるを以て日ならず發布せらるべきものと信ず。

評議會に諮問せる商法施行の件

（諮問事項）「商法を臺灣に施行するとせば除外例を設くべき事項なきか」

（說明）臺灣民事令の規定に依れば内臺人間の商事關係に付ては凡て商法全部を適用せらると雖も本島人間のみの商事關係に付ては其の適用なし從て株式會社は本島人のみにては設立することを得ず必らず内地人を社員に加へざるべからず、又本島人間に於ては手形を振出すこと能はざるなり如此本島人のみにて會社の設立或は手形の發行等を爲すことを得ざるは經濟上將た取引上甚しく不都合なることゝ信ず元來商法は文明國間に共通すべき性質を有するものなれば之を臺灣に施行することは何等不可なきのみならず目下の急務にあらざるかと思料せらる唯商事關係に於て本島慣習上特殊の制度と認め得べきは滙票と合股の二なり、滙票とは隔地者間に金錢上の債權債務關係を生じたる場合に現金を輸送することなくして其の關係を消滅せしむる爲めに使用せらるゝ特殊の證券にして又合股とは數人が出資を爲し共同の事業を營むことを目的とする契約なれば商法を適用し以て爲替手形、約束手形或は小切手を發行し得るに至らば滙票の制度は之を廢止するも亦取引上何等支障なきものゝ如く又合股制度も民法商法を施行し組合、合名會社或は株式會社等を設立し得るに於ては之を認めずと雖も之亦何等痛痒を感ぜざるべし、然れども一面此滙票又は合股の制度を保存せざるべからざる强固なる理由あらば之を存置するの要あるを以て此點に付充分なる調査研究を希望する次第なり。

評議會に諮問せる敎育に關する件

（敎育に關する諮問案）「本島に義務敎育を實施する時期及方法如何」

（說明）吾國初等敎育の本旨は兒童をして人倫の大道を知らしめ日本國民たるの本分を辨へしめ生活に必須なる普通の知識技能を授くるに在り國家及社會の幸福と發達とは實に初等敎育の振興に淵源す總ての兒童をして少くとも初等敎育を受けしむるは國家及社會當然の責務なり。

領臺以來本島敎育の進歩洵に著しきものあり殊に初等敎育に於ては官廳の努力畫策と島民の熱心唱和とにより今や公學校數四百六十七、敎員數四千三百九十、兒童數十五萬二千九百一、就學步合二十八%

を算するに至り之を支那南洋印度等の諸地方に比較するに其の發展特に著明なるを見る。

然れども內地に於ては既に早く明治五年學制を頒布して義務敎育の端緒を開き邑に不學の戶なく家に不文の子なからしむるの趣旨を確立し今や完全に六箇年義務敎育の實現を見るに至り更に國力にして之を許さば進で之を八箇年に進長せんとする狀勢を示し歐米諸國亦皆夙に義務敎育制を布きて以て現在の富强を致せり昨年九月地方制新に本島に布かれ文化一新せんとする時に際會し本島文化の根底たるべき初等敎育の普及に亦一段の努力を要すへきこと言を俟たず。

義務敎育制が早晩本島に施行せられざるべからざること前述の如し素より之が實現に際しては自ら相當の階梯を踏むを要すべく又校舍其の他の設備を能ふ限り質實ならしめ且其の利用を最經濟的ならしむる爲に二部敎授の方法を採用する等經費の節約に對し十分に意を用ふべしとするも尙且相當の經費を要すべく之が島民の負擔に及ぼす影響亦從て決して少なからざるべし加之敎育の主腦たる敎員の養成亦相當の年月を要すべく校舍其他の設備に就ても亦同じ

如斯義務敎育の實施は本島竝に島民永遠の幸福と發達との基礎たると同時に島民の負擔其の他各般の方面に甚大の關係あるを以て之が實施の時期及其の方法如何は最愼重に考究を重ねざるべからず。

是本案を諮問する所以なり。

●●●●

評議會に諮問せる訴願の件

尙ほ行政訴願に關し評議會に諮問したるは左の如し。「臺灣に訴願の制度を設けむとす之に對する意見如何」(說明)本島に於ける人文の發達竝客年地方制度改正の趣旨に鑑み行政上の處分に付違法又は不當なりとし不服あるものに對し訴願提起の途を啓き公明の裁決を與へ以て行政監督の實を擧げむとす。

(以上評議會關係の八件、同會幹事報)

二十六回始政記念式と祝祭

本年六月十七日は第二十六回始政記念日に相當し特に田總督莅任以後內地延長主義の大方針の下に昨年地方自治制を布かれ次で從來の六三法律と其例を異にせる法律第三號の議會を通過して公布せらるゝあり最近本年六月一日を以て臺灣總督の政治上の最高諮詢機關として民意を徵取すべき總督府評議會の設置せらるゝあり臺政一新の意義に於て本年の始

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

政記念日は特に祝福せらるべく官民によりて期待されたるが當日臺灣神社に於ける始政記念祭は誠に壯嚴を極めたるものにて大直山の神域は黎明の頃より神官によりて裝飾せられ午前七時四十分大禮服の田總督を初め福田軍司令官、下村長官以下文武百官竝に評議會員、協議會員、各種團體及人民總代、有位帶勳者等二百餘名參集、山口宮司の祝詞に次で田總督の祝詞あり畢りて總督以下一同玉串を捧げて禮拜を終り午前九時十五分全く祭儀を終る次で臺灣總督府に於ては午前九時半より會議室に於て始政記念式を擧行し定刻田總督の臨場あるや下村長官は前み出て、第二十六回記念日を祝する旨の祝辭を述べ總督は之に對して同慶の旨挨拶せられ式終りて西南廊下に於て淸楚ある祝宴あり君が代の奏樂ありて總督の發聲にて天皇陛下の萬歲を三唱し十時過る頃散會せり又た臺北市役所に於ては午前十一時より市役所構内に於て始政記念祝賀會を開き、田總督、福田軍司令官、下村長官を首め在臺北の官民一千六百餘名參集し武藤市尹の挨拶によりて祝宴を開き總督の發聲にて天皇陛下の萬歲を三唱し高木電力社長は民間を代表して總督の萬歲を三唱し和氣藹々の裡に正午頃散會したるが尙ほ當日は各地神社に於ても早朝より記念祭を執行し全島各州市郡竝に各學校等に於ても祝賀式を擧行し民間に於ても夫々祝意を表して例年に無き盛況を呈したり。

勸業課長會議

本島產業の振興發展に關し特に地方自治制創始最初のものとして注目されたる各州勸業課長會議は五月二十八日午前九時半より總督府會議室に開會せられ各州廳勸業課長、殖產係長を初めとし技師、屬又は技手之に參加し高田殖產局長議長席に就き同日より六月二日に至る迄開會五日にして全部終了の後更に農業基本調査に關する打合を爲し閉會したり右諮問事項其他及提出官廳は左記の如く尙ほ本會議に於ける下村長官訓示演說「臺灣統治と勸業」の一文は載せて本誌別欄に在り。

▲諮問事項（農務課提出）

一、各州廳に於ける左記事項に關する今後奬勵方針施設及希望に就て詳細答申を求む

(一)主要食糧作物改良增殖事項、(二)茶業、(三)園藝業、(四)畜產業、(五)蠶業、(六)農家の副業、(七)肥料奬勵竝に取締、(八)病蟲害驅除豫防に關する事項、(九)耕地及農業水利、(一〇)其他重要と認むる事項。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

二、農民自發による農事改良施設の現況竝に意見如何
三、農事試驗機關に對する希望如何

(林　務　課　提　出)

一、用材、薪炭材の需給關係と民林の現況竝に之か將來に對する意見

(説明)近來用材及薪炭材の消費著しく增進の傾向を呈せり從て之等需給の關係と民有林蓄積との關係竝に之か將來に對して採るべき適切なる方策を問はんとす

(商　工　課　提　出)

一、工場胎權規則利用の狀況如何
二、勞働需給竝に勞銀低下の狀況如何

(説明)最近經濟界沈衰の爲め本島事業界の不振に陷るもの漸次多からんとし生産費節減を圖らさるへからさるの期に際し之と至大の關係を有する勞力需給竝に勞銀低下に關する意見如何

(水　産　課　提　出)

一、水産會設置の必要如何

(説明)本島の水産業は近時長足の進歩を來し漁撈養殖製造等何れも逐年其の生産額を增加しつゝあり然るに本島には未た之等水産業に對する公共的團體の存立を認めす從て斯業に關する施設の如きも一に官廳に於て之を爲すの外無き現狀なり、而して同一原始産業たる農業に付きては夙に農會規則ありて農業上の施設に關し多大の貢獻を爲しつゝあり現に内地に於ては水産會法の制定あり本島に於ても之を倣ひ各州又は廳に水産會を設置し益々斯業の發展を期するは現下の急務なりと信す之に對する意見を求む

二、漁業規則改正に關する件

(説明)臺灣漁業規則は大正元年發布以來已に九年に達し其の間漁業の發達、制度の改正あり從て本令中改廢を要すへき點有之如し其の事項に對する意見を求む

三、專用漁業制定の必要如何

(説明)專用漁業權の設立は内地に於ては漁村の繁榮に至大の貢獻を爲す處なり然るに本島に於ては此點に關し缺くる處あり於是之等地元漁民を保護し漁村(街庄)の基礎をして益々鞏固ならしむる目的に於て專用漁業を認むるの必要如何意見を求む

(林　務　課　提　出)

一、民行造林を一層勸奬するに付適切なる方法如何

(説明)民行造林奬勵の方法として年々種苗を下付しつゝありと雖も財政の關係上要求に對して約二割三分強にして甚た遺憾なるも之に對し自發的ならしむる様勸奬するの方法なきや

(糖　務　課　提　出)

一、糖業奬勵規則に據る灌漑排水工事竣功後の利用狀況竝に一般農民の意嚮如何

▲協議事項

(農　務　課　提　出)

一、農業基本調査に關する件
二、農會の肥料共同購買事業經營に關する件
三、農業倉庫經營竝に將來設置箇所に關する件
四、短期農事講習の件
五、技術員講習に關する件
六、豫算編成に關する件
七、稚蠶飼育所設置に關する件
八、州廳農務關係者事業別主務者協議會開催の件

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

九、柑橘類生產檢査の件

（臺北州提出）

一、漁船檢査規則制定の件

（說明）近時漁船の遭難頻々として起り漁業者の生命財產を失ふこと大なり依りて漁船檢査に關する規定を制定し其被害を未然に防ぎ水產業の發展を計らんとす

二、鮮魚の販路擴張に關する件

（說明）近年水產業の長足の發展に伴ひ漁獲高著しく增加し加ふるに最近トロール船の復活により益々魚價安を現出し基隆の如き前年より約九割安を示せり然るに生產に要する石油氷等は殆低下せず現狀を以て進まば倒產者を續出するの恐れあり依て之か救濟策として販路の擴張を計り魚價をして他物價との均衡を保たしめんとす其方法につき協議せんとす

三、水產敎育機關設置に關する件

（說明）產業の隆昌發達を計るは一面官廳の指導誘掖に挨つ所大なりと雖も他方知識の啓發による所亦大なりとす、翻て本島水產業者の現狀を見るに其智識及富の程度の低級なる他の原始產業に比し最も大なり又其隆昌業を唱へらるゝ發動機船漁業の漁夫の多くは內地人漁夫にして鰹漁業の維持經營難の如き是等漁夫職工を內地より招來するに原因す、從て本島に水產敎育練習機關を設け水產業者の子弟を集め水產業者の知識の向上啓發を計ると共に他方漁夫職工機關士等の養成に充て以て其自給策を講ずるの必要を認むるに因る

（臺中州提出）

一、臺灣農會規則施行規則の一部を改正するか又は監督權の一部を州知事に委任せられたし

二、臺灣畜牛保健組合規則の一部改正をなし組合費滯納者又は不納者に對する處分の途を開かれたし

三、畜產改良及其保健衞生上の施設機關を統一する件

四、官有森林原野及產物特別處分令に依る知事委任事項變更及追加の件

イ、第五項「見積代金三百圓を超へざる主副產物を賣渡すこと」を見積代金五百圓を越へざる主副產物を賣渡すことと改められ度し

ロ、流散材を賣渡すことの一項を加へられ度し

五、通達事項撤廢に關する件

一、大正六年五月十五日總營第三號通達面積五甲以上の產物處分は稟伺を要する件

一、大正八年八月二十八日總營第一六一號通達副產物處分に關しても前項に依り取扱の件

一、大正七年十月五日總營第一三六號通達針葉樹賣下處分に對し稟伺を要する件

一、大正八年二月十三日總營第一八號通達特種濶葉樹賣下處分に對し稟伺を要する件

右通達は之れを撤廢せられ度し

六、產業組合聯合會に關する件

七、產業組合に關する件

八、產業獎勵資貸出手續に關する件

九、購買組合購入物品の運賃割引に關する件

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

▲注意事項　（水産課提出）

一、鮎人工孵化試驗に關する件

（説明　大正四年來臺北州淡水河新竹州頭前溪臺中州大肚溪上流等には繁殖の傾向を認めつゝあり然るに動もすれば漁業取締規則（一月一日五月十五日禁漁期間）を無視し禁漁期中採捕を爲す者あり

又魚藤を流下して一擧にして多量の密漁を爲す者なきに非す之等は鮎の繁殖保護上有害にして孵化放流試驗を徒勞に歸するものなるを以て一層密漁者の取締勵行を望む

（參考）放流尾數今日迄の合計

臺北	淡水河	二十二萬
臺中	大安溪	八萬五千
同	大肚溪	二十三萬
新竹	頭前溪	十三萬

二、干潟利用試驗に關する件

（説明）現狀に於ても蛤其他二枚貝の生産乏しく從て採捕上期間及大きさの制限に就き未た考究せられさる程度なるを以て人爲的に之が繁殖を計り干潟の利用を講する必要を認め昨年度より貝の移殖に依り繁殖試驗施行中なるも廣濶なる干潟なるを以て其施設は極て一部分に制限せらるゝを以て各州に於ても養貝適地の撰定施設上に助力せられんことを希望す

三、漁業取締の件

イ、漁業權者休業の件

（説明）漁業權者中往々何等理由なくして漁業に着手せす又は長期に亘りて休業するものあるやに聽く右は臺灣漁業規則第八條第二項第三號に該當するものにして相當制裁せらるべきものなるに付自今充分注意相成度し

（ロ）許可狀又は鑑札の讓渡又は貸付取締の件

漁業に關する許可狀又は鑑札の讓渡若くは貸付は臺灣漁業規則の嚴禁する處なり然るに當業者中之を犯すものあるやに聽くは甚だ遺憾とする處なり適當取締を望む

（商工課提出）

一、米穀檢査事務統一に關する件

出來檢査事務に付ては動もすれば統一を缺くとの批難あり之か各州に移管せらるゝ場合は特に此點に注意を必要とす就中移出檢査と搬出檢査と其の權衡を失するに於ては商取引に及ぼす影響甚大なるものあるに依り此等の點に付ては一層の注意を望む

二、產業奬勵資金貸付に關する件

本資金は可成容易迅速に多數の者に融通し以て產業の興隆に資せんとす貸出に付ては事業身元等に付充分の調査を爲すと同時に嚴重なる監督を加へられ豫期の效果を收められんことを望む

三、產業組合（特に事業組合）の普及奬勵に關する件

產業の前途猶遼遠にして益々其の富源を開發せさる可らさる本島に於ては特に事業組合の活動によらさる可らさる所多し宜しく各地の經濟事情に應し巧に產業組合組織を應用し之か經營に着手せしめられんことを望む

（林務課提出）

一、近來立木拂下出願激增するのみならす徒らに權利獲得を事と

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

するに非さるやを疑ふものあり依て出願に際しては愼重事業の內容經營の方法を調査し堅實なる事業に限り取扱ふことに注意を望む尙旣拂下の分に對しても事業經營の狀況常に注意を望む

一、拂下出願に對し材積價額の算定上等の實地調査未だ周到を欠くものあり周密の注意を望む

一、立木の調査引渡及搬出檢査等は精々之を勵行し取締上極印取扱を嚴密ならしめんことを望む

（糖務課提出）

一、甘蔗品種試驗に關する件

▲指示事項

（商工課提出）

一、度量衡の「メートル」統一實施に關する件

本年四月法律第七十一號內地度量衡法中「メートル」系に統一の改正法發布せられ其の施行期日は勅令を以て定めらるゝことゝなれるも其の實行は容易ならさる難問題に屬し一般商工業上日常使用する日本系及英式系のものは尙ほ舊來の通り其の製作及使用を存續せしめらるゝことゝ勿論なるに最近聞く處に依れは舊系統の度量衡器は直ちに之か使用を禁止せらるゝものと誤解し日常取引に必要あるものも此場合其の新購入を差控ふへしとの訛傳ありと聞く右誤解なからしむるを要す

（內務局社寺課提出）

一、新嘗祭献穀の件

新嘗祭に際し新穀献上の義は內地各府縣は勿論朝鮮の如き大正二年より旣に實行しつゝありと聞く本島に於ては內地及朝鮮と氣候風土を異にし米は前後二回の收穫あり又其の收穫季節一致せざる等硏究を要するものあるを以て其の實行を見さりしも此事たる長くも大御心を國民に知らしむる好適の機會たるのみならず國民の農業を重んじ米粟を貴ふの風を振興し延ては我か淳良なる國民性を啓導するに足るべき事に屬するを以て本島より大正十一年より献穀を實行せむとす其の手續方法等に關しては別に通牒せらるべきに付各位は敬虔以て献納者の撰定、稻の種類、栽培の方法等に關し審重の硏究あらむにことを望む

（殖產局庶務課報）

稅務課長會議

各州稅務課長會議は六月二十日午前九時より總督府一階食堂に開かれ第一日に於て下村長官より大要別項の如き訓示ありて後末松內務局長より地方制度改正後の州稅其他に關する一場の注意あり諮問に對する答申其他の議事を終りて同二十五日閉會したり。

▲下村長官の訓示

改正前の地方制度の時代から財務課長會議が度々開かれ其の機會に財務に關してお話したと記憶するが何時もお話しすることは大體に於ては大差がない唯本年に於て。

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

異なるところは既に諮問にも顯はれて明かなる通り今回は地方制度の改正と個人所得稅の實施ありて之が發りたる重なる點である而も之は諸君に於ては當の問題として又統治の問題としても重大な意義を持つて居るが曩に財務局長親しく島内を巡視せられ闡明ありたるを以て是等の。

趣旨は遺憾なく傳へられてあるから私が今更に言を重ねる必要はないかと思ふが此の機會に於て重複を顧みず一言致したいと思ふ、要するに地方自治制度の創まりたることは言ふ迄もなく地方の團體が財政の獨立の主體となり自分達の發達を圖る一方には各自の責任の觀念が出來る一方には各自がそれ丈け覺悟をせねばならぬか各自の負擔は如何に、其の監督は如何に、之が。

協議會其の他の方法に表はるゝところである州を例にとれば或る場所に學校を設け或る場所に水道を開設する之を總督府で經營するとせば必要程度の順序を定め其の順序を逐うて實行すると云ふことになる今各州獨立すれば各自體が負擔を增し或は公債を起して在來の督府財政計畫を俟たずして爲し得る恐くは。

各州に於る學校水道は在來より、より早く各州を通じて普及されると思ふ假に高雄と新竹と同一の經營を要することありとせば督府の經營としては同時には財政が許さぬ結果順序を附けねばならぬ之が獨立すれば必要あるものは高雄も新竹もやると云ふことになる即ち苟も土地の人が自覺する以上は、より急速に經營が出來又必要は。

民衆の聲に依ると云ふことになる唯此の際地方自治制の新設の結果は過渡期として在來の計畫に於て自分の順番になつて居るところが自前でやることになり或は一部の補助を受くるに過ぎぬと云ふこともあるが之は新制の實施に於ては已むを得ない衞生の施設の如き然りである大體に於て新制の齎らす結果は地方。

文化の發達を促し又自然民衆の增加に因り、より盛に進步せねばならぬ唯制度の改正が經濟界の悲況の時に際會したることは遺憾である此の經濟界の不況たるや獨り本島と言はず內地と言はず世界各國を通じての現象であるが總督府自體に於ても財政には困難を感じて居る次第である此の際に於て個人所得稅の實施ありたるが在來或一部の。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

階級は負擔力を有ちながら納税の義務を負うて居なかつた吾々然りで擔税力ありて擔税をせぬと云ふことは不條理である吾々は多少とも負擔は爲し得るのである斯の税の實施に因りて臺灣全島多少とも負擔力のある者は各種の課税標準を網羅してあるので脱れる者はないと云ふことになつたであらうと思ふ同時に申述べたいのは地方自治制度を施きたる後に於ては協議會を。

民選にすべしとか何とか彼此の批評がある兎に角隴を得て蜀を望むは人情である然らば今之を民選とするとせば其の民選は何を標準とするのであるか今の文化の程度若は納税者の範圍を見て果して論者の言を實行し得るや智能の啓けない現在の狀態に於て又個人所得税のなくして納税資格の普遍せざる時に於て。

選擧の資格を何に置く可きや個人所得税の實施は一面には財源を得、一面には負擔を脱がる者がなくなる即ち公平均衡を保つことが出來又一種の普遍的納税資格が出來たと云ふことになる唯財界悲境の際又地方自治制の改正に依る過度期に際會せるを以て一府諸君の御苦心が存すること、諒察するのである、

要するに凡では三百六十萬島民の統治と云ふことにある民衆の。

諒解を求め誤解を解くと云ふことは必要である又事を簡易にして成る可く納得しやすくし説明を充分にせねばならぬ税額如何の問題よりも税の複雑煩瑣誤解と云ふことが寧ろ騷擾の動機を爲したと云ふことは各國の歴史に於て見るところである之等は充分に留意せられねばならぬところである、繰り返して言ふ地方自治の制度布かれ。

個人所得税實施されたる此の際諸君は統治の大綱に據り一層勉勵せられ民衆をして努めて誤解不平の念慮なからしむるやう充分御注意あらんことを希望する此機會に於て相互に意見を交換し充分に研究あらんことを希望する。

▲諮問事項

一、地方制度改正の結果國税及地方税の賦課徴收上に及ぼしたる影響如何

二、地方制度改正に伴ひ增加せる事務の種類及其の程度又は分量如何

三、個人所得税實施に對する人民の意嚮如何内地人と本島人とに區分答申を求む

四、個人所得税實施に關する宣傳方法及其の効果如何

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

五、第三種所得の申告及所得税令第十七條に依る控除申請の實況如何

六、第三種所得税を一期徴收とする必要の地域有りや若し有りとせは其の地域、納期及事由並二期徴收地域の納税者が第一期分納税後一期徴收地域内に轉住したる場合其の者に對する第二期分徴收の方法如何

七、第三種所得税事務進行の狀況如何

八、第三種所得税調査事務と戸税及營業税調査事務と關連處理せる實況及關連處理するを可とする事項如何

九、個人所得税の取扱に關する規定中特に不便と認むる事項如何

一〇、番地に於ける成墾地を土地臺帳に登録するの可否若し可とせは其の程度方法及地租徴收の方法如何

一一、地名變更に伴ふ地圖の訂正狀況如何

一二、地方制度改正前庶務課に於て主管したる土地測量標保管事務引繼受渡の處理狀況如何

一三、間税の檢査及取締に關し特に施設したる事項及將來施設せむとする事項如何

一四、酒税率改正の結果製造者の經濟狀態、製造狀況、納税關係其の他に及ぼせる影響如何

一五、糖蜜を原料とする酒類の製造及過剩糖蜜に對する處分の見込如何

一六、大正九酒造年度に於ける酒類（清酒、老紅酒、米酒、糖蜜酒、酒精）の生産實及收益如何但し調査の内容は前年諮問に對する答申の例に依り區分すべし

一七、新式製糖は工場別、改良糖廍及舊式糖廍は其の合計に依り區分したる來期植付甲數、收穫及製糖見込高は其の基礎を說明すべし

一八、大正十年期に於ける甘蔗作と米作其の他競爭作との利益比較豫想如何

一九、經濟界の不況か租税の徴收成績に及ぼしたる影響如何

二〇、制度改正前區長をして徴收せしめたる當時に比し市街庄に於ける租税徴收成績の良否如何

二一、十年度租税收入見込額の前年度實績に對する増減額及増減の理由如何（増減額に付ては書面にて提示すること）

二二、收入官吏を主任及分任に改むるの可否如何

二三、地租の納税告知を街庄區長をして爲さしむるの可否如何

二四、制度改正後地方税則施行の狀況を左の各項に分て答申を望む

イ 州税及廳地方費税則に對する納税者の感想

ロ 市街庄に於ける州税及廳地方費税徴收の狀況

ハ 州税及廳地方費税の成績（左表に依り書面答申）

ニ 州又は廳地方費の内外に於て營業所を設けて營業を爲す者の所得税附加税及營業税の課税標準分別の狀況

ホ 其の他特種の狀況

科目	調定濟額	收入濟額					收入未濟額	滯納報告額	督促狀發付額	督促狀發付前納付額	摘要
		納期限迄	調定濟額に對する歩合	前年度當期に於ける歩合	歩合増減	納期限後					

二五、州税及廳地方費税として適當なる税源ありや

二六、戸税調査の狀況を左の各項に分ち答申を望む

イ　戸税制度周知に關する宣傳方法及宣傳の効果

ロ　獨立の生計を營む者の認定の範圍（具體的に事例を擧げられたし）

ハ　課税期日現在の構戸者調査に付採りたる方法

ニ　市街庄區に於ける課税標準調査の狀況

ホ　課税標準其の他の調査に對し州及郡の監督の狀況

ヘ　各州廳間、州廳と市街庄區間及各市街庄區間の課税資料通報の狀況

ト　貧困者として不課税處分を爲すべき一般的標準を設けたるものあらは其の標準

チ　税率に等差を設けたるものありや及其の施行上の得失に關する意見

リ　本年度戸税賦課標準

ヌ　其の他特種の狀況

二七、州税及廳地方費税の課税物件及營業消長の狀況如何

二八、營業税中開業後一定期間徴收の免除を適當とするものなきや有らは其の業體並免除期間如何

二九、戸税賦課額と私法人建物税との權衡如何

三〇、遊興の附隨費用を遊興税課税標準中に計算するの可否如何

三一、市街庄に於て賦課する州税及廳地方費税に對し取扱費を交付するの要なきや交付の要ありとせは其の標準及金額の程度如何

三二、遊興税徴收義務者に對し徴收手數料交付の可否交付するとせは其金額の程度如何

三三、州税又は廳地方費税の納税奬勵に關し施設せる事項あらは其の實施の狀況並將來施設せむとする事項あらは其の方法如何

右の中第一六乃至第一八及第二六の（リ）は書面答申のこと

三四、官租々率改正後の既耕狀況及同改正中不權衡のものなきや若しありとせは其の更正に關する意見如何

通霄の海水浴場

（財務局税務課報）

通霄と云ふ所は今から百二三十年前に支那の鄭經と云ふ將軍が兵を進めて蕃人を討伐し其後漸くと支那民族の移住した所であります。

街外れから海岸までは約二丁位で然も其街は虎頭山と云ふ大自然を利用した公園の麓に在るので誠に風景の好い所であります、それて通霄と云ふ名前も霄壤の氣相通すると云ふ意味から出たものだと云ふことであります。

海水浴場としては宛然白毛氈を敷き詰めた樣に沙が綺麗で牡蠣等は一つもなく何處まで行ても遠淺で又浪も靜かてすから御婦人方や御子供衆ても決して危いことはありませぬ而已ならず後ろには眺の佳い公園一帶の山を負ひ前には出漁の筏や地曳網其他沿岸航行の船も澤山ありまして一層の興味を加へます

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

から海水浴場としては恐らく全島第一であらうと思ひます。

昨今漸く其期節に入りましたので土地の內地人は勿論公學校上級生等も熾んに海水浴を始めました月夜の晩等は夕食後六時頃から海水につかりましても潮の溫度で頗る快い心地であります而已ならず海濱の夕暮は別格で一度足を運びますれば如何な御方でも臺灣とか夏とかと云ふことをすつかりお忘れになつて內地の逗子若は須磨明石の樣な名所を胸に畫かれることゝ思ひます。

交通の點は銅鑼驛から通霄街まで九哩八分臺車で一時間半（お歸へりの節は上ですから二時間半）かゝりますが現在では海岸鐵道線の工事も八分通り出來て居ますから是れが竣工しましたならば大變な便利であります分岐點の竹南線

通霄海水浴場

から二十二哩五分停車して居ます（通霄から海岸線の終點大吐驛迄は三十哩五分）其の間に風景の好い所も澤山あります。

就中公司寮附近より通霄の方へ近付ますに隨ひ恰度內地の鎌倉や江の島附近を見る樣に一方は蒼海の浪が鐵路を洗て白沫を飛はし一方は又松こそはありませぬが翠を垂れて幾千丈と云ふ樣な絕壁其他奇怪巖に乏しくありませぬ。

斯う云ふ景勝の地を探りつゝ海水浴が出來る譯でありますから一般の幸福と健康を增進する上に於て至大の效果あることゝ思ひます。

尙通霄の俱樂部は公園の中腹に在りまして地曳網や海水浴をして居る所も眼の下に見へます而已ならず此處に居りましたな

らば全く夏と云ふことを知らすに濟すことが出來ます然し間數も少く折角御出になつた御方に對しても甚だ不便で御座いますから目下是れか増築に着手し七月中には竣工の豫定でありますか今度は客間も澤山で最も簡便に宿泊の出來まする樣設備することになつて居ますから一般の御方には大變便利であります。

（苗栗郡役所報）

國勢調査に關する行賞

客年十月を以て施行せられたる臺灣國勢調査の實地調査に從事したる地方委員に對して今般慰勞金を給與せられたるが其の給與を受けたる人員左表の如し而して州廳以外の特別調査區即ち陸海軍醫院、監獄、稅關（外國船）の委員に對しては前二回の臨時臺灣戶口調査にては慰勞金の給與なかりしも今回は第一回の國勢調査なるを以て特に此等委員に對しても州廳の委員と同樣の給與ありし次第なり。

	監督委員	監督補助委員	調査委員	計
臺北州	二四三人	四一九人	八七〇人	一、五三二人
新竹州	一八六	二九〇	五〇三	九七九
臺中州	二一一	二四二	八一一	一、二六四

臺南州	一九三	三五四	九三〇	一、四七七
高雄州	一五四	一九六	五九六	九四六
臺東廳	二八	三八	七七	一四三
花蓮港廳	三五	三五	一〇六	一七六
陸軍	八二	—	九八	一八〇
海軍	二一	—	二〇	四一
臺北醫院	一	—	四	五
基隆醫病	一	—	二	三
宜蘭醫病	一	—	一	二
新竹醫病	一	—	一	二
臺中醫病	一	—	一	二
嘉義醫病	一	—	一	二
臺南醫病	一	—	二	三
高雄醫病	一	—	一	二
屏東醫病	一	—	一	二
臺東醫病	一	—	一	二
花蓮港醫病	一	—	二	三
澎湖醫病	一	—	一	二
臺北監獄	二	—	八	一〇
臺中監獄	一	—	四	五
臺南監獄	一	—	一三	一四
稅關	三	—	二九	三二
計	一、二六二	一、九七八	四、〇九一	六、八二七

尙州廳に於ける國勢調査の事務を補助したる元區

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

長及保正中特に功勞ありたる者に對しては臺灣總督より賞狀を交付して其の功勞を表彰せられたり其の人員左の如し。

	元區長	保正	計
臺北州	五人	八四四人	八四九人
新竹州	六	五七五	五八一
臺中州	一二	一、二〇七	一、二一九
臺南州	一二	一、二四七	一、二五九
高雄州	一七	七二九	七四六
臺東廳	四	五	九
花蓮港廳	二	一〇	一二
計	五八	四、六一七	四、六七五

國勢調査記念章の制定

（總督官房調査課報）

我邦に於ける國勢調査は明治初年以來の問題として朝野一般に實施の急務を認めたりしも主として財政上の都合に依りて延期に延期を重ねたるが漸く昨九年十月一日を以て實施せらるゝに至り茲に初めて我邦人口に關する基礎的調査を遂ぐることを得たる以第なり政府にては此の空前の大事業を記念する爲何等かの計畫を試みつゝありしが愈々本月十六日附勅令第二百七十二號を以て第一回國勢調査記念章授與に關する規定を公布せられ左の各號の一に該當する者に之を授與せらるゝことゝなれり。

一、第一回國勢調査の事業に直接干與したる者。

二、第一回國勢調査の事業に伴ふ要務に干與したる者

該記念章の圖式は昨年發行せられたる第一回國勢調査記念郵便切手の圖式に同じく戶籍の卷物を手にせる大化年間の國司の立像を表面に表せるものにして綬を以て之を左肋に佩ぶべく卽ち勳章、記章等と併せて佩用することを得るものなり而して臺灣にして該記念章を授與せらるべき者は約一萬人に及ぶべしと云ふ。

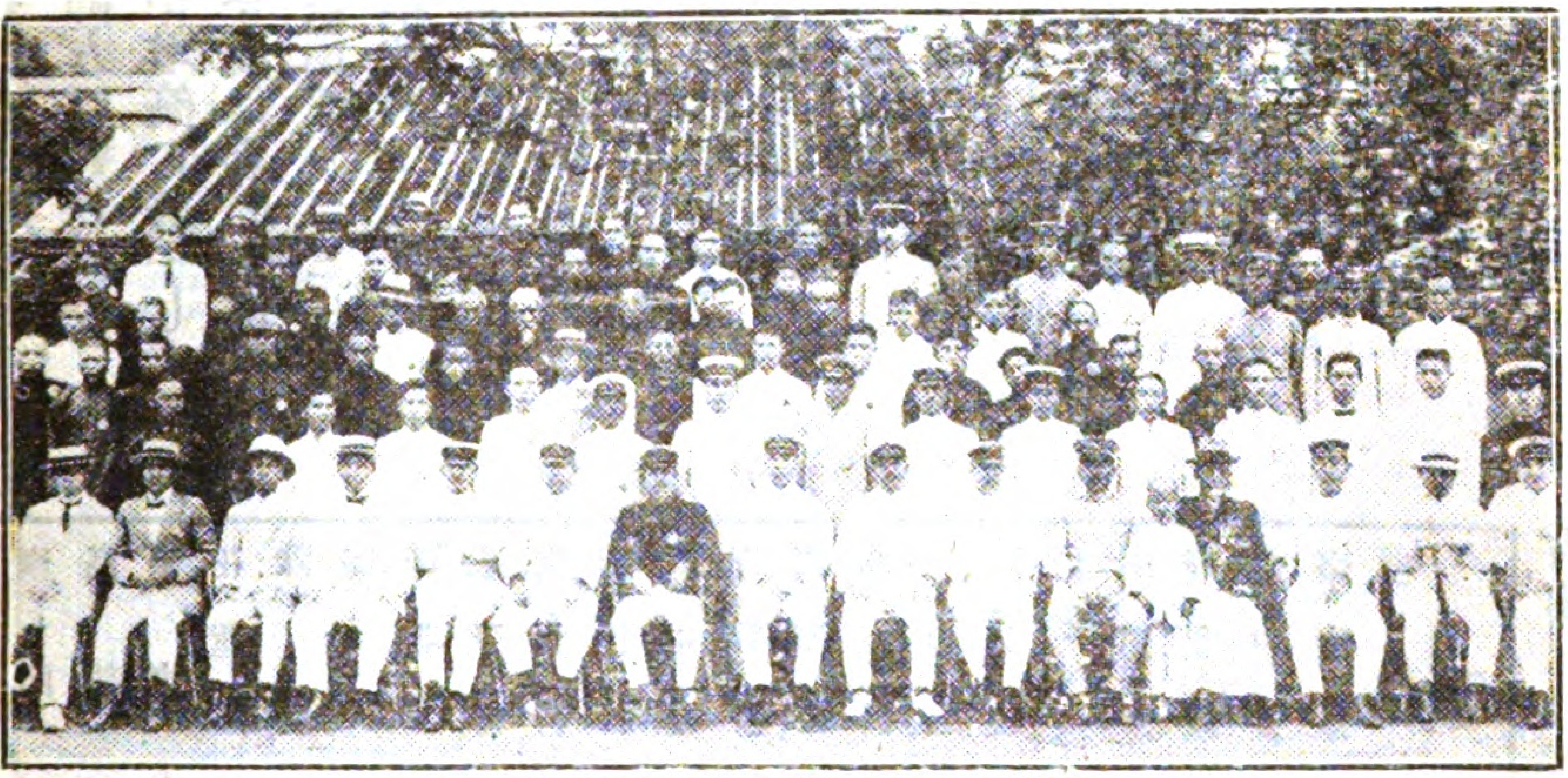

深坑製茶品評會關係者記念（文山郡）

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

（以上調査課報）

深坑製茶品評會

臺北州文山郡深坑庄木柵茶業公司の主催に係る深坑製茶品評會は五月十四日午前十時より木柵公學校に於て開催さる煙火三發を合圖に式は開始せられ一同著席するや會長張德明氏開會の辭を述べ審査委員長石渡技師審査の概評を試み尙當地方は古より茶産地として知られ居り今回の出品物の如きも頗る優良なるもの多かりしも製茶上尙一段の注意を要すべきものありと述べ、次て會長より褒賞の授與あり夫れより井澤臺北州知事代理は此の地は從來有らゆる社會改善及産業の振興に努力しつゝあるは眞に喜びに堪へず願くは此の趨勢を永久に持續し茶業に就ても尙一層の努力を望む旨を訓示し今川農務課長は殖産局長代理として督府茶業政策の趣旨を述べて有益なる訓示を與へ次に生野郡守又兩代理官の訓示を引用して農家及製茶業者の覺醒を促して訓示となし夫より臺北茶商公會副會長陳大水氏來賓總代として祝辭を述べ受賞者總代の答辭會長の閉會の辭ありて午後一時半閉會し一同は更に別室に陳列しある出品物及參考品を觀覽し次て紀念撮影をなし二時過より臺灣料理の饗應あり午後四時閉會を告げたるが當日は臺北州より井澤內務部長、青木勸業課長、石渡技師、總督府より今川農務課長奥秋事務官其他館七星郡守、新莊、海山兩郡庶務課長、製茶關係者等百餘名の來賓あり之に出品者を加へて二百餘名の列席者あり稀有の盛況を呈せり尙同公司にては取引改善方法として今期製品たる粗製包種茶六千八百餘斤を競賣に附したるに一等百斤七十圓、二等六十圓、三等四十八圓にて石碇街黃德隆氏の手に落札したり、因みに出品點數百八十點中受賞者左の如し。

一等賞（金牌）周大舌泉、張火盛、高秋冬
二等賞（銀牌）鄭泉、張裕、鄭揚壬癸、張江海、陳海、張通洋
三等賞（銅牌）李媽富、高銘龍、高英、謝毯、高榮風、黃鴻儒、高卷、王炎番、張烏番、張通田、張木要、陳要
四等賞（褒狀）四十二名

（六月八日、生野文山郡守報）

臺灣商況

（五月中の商況）

●米は政府買上を氣構へ漸く强調となりしも買上時期と軟質米の變質關係の懸念せらるゝありて當月に入り間もなく軟化し更に新規材料に乏しく一進一退頭重き商況なりしか該米穀決案も此月二十五日に發表せられた

り之れに依れば軟質米は除外されたるもの丶如く多少の波瀾はありしも大體に於て遂かに影響として特筆すべきものなし本島移入內地白米も豐前米は出穀多き爲めにや先月以來トン〳〵拍子に下値を呼び再び漸增島米は神戸市場が兎角沈默の商狀を繰り返し至極閑散の市況を辿りつゝあるを以て捗々敷取組なきも在荷薄の折柄なれば安値には賣應するものなく玆許居据りの堅保合を見せ丸糯は追々品薄を告ぐると共に頓に氣勢を揭げ當月下旬には三十圓六十九錢と手堅く長糯も續て上進し月末二十五圓七十六錢見當を唱へたり。

●內地米相場左の如し。

	定期米五月限		正米標準相場（中米）		內地白米本島相場	
	東京	大阪	東京	大阪	東京	大阪
二日	二七・〇〇	二七・六六	二六・九〇	二七・〇〇	三一・七〇	二九・〇〇
十日	二六・七三	二七・六六	二六・八〇	二七・〇〇	三一・二九	三二・二二
二十日	二六・二三	二六・六九	二六・二〇	二六・六〇	三一・二九	三二・二二
三十一日	二六・六〇（二十九日）	二六・〇〇	二六・六〇	二六・九〇	三〇・六六	三二・〇〇

●本島米相場左の如し。

	北部玄米	白米一升	長糯	丸糯
一日	一五・六四	二〇	二三・〇〇	二六・二三
十日	一五・六四	二〇	二五・七六	三〇・六六
二十日	一五・六四	二〇	二五・七六	三〇・六九
三十一日	一五・六四	二〇	二五・七六	三〇・六九

●●砂糖　分密糖四月末の十七圓臺割れを示せば氣先ながら値頃が値頃なると玖瑪糖の高報を入れ稍引返したるも中間に到り又々外糖安報移り五六月保税十五圓二十錢と弱含みの商情にて下旬遂に十三圓七十五錢と云ふ新値に落込み痛く悲況に沈倫し前途益々不安を感ずるに至れり精糖は會社筋の賣値協定も分蜜糖の暴落により何等の效を奏せず依然軟調を辿り税込二十七圓五十錢にて終月せり島內も相不變涉々敷商內なく至極不振を告げ月末税込分蜜二十圓五十錢精糖二十九圓の取引に終れり。

●●麥粉　上海製粉割安にして內地製粉漸稍不引合てふ關係より移入はトント杜絶狀態に陷り上海寶星三圓九十五錢內地製粉綠ダイヤ四圓五十錢と不動の裡に越月せり

●●烏龍茶　昨年來苦き經驗を嘗めたる烏龍茶は本年も既に新茶の時節到來せるを以て此の商戰如何にやさは一般の注目する所なり去乍ら華客地米國は未だ好況を報來するに至らさるか爲め當地各輸出商何れも形勢觀望の態度なるより再製業者の產地取引も漸く下旬に始まり其數僅かに五六軒を出さるもの丶如く當月中に於ける新茶としての取引皆無にして市場極めて閑散裡に經過せり

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

●包種茶● 前月上旬より弗々と新茶の出廻を見たるが當月に入り最も旺盛を極め既に春茶の大部分は買付られたる模樣にて凡そ十六萬箱と注せらる大需要地爪哇方面は本年に入り中下茶は多少停滯せるやの趣なれど需要は概して順調を辿るもの、如く五月同地は輸入關税を一キロクラムに付四十仙（從來は十五仙）に引上たるより向後聊か賣拔に困難の嫌なきにあらざるも上茶賣行良好の見込充分なれば茶業家たるもの努めて品質の向上に意を注ぐの要あるべく値頃は大稻埕買入上茶五十圓中茶二十五圓下茶十五圓所を唱へ又混入料花は天候不順の品質を楯に秀英百斤三百八十圓てふ珍値を噴出し善泊すら三十圓と高張り。

●綿布● 本月は本島に於ては農事閑散と茶の出廻期節に相當する爲め小賣繁盛の時期として期待せられたるの月にして幸ひ綿絲布の根底强固と各種綿布生產手控えの爲め適品の稀薄とは移入の減退を招くの原因となり先づ相應手堅き商況を見るべく豫想されしが中旬以來連日雨天なりし爲め地方の來客杜絕し小賣も僅少に止まり天候により阻碍せられし高は非常の數に達すべく延ては金融上困難を感ずる向も出て手持品不消化の爲め新規買入は全然見合はせ市場は全く火の消えたるが如くなるが一旦天候恢復せば各地共一同に商盛を見るべきこと必然ならんか。

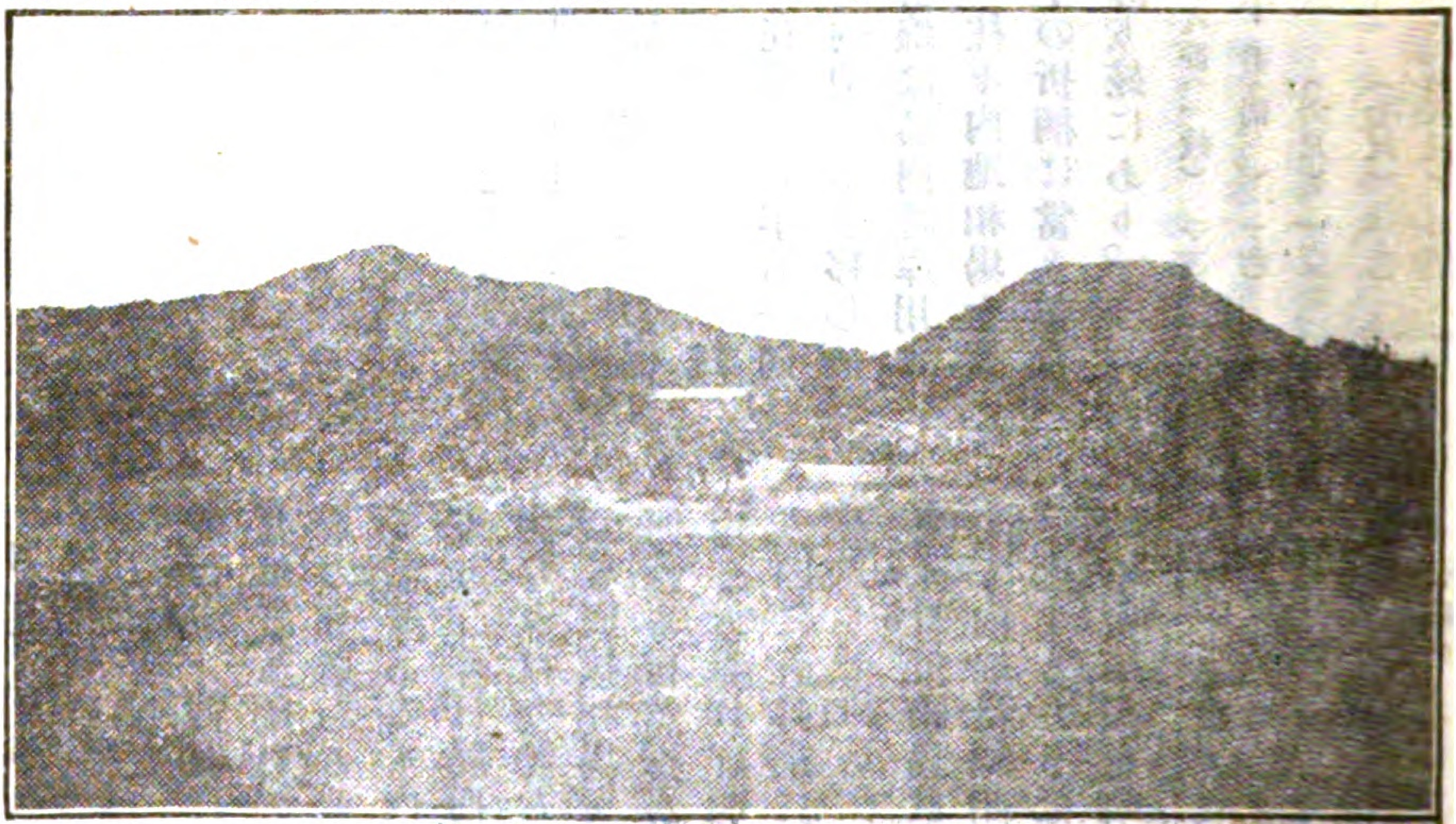

海水浴脱衣場より通霄公園及虎頭山を望む

駱駝六百番晒金巾	一三・六〇
同 五百番晒金巾	九・四〇
象兎細布	九・〇〇
五福祥竝布	八・五〇
龍C粗布	八・七〇
三輪C生天笄	三・四〇
尺一白木綿（三百八十目付）	二・三〇

同　　(二百六十目付)	一・四五
木尺　尺(五百八十目付)	三・三〇
黒無地米子目毎ヤール	九六
黒無地ポプリン	七三
同　紋ポプリン	八二
黒光輝付ジンス	一・三〇
紺　小　倉(二十五ヤールモノ)	一六・〇〇
縞　小　倉(二十五ヤールモノ)	一六・〇〇

●金物　海外市場が上騰にあるも內地は先月來の商況トント不勢に持續し居るは決算期の切迫に伴ひ金融關係上現金賣の安物及關稅率實施と共に從來の保稅物が續々市場に現はるゝに至りし結果なるべく銑鐵にありては尙は三十六七萬噸の在荷擁し乍ら一向需要を換起せすと云ふ島內相場も內地相場を移し一般低落を告げたるが獨り針金八番線は島內護岸用としての需要夥しきものあるを以て往々內地相場を支配し當りの如き他品は殆んど總下の折柄に當り乍ら八番線が强調を保てるの眞因は餘り玆にあり。

丸鐵四　分(貫　)	〇・六一	平板二十八番(一枚)	二・一〇
同　五　分(同　)	〇・六二	同　三十番(同　)	一・九〇
同　六　分(同　)	〇・六〇	混板同　(六尺)	一・六三
釘類六　分(百斤)	二〇・〇〇	同　(七尺)	一・九〇
同　一吋半(同　)	一八・三〇	同　(八尺)	二・三〇
同　二　吋(同　)	一七・五〇	鐵管內徑一吋(長一尺)	・三〇
針金八番(一丸八四斤)	一・三〇	同　二吋(同　)	九六
同十六番(同　)	一七・五〇	レール十二封度一哩	三・五〇〇

●石炭　苦境に逢遇せる炭界其後の模様を見ふに當月は迚も前月の比にあらず既約定品納入の後れたるものも殆んど前日迄には手仕舞となり又香港向は續て需要あるも內地炭撫順炭が割安に供給せらるゝに至りし今日局面の開展を見さる限りは到底相場に伸力なきは勿論なるべく月末頃遂切込基隆渡五圓五十錢と底拔相場を演出せり炭界不況に對し各炭業者は何れも自然採炭に制限を加へ來り一月乃至三月の平均より見れば四月は一割八分五月二割以上の出減なり因に五月末に於ける貯炭量十三萬噸に及べりと云ふ。

●木材　市場は頓に不引立の商況を繰返し居ることゝて內地材福州材何れも弱含みなり島產檜は內地材に比するときは割高にある爲め豐富なる商賈材を控へ不賣不振を喞ちつゝありと云ふ。

杉槇(長二間半七分厘六分)二丁	〇・五七	杉　板　四　分　一　坪	二・八五
杉桂(正一寸八分角)一本	〇・八六	杉柱(三寸五分角)一本	二・九四
杉　枚　六　分一坪	三・九九	同　一　本	三・八〇

●肥料　肥料界は不相變閑散を持續し入札も四月臺南農會の豆粕一萬枚過償餘の少許ありたる以來トント注目に値すべきものなく

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

豆粕は大連市場金建問題の紛擾以來取引は期近物のみに限られ支那人側の結束堅く賣盛りの爲めじり高を示したるも月末は形勢惡化し賣急きの模樣見えたるが當地相場は本船渡二圓擱みに過燐酸は品薄賣物薄氣丈けの商況にて十六封度一圓四十五錢二十度一圓六十錢の上値を唱へ硫安は輸入品に押されたる次第に軟調を辿り日本窒素會社製十貫叺八圓どころに弱含なりき

●セメント　内地洋灰各會社は輸出不振生産過剩に困り果て重なる會社は生産制限價格協定或は合同問題と種々挽回に腐心し當月は各會社紳士的に中旬より三割の生産制限をなし各自愼重の態度に出て相場の賣崩を戒めたるが島内にありては漸く諸官衙に弗々大に入札を見えたるあり洋灰界稍々氣色立てるも相場は何分内地相場の逆鞘を示して佐賀の如き六圓八十錢と落込み居たるより妙味薄なく去れど此邊が府入なるやの風情も見えたれば氣先一層下押を見ることもなかるべきか因に高雄セメント工場は目下工場增設中なるが竣功の上は一箇月四萬五千樽の能率を發輝するに至るべしと云ふ。

●燐寸　内地は月初印度方面の大なる注文と香港の買氣に稍々色めける狀勢なりしも一時的現象に過ぎさりしもの丶如く下旬には再び軟落の步調を辿り本島も何分對岸方面が滅切惡化せること丶て商内至極閑散に月末五十四五圓見當にして惰氣滿々たり

●麻袋　糯米當用として賣需筋の買氣現はれたる外に依然商内薄にて活氣に乏しく而して存外買手の泰然自若たるは一期米の出廻には未だ間合の存するあるに依るべけれども兎角先安を狙ひてのことなればイザ鎌倉の時は一波瀾は免れ難かるべく當月の相場は基隆渡印度品二十七錢内地品二十八錢見當を唱へたり。

●工業藥品　白硝酸は伸過ぎの反動安を超來し前月は二十四圓迄叩かれたるも當月に入り再び擡頭し苛性曹達は關稅率の增課を後援に内には極力操短を圖りし結果在荷の減少と共に氣配急騰せり其他の工業も弗々賣の小口商内漸增せしより不勢なりし工業界も之れより漸換期に入るならんか。

臺北相場左の如し。

六十六度硫酸二〇〇磅	一箱	一四·五〇	晒粉(カルキ)	百箱	一四·〇〇
六十五度硫酸同		一三·八〇	月印曹達灰	同上	八·五〇
二十度鹽酸一二〇磅	一箱	一九·〇〇	洗曹達	一樽	五·三〇
四十度白硝酸一四〇磅	一箱	二七·〇〇	月印重曹	一樽	一三·三〇
苛性曹達	一箱	一〇·五〇	硫酸曹達百斤入	一俵	四·〇〇
硫化曹達	一箱	八·〇〇			

●海産物　頃來需要滅切減却の爲め商内困難を告げたる海産物も玆許鹽物漸く陰をひそめ乾蝦、鯣、貝

杜等の活躍時代に入り加ふるに本島は舊五月節句も目先に切迫せることゝて移入筋は氣あせりの姿なるも何分產地の品薄なるを如何にせん去れば賣手は鼻息中々荒く今一息と滿を持して容易に賣應せざるめ形勢なり相場鯣(秋)六十三圓貝柱(角)百十一圓五島鮑四百二十二圓干蝦(上)六十六圓と先月に比すれば一割の上鞘にあり。

●●木炭　連日霖雨なりしと烏龍茶か米國各形勢觀望中製茶用宛込木炭商も目算外れ新竹炭の到着品をさへ抱へて徒らに不況を嘆しつゝあり月末値段としては相思炭三圓三十錢雜炭二圓六十錢掛みを唱へたり

●●野菜　(臺北)當月市場に搬入せられたる野菜類は種類に於ても數量に於ても前月に比すれば著しく減少し市場稍ゝ寂寥の感あり相場左の如し(百斤建)

	月初	月末
大根(夏)	八・〇〇—一四・〇〇	八・〇〇—九・〇〇
大枝葱	八・〇〇—七・〇〇	八・〇〇
三葉	七・〇〇—六・〇〇	六・〇〇—七・〇〇
牛蒡	四・五〇—四・〇〇	五・〇〇—三・九〇
菠薐草	六・〇〇—五・〇〇	—
蓮	三〇・〇〇—二〇・〇〇	—
新菊	三・〇〇—二・〇〇	—
長茄子	四・〇〇—三・〇〇	四・五〇—四・〇〇
丸茄子	—	二・四〇—一・九〇
葱	四・〇〇—三・〇〇	九・〇〇—三・九〇

(殖產局商工課報)

▲才人多感

油汗(あぶらあせ)を絞つて居る熱帶圏內に少くも日本人の草分(くさわけ)として猛進した娘子軍、其處に南進の足場(あしば)を見出して今日の盛況を呈した、言はゞ創造のヒロイン、それを文明人の一片の法令で驅逐して仕舞ふのは餘りに涙の無い體面論かぶれではあるまいか、少しは彼女等の爲に其の末路を悲む詩人の一人位はあつても好いやうな氣がする………とは俳人河東碧梧桐の日本及日本人に寄せた新嘉坡所感の一節、由來才人多感なり。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

ペタ公の口

今度總督府に開かれた評議會では、其の諮問事項が既に一島主要の、加之も從來の當局が惱ひ惱み行き惱んだ大問題である丈けに、評議會員は孰れも眞劍の氣分で、議場の光景が一般に緊張し切つて居たのは、如何にも督府最高の諮詢機關たるを辱しめざるもので、誠に心嬉しく感ぜられた▲去れば民勅も官勅も將た平生博識雄辯を以て聞えた人々も頗る愼重の態度を取つて容易に口を開かず、口を開けば卽ち肯綮に中つて駄辯を弄する人は頓と見當らぬやうであつた▲が、中には斯る議場に馴れぬ爲でもあつたらうと思ふが、質問と意見とを混同し、質問を爲す場合に長々と意見を述べるやうな人もあつた▲それが爲に之に對する答辯は質問の點に丈け打ち切られて、意見に對しては何等答辯を與へられなかつたので、骨を折つて演說した御本人は齒合ひ拔けが仕たに違ひないが、議場に於ける質問應答なるものゝ性質がさう云ふものだから仕方が無い▲だから此後は質問は質問として單刀直入に寸鐵的に要領を得るのが肝要だらうと思ふ▲田總督は何時も會長席から諄々として敎ふるが如く論ずるが如く說明の勞を執られたのは頗る機宜に適したやうに思はれた▲要するに第一回の評議會は割合に上出來であつて、會員が一般に緊張して熱心に意見を鬪はしたのは僭越ながら感心と言ふの外は無かつた……とは某參加員の話▲評議會と言へば、例の諮問案が公表されて以來該案件に就ての意見を新聞紙上に公表されるのを拜見する。その中には評議會員もあれば會員外の人もある。孰れも堂々と論陣を張つて所見を述べて居るのは中々盛んなものだ▲話は別だが本島人は常に妙なことを言つて居るといふ話がある。卽ち「內地人は國民であるが自分等は植民であるから殘念だ」と一寸譯の分らぬことを言ふて居たさうだが、昨年地方自治制の敷かれて以來「今度は愈々臺灣も日本の一國內であると云ふので自治を許され、謂ゆる植民でなくなつた」と言つて喜んで居るが、其の一方には、自治と云ふのは何でも自由勝手に出來るものと思つて、もう警察が無くなるだらうとか、或は保甲の制度は廢止されるだらうと云ふやうに勘違ひして居る者もあるといふ話だ。恁んな間違は無論譯の分らぬ連中の言ふことだと思ふが、それ丈け充分誤解を解く必要があらうとは是亦た某地方官の話。▲追々其の內ソンな勘違ひも正されることだらう。兎に角內地人と同等になるのを喜ぶやうならば誠に結構此の上なく、本島人の意氣寧ろ愛すべしである。

統計

統計表章に用ふる職業分類

國勢調査部調査

國勢院第一部に於て決定せられたる統計表章用の職業分類法に對し總督府國勢調査部に於て本島の實情を參酌して多少の修正を加へたるもの左揭の通にして本島に於ける統計の表章に付ては總て此の分類法に依るべきものなり而して當府に於て國勢院の原案に對して施されたる修正の箇所は左の如しと云ふ

一、第一目農業を「イ」、「ロ」、「ハ」、に區分す
二、第二目に、「二、園藝、造園」とありたるを「二、園藝」、「三、造園」とす
三、第四六目「糖製造」を追加す
四、第一〇六目「蒸溜酒製造」を追加す
五、第一一七目「其他の飲食料品」の下に「嗜好品」を加ふ
六、第一二〇目「臺灣服裁縫」を加ふ
七、第一五二目「神佛具、葬具製造」を追加す
八、第一六一目「其他の飲食料品」の下に「嗜好品」を加ふ
九、第一七六目中「雜貨」を「類」に改む
一〇、第一八〇目「古物」の下に「廢物」を加ふ
一一、第一八一目「葬具」の上に「神佛具」を加ふ
一二、第一八二目「雜貨販賣」を追加す
一三、第一九六目中「席貸」を削る
一四、第一九七目「席貸料、貸座敷業」を追加す
一五、第二一〇目「艀運輸業」を加ふ

職業分類表

大分類（款）	中分類（項）	小分類（目）
一、農業	一、農耕、畜産、蠶業	一、農作 イ、自作 ロ、小作 ハ、自作兼小作

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

二、園藝
三、造園
四、牧畜、搾乳、養禽
五、養蠶、蠶種製造
六、其他の農業

二、林業

七、森林業
八、林產物業
九、狩獵

二、水產業

三、漁業、製鹽業

一〇、漁撈、採藻
一一、魚介藻養殖
一二、製鹽
一三、其他の水產業

三、鑛業

四、採鑛、冶金業

一四、金屬鑛業
一五、石炭鑛業
一六、石油鑛業
一七、其他の鑛業

五、土石採取業

一八、土石採取業

四、工業

六、窯業

一九、セメント、石膏、石灰類製造
二〇、瓦、土管製造
二一、煉瓦製造
二二、陶磁器、土器製造
二三、七寶燒、琺瑯品製造
二四、硝子、硝子品製造
二五、其他の窯業

七、金屬工業

二六、精錬業
二七、金屬壓延業
二八、釘、鋲、針類製造
二九、鐵葉職、鐵葉品製造
三〇、鋼索、鐵鎖等製造、針金細工
三一、鍛冶職
三二、鑄物業
三三、銅器、眞鍮器、青銅器類製造
三四、其他の金屬工業

八、機械器具製造業

三五、度量衡器、計測器、科學的機械器具類製造
三六、時計製造
三七、電動機、電氣機械器具製造
三八、原動機製造（汽罐瓦斯發生機等を含む）
三九、銃砲、彈丸、水雷製造
四〇、紡織機械器具製造
四一、農具、土工具製造
四二、機關車、車輛製造
四三、造船業
四四、金屬工用、木工用機械器具製造
四五、航空機製造
四六、輜製造
四七、其他の機械器具製造

九、化學工業

四八、工業藥品、醫療藥品製造
四九、賣藥、賣藥類似品製造
五〇、染料、顏料及其原料類製造
五一、石鹼製造
五二、化粧品類製造
五三、燐寸、附木製造
五四、火藥、其他の爆發物製造
五五、油脂類製造
五六、蠟、蠟燭製造
五七、護謨、セルロイド、防水品製造
五八、漆、其他の塗料製造
五九、肥料製造
六〇、化學分析、檢査に關する業
六一、其他の化學工業

一〇、纖維工業
六二、生絲製造
六三、人造絹絲製造
六四、撚絲製造
六五、眞綿、ペニー製造
六六、綿絲製造
六七、綿絲紡績業
六八、其他の紡績業
六九、織物業
七〇、毛織物業
七一、莫大小、莫大小品製造
七二、編物、組物製造
七三、綱、繩、網類製造（藁製品を除く）
七四、麻絲維、絲返業
七五、染色、捺染、漂白及絲布加工業
七六、湯熨斗、浸拔、洗張、洗濯業
七七、西洋洗濯業

一一、紙工業
七八、紙製造
七九、板紙、壁紙製造
八〇、パルプ及其他の紙料製造
八一、紙製品製造
八二、表具師

一二、皮革、骨、角、甲、羽毛品類製造業
八三、皮革製造
八四、皮革品、擬革、擬革品製造
八五、骨、角、甲、牙、貝類の細工
八六、刷毛類、其他の羽毛品製造

一三、木、竹類に關する製造業
八七、製材業
八八、木挽、屋根板製造
八九、刳物、木地、曲物製造
九〇、樽、桶類製造
九一、建具、指物、木型、寄木、合板製造
九二、漆器製造
九三、笊、籠、行李類製造
九四、疊表、茣蓙類製造
九五、疊職
九六、藁、麥稈、棕梠、經木細工
九七、其他の竹木草蔓品製造

一四、飲食料品、嗜好品製造業
九八、精穀、製粉業
九九、麵類、麩、湯葉、蒟蒻製造
一〇〇、豆腐製造
一〇一、菓子、麵麭製造
一〇二、砂糖類製造
一〇三、麴製造
一〇四、清酒製造
一〇五、麥酒製造
一〇六、蒸溜酒製造
一〇七、其他の酒類製造
一〇八、味噌、醬油製造
一〇九、屠畜、肉類品製造
一一〇、罐詰、罎詰製造
一一一、鹽乾、魚介節類製造
一一二、海藻、其他水產食料品製造
一一三、清涼飲料製造
一一四、製茶業
一一五、煙草製造
一一六、製氷及冷藏業
一一七、其他の飲食料品、嗜好品製造

一五、被服、身の廻り品製造業
一一八、和服裁縫
一一九、洋服裁縫
一二〇、臺灣服裁縫
一二一、帽子製造
一二二、シャツ、手套、股引、絆脚、足袋類製造

一二三、袋物製造、扇子、團扇、提燈、傘、
一二四、合羽類製造
一二五、洋傘、杖類製造
一二六、履物類製造
一二七、靴製造
一二八、其他の身の廻り品製造

一六、土木建築業
一二九、土木建築請負業
一三〇、土木建築の設計、測量等に關する業
一三一、大工
一三二、左官、泥工、セメント工、煉瓦職
一三三、石工
一三四、屋根職
一三五、ペンキ、塗其他の塗料塗職
一三六、土方、鳶職
一三七、潛水業
一三八、其他の土木建築に關する業

一七、製版、印刷、製本業
一三九、木版、金屬版、石版其他の製版、印刷業
一四〇、活字製造、活版印刷業
一四一、製本職

一八、學藝、娛樂、裝飾品製造業
一四二、筆、墨製造
一四三、ペン、鉛筆、インキノ類製造
一四四、其他の文房具製造
一四五、樂器製造
一四六、博物標本、模型、運動用具、遊戲品、玩具製造

一四七、造化、押繪、刺繡、其他の裝飾品製造
一四八、貴金屬、寶石、飾石細工

一九、瓦斯、電氣及天然力利用に關する業
一四九、瓦斯發生、供給、其裝置業
一五〇、電力發生、供給、其裝置業
一五一、其他の天然力利用に關する業

二〇、其他の工業
一五二、神佛具、葬具製造
一五三、其他の工業

五、商業

二一、物品販賣業
一五四、穀類、粉類販賣
一五五、蔬菜、果物類販賣
一五六、魚介、藻類販賣
一五七、鳥獸肉類販賣
一五八、酒類、調味料清涼飲料販賣
一五九、菓子、麵麭類販賣
一六〇、茶販賣
一六一、其他の飲食料品、嗜好品販賣
一六二、肥料販賣
一六三、燃料販賣
一六四、木材、竹材、販賣
一六五、石材、其他の建築材料販賣
一六六、建具、家具、指物類販賣
一六七、疊、莚、荒物類販賣
一六八、陶磁器、硝子、硝子品類販賣
一六九、地金、金屬器具販賣
一七〇、機械、車輛、農具類販賣

一七一、皮革、擬革、其製品販賣
一七二、織物、被服類販賣
一七三、綿、絲類、編物、組物類販賣
一七四、紙、紙製品、文房具、玩具、遊戯品販賣
一七五、圖書、新聞、雜誌、其他の出版物の發行、販賣
一七六、小間物、唐物、履物、雨具類販賣
一七七、藥品、染料、顔料、香料等販賣
一七八、度量衡、科學的機械器具、時計、貴金屬、寶石類販賣
一七九、外國貿易商
一八〇、古物、廢物商
一八一、神佛具、葬具商
一八二、雜貨販賣
一八三、其他の物品販賣

二二、媒介周旋業
一八四、賣買媒介業
一八五、周旋業
一八六、興信業

二三、金融保險業
一八七、銀行業
一八八、質屋業
一八九、貸金業
一九〇、其他の金融業
一九一、生命保險業
一九二、其他の保險業

二四、物品賃貸預り業
一九三、物品賃貸業
一九四、倉庫業、其他の物品預り業

二五、旅宿、飲食店、浴場業
一九五、旅人宿、下宿業
一九六、料理店、飲食店業
一九七、席貸業、貸座敷業
一九八、遊戯、興行に關する業
一九九、理髮業、理容業
二〇〇、浴場業

二六、其他の商業
二〇一、其他の商業

六、交通業

二七、通信業
二〇二、郵便、電信、電話業

二八、運輸業
二〇三、鐵道業
二〇四、軌道業
二〇五、人力車業
二〇六、乘用の自働車、馬車業
二〇七、其他の車馬運輸業
二〇八、船舶運輸業
二〇九、運輸取扱業
二一〇、轄運輸業
二一一、其他の運輸に關する業

七、公務、自由業

二九、陸海軍人
二一二、陸軍現役軍人
二一三、海軍現役軍人

三〇、官吏、公吏、雇傭
二一四、神官、神職、雇傭
二一五、宮內官吏、雇傭
二一六、官吏、雇傭
二一七、公吏、雇傭

三一、宗教に關する業
二一八、神道に關する業
二一九、佛教に關する業
二二〇、基督教に關する業
二二一、其他の宗教に關する業

三二、教育に關する業
二二二、學校に勤務する者
二二三、圖書館、博物館、動植物園等に勤務する者

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

		二二四、其他の教育に關する業
	三三、醫務に關する業	二二五、醫業
		二二六、齒科醫業
		二二七、調劑業
		二二八、產婆業
		二二九、看護業
		二三〇、按摩、鍼灸業
		二三一、其他の醫療に關する業
		二三二、獸醫業
		二三三、蹄鐵業
	三四、法務に關する業	二三四、裁判所に勤務する者
		二三五、辯護士業、特許辯理士業
		二三六、執達吏業
		二三七、公證人業
	三五、記者、著述者	二三八、新聞、雜誌、通信記者
		二三九、著述者
	三六、藝術家	二四〇、文藝家
		二四一、畫家、彫刻家
		二四二、音樂家
		二四三、蒔繪業
		二四四、寫眞業
		二四五、其他の藝術に關する業
	三七、其他の自由業	二四六、技藝娛樂に關する業
		二四七、學術、慈善、政治、社交其他の團體の事務に從事する者
		二四八、代書業
		二四九、其他の自由業

八、其他の有業者	三八、其他の有業者	二五〇、日傭業
		二五一、其他の有業者
九、家事使用人	三九、家事使用人	二五二、家事使用人
一〇、無職業	四〇、收入に依る者	二五三、小作料に依る者
		二五四、地代、家賃有價證券の收入に依る者
		二五五、恩給、年金、其他の收入に依る者
	四一、無職業	二五六、準世帶に在る學生、生徒
		二五七、精神病院、感化院、慈善病院等に在る者
		二五八、官公又は慈善團體等の救助を受くる者
		二五九、在監人
		二六〇、其他の無職者

●各領土別人口增加率

大正六年末現在帝國の各領土別人口一千に付一年間の增加率は左の如し

內地	十二人四步七厘
臺灣	十三人九步一厘
朝鮮	十八人九步
樺太	（二人三步五厘減）

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

▲三十八年以降の本島人口

（調査課調査）

調査の時	本島人	內地人	外國人	計	指數	增加 實數	增加 人口千に付	種族別千分比例 本島人	種族別千分比例 內地人	種族別千分比例 外國人	種族別千分比例 計
明治三十八年十月一日	人 二、九七三、二八〇	人 五七、三三五	人 九、一三六	人 三、〇三九、七五一	一〇〇	—	—	九七八・二	一八・九	三・〇	一、〇〇〇・〇
明治三十八年十二月末	二、九七九、〇一八	五九、六一八	八、二二三	三、〇四六、八五九	一〇〇	七、一〇八	二・三	九七七・七	一九・六	二・七	一、〇〇〇・〇
明治三十九年十二月末	二、九九九、二二四	七一、〇四〇	一〇、二九一	三、〇八〇、五五五	一〇一	三三、六九六	一一・一	九七三・六	二三・一	三・三	一、〇〇〇・〇
明治四十年十二月末	三、〇一九、四〇三	七七、九三四	一一、三九六	三、一〇八、七三三	一〇二	二八、一七八	九・一	九七一・三	二五・一	三・七	一、〇〇〇・〇
明治四十一年十二月末	三、〇三六、八五五	八三、三二九	一三、一五一	三、一三三、三三五	一〇三	二四、六〇二	七・六	九六九・二	二六・六	三・九	一、〇〇〇・〇
明治四十二年十二月末	三、〇六四、九一七	八九、六九六	一三、五九二	三、一六八、二〇五	一〇四	三四、八七〇	一一・一	九六七・四	二八・三	四・三	一、〇〇〇・〇
明治四十三年十二月末	三、一〇六、二二三	九八、〇四八	一四、八四〇	三、二一九、一一一	一〇六	五〇、九〇六	一六・一	九六四・九	三〇・五	四・六	一、〇〇〇・〇
明治四十四年十二月末	三、一六二、七八七	一〇九、七八六	一六、三〇六	三、二八八、八七九	一〇八	六九、七六八	二一・七	九六一・七	三三・四	四・九	一、〇〇〇・〇
大正元年十二月末	三、二一三、二二一	一二二、七九三	一七、九二九	三、三五三、九四三	一一〇	六五、〇六四	一九・八	九五八・一	三六・六	五・三	一、〇〇〇・〇
大正二年十二月末	三、二六五、一六九	一三三、九三七	一九、一六四	三、四一八、二七〇	一一二	六四、三二七	一九・二	九五五・二	三九・二	五・六	一、〇〇〇・〇
大正三年十二月末	三、三〇七、三〇二	一四一、八三五	一九、五八二	三、四六八、七一九	一一四	五〇、四四九	一四・八	九五三・五	四〇・九	五・六	一、〇〇〇・〇
大正四年十月一日	三、三二五、七五五	一三五、四〇七	一八、七六〇	三、四七九、九二二	一一四	一一、二〇三		九五五・七	三八・九	五・四	一、〇〇〇・〇
大正四年十二月末	三、三二七、八一二	一三七、二二九	一八、二二五	三、四八三、二六六	一一五	三、三四四	四・二	九五五・四	三九・四	五・二	一、〇〇〇・〇
大正五年十二月末	三、三四八、八〇五	一四二、四九三	一八、六二三	三、五一〇、一一〇	一一五	二六、八四四	七・七	九五四・一	四〇・六	五・三	一、〇〇〇・〇
大正六年十二月末	三、三九五、六〇五	一四五、二三二	一九、二一三	三、五六〇、〇五〇	一一七	四九、九四〇	一三・九	九五三・八	四〇・八	五・四	一、〇〇〇・〇
大正七年十二月末	三、四一三、四一四	一四八、八三一	二一、一五〇	三、五八三、三九五	一一八	二三、三四五	六・六	九五二・六	四一・五	五・九	一、〇〇〇・〇
大正八年十二月末	三、四五四、一六七	一五三、三三〇	二三、八八八	三、六三〇、三八五	一一九	四六、九九〇	一三・一	九五一・四	四二・三	六・三	一、〇〇〇・〇

（備考）明治三十八年十月一日及大正四年十月一日の人口は現在人口にして其他は現住人口なり但し孰て蕃地に在る生蕃を含ます

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

ミシッシッピ河口より

酒井雪介

紐育は稀有の大雪なりしと云ふ此冬を、一箇月南遊の歸途、今朝濃霧に罩めたるメキシコ灣の黎明、けたたましき汽笛に眼をこすりつゝ窓より覗けば霧の晴間に河口の燈臺、火今消えたり。

河と申すものゝ「デルタ」百哩、豐沃なるミシッシッピ、ヴアレーの要目ニウオリンスは遥に遡らざるべからず。昔し佛の健兒カナダより數隊の冒險軍を組織し、慓悍なる好戰インデアンと闘ふこと幾十日山巓より瞰下し認め得たる谿谷は軈て大河、ミシッシッピの流るゝこと數千哩、更に一隊の佛軍は南海の探検を了してメキシコの大海を横ぎり、索め得たる河口に屯して茲に母國のオルレアンを取りて名けたるニウオリンスは、今も猶佛の傳習、言語に存し居ると聞く。中部合衆國の富はミシッシッピによりて產まる、地理的に東海岸のアトランテック地方、西岸のパジッフイック、而して中央ミシッシッピ地方は政治的に又經濟的に全く相關交涉を異にし、漸く全國の統一的思想はウイルソン氏の大戰參加によりて得たりと聞く。殊に大西洋岸南北の背馳はリンカアンの奴隸開放以來の事にして根底強かりしもの、大戰參加によりて稍反目を弛めたりと聞く、南はデモクラットの巢窟、殊にミシッシッピの南は強頑なるデモクラットなり。前内閣の中心はテキサス政治家、而してテキサスは中部地方の最南、綿を產し米を產し、世界的にも將亦た内國的にも將來の發展を期すべき石油の中心たらんとす。由來佛にまれ西班牙にまれ、ラテン民族の殖民史は、折角手を付けたる地方を賣るか又は奪はれ、又は獨立せらるゝを常とす。此近邊を見んか、十七八世紀に亙りて太西洋殖民地の鎖鑰たりしキユバは十四世紀の末葉獨立しメキシコは既に西班牙の手を離るゝこと幾百年、佛國の賴りて以て加奈太に相呼應せる謂ゆるルイジアナ各州のミシッシッピ流域の豐沃の地は、數十年前米國に買收せられ了りぬ。到る處としてラテン民族の殖民地は其母國に率ずることの薄きを感ぜしむ。唯々假令へ經濟的關係こそ渝りゆけ、民族の言語、風習、宗教は一朝一夕にして拔き難きもの、カナダに於ける、南方合衆國に於ける、ルイジアナ地方各州に於ける佛語の力、太西洋岸ジオジア以南各州、キユバ、メキシコ、中米諸國、南米諸國に於る西班牙語の力、舊教の力、生活狀態の墨守等の拔きがたきを見る。面白きものに候はずや。余は此頃、英語の他、更に〳〵佛、西、兩語の世界的に有力なるを信じ、日本民族の將來英、佛、獨、西、を語るに非ずんば、自力の世界的扶殖に缺くる處あるべきを信じ居候。さは申すものゝ、キユバにて英語の通用せず日夕便を缺きしに、今日よりは下手ながら小生にさりて言語の便に復し得るは、故國に歸るの感有之候。檢疫移民官、檢查已に濟み、船は今洋々たる大江を遡り居候。早々。

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

紐育より

古木生

此書は曩に在米古木卓光氏より鎌田委員に宛てたる通信なり但し諷刺畫を略す（編者）

（前略）愈々英國の留學を終り。今回米國に渡り申候凡てに於て英米二國は異なり居り候。同一種族も斯く變化するにやと驚き申候。酒井雪介君は一箇月前より旅行不在、到底面會するを得ざる事と存候。昨日著港と同時に始めて小生の手にせる新聞に別紙の如き諷刺畫有之面白く感じ候まゝ御覽に入れ候。

本日午後、愛蘭獨立黨の示威行列、當地に有之、偶々途中之を目擊致候、愛蘭の國旗なりと云ふ青、白、黄の三色旗を無數に押立て『英貨物保險會社に對しボイコットすべし』『英國は愛國の首領を多く殺せり』『米國の獨立には七年を要せり』『英國の文明は衰へたり』等の過激なる文字を書ける旗を立て、或は乘馬にて或は徒歩にて聞々に樂隊を挾み、男も女も

漂　録

耶　嶠

仙俗居士

△宮古船

明治四年十月十八日、琉球なる八重山と宮古の納貢船、四隻は打揃ふて那覇の港を解纜し、娛しく歸帆を揚げたるの途すから、天候何となく穩ならず、暫し計羅間水道に、潮がゝりしたる其のかひもなく、再び濟ぎ出てゝの翌日（十一月朔）忽ち烈風に吹立られ、四隻の船は四方に散りて、八重山の一隻は竟に行衛知れずと成り、殘る一隻は臺灣の西海岸に漂著し、宮古の一隻は程經て辛ふして歸島せしも、殘る一隻は臺灣の東海岸に漂著す。斯る天災に遭逢しては、孰れとも悲哀を留めざるなきが、別けて最後の一隻宮古船は、天災の上に人災に遭逢して、永く悽愴の物語を傳ふるなり。爰に遭難者の一人たる仲本の具申を骨子として、聊かこれが補述を試みむに、

（前略）十一月朔日、晝後遙に故郷宮古島を見掛たれども、亥子の風に轉じ、歸港を執ること能はず、風に任せて漂流す。

同五日、臺灣の外山を見たり。

老も幼も練り歩き申候。婦人の如きは白色のスカート、靴を用ひ、青色のマントに黄色の裏を付けたる同一の衣裝をなし人目を引き申候。其行列の通過するに一時間四十五分を要し申候。以て其人數の多きを推知し得可く候行列の通過する道には小形の米國旗と愛國三色旗とを賣り歩く道路商人あり、小供などは之を買て手に手に打ち振り、自動車には屋根に此旗を立て走るもの多々有之候。

斯くして米國人の同情に訴へ、愛國窮民救濟の資金と革命の資金とを集むる計畫の如くに候。

朝鮮人も米國並に歐州に在りて斯くの如き運動を爲す者あるやに聞及候。小生に取りては此諷刺畫と云ひ示威行列と云ひ少なからざる教訓と相成申候。米國各地を巡歷し、六月には布哇に渡り七月には留學期滿了致候間、七月早々歸朝致す可く候。

總督府學知諸君に宜敷願上候　敬具

六日、陸地近くなりぬれは、端舟に四十人許乘込上陸す、舟小にして波高く、三人は溺死せり、又端舟を還し、殘りの人々を運送す、本船は間もなく破壞せり。

此の上陸地點は八瑤灣にして、南方六七里、龜仔角蕃の鵞鑾鼻に達すべし、東向して海上遙に紅頭嶼を望む、灣の附近に八瑤蕃社の在るを以て、此名あり。

六十六人陸に上り、人家を求め徘徊す、漢人兩名に逢ひ、人家の有無を問ふに、兩人の曰く、西方に行けは、大耳の人ありて、頭を斬るべけれは、南方に行くべしと、依りて兩人の案内にて、南方に向ひ行く、留るに兩人は、一行の携へたる衣服類を、已が持てる限り奪ひ取り、餘は山中に投げ入れ、標木を立てゝ格護せるなり、一同は同類多からんと思ひ、畏縮して手向ひせざりき、日既に暮れんとす、兩人路傍の石穴を指して曰く、人家猶遠し、今夜は此の洞中に一宿すべしと、六十餘人宿すべき程の穴にもあらざれは、皆な能はずと答ふ、兩人之を強ふ、皆な承諾せす、兩人激怒して曰く、我言を用ゐざれは、何も構はじと、皆な念へらく、渠は盜賊の類にして、南方に行くべく敎へしは詐なるべし、是に於て兩人に別れ、西に轉じて歩み、夜も既に更けたれは、路傍の小山に露宿せり、此日船中にて食せしまゝ、何物をも食せす。

由來邊海の漢人部落には、不仁極る慣習がある、卽ち難破船の多きを豐年と稱することで、澎湖列島中の或る島の如きは、我が領有後の若干年間、なほ此の觀念を持續して居たのである、而かも搜索に際して、物品は現はれて來るが、人間の生殘て居た例は、殆んど無いのである、漢人兩名とは、想ふに斯る豐年を以て、慶びとするの徒なるべし、八瑤灣の今は、九棚庄といふ村落がある、光緒二年(明治九年)移民奬勵の後に成立つたのであるが、其の草分けは同治初期(文久年間)に來住したる、鄭吉來兄弟に在りと傳へらる、名譽ある兄弟、此時どうして居たものか。

七日の朝、南方に當りて、人家ありげに見受けゝれば、之を日當として、行くこと三里餘、果して茅屋十五六軒あり、耳飾る大にして、肩まで垂れ、身の長けは普通なり、暫くありて、小器に飯を盛り、六十六人に與へ、次で初更頃唐芋に米を雜へ、二升焚位の鍋に焚きて、二鍋與へらる、漢人兩名奪ひ殘りの品は、此家の者に奪ひ去らる、其夜は此家に投宿せしが、夜半一人、左手に松明を灯り、右に長き柄ごみ、三尺許なる片刄の刀を携へ、戸を押し開き、入り來りて、二人の肌着を剝ぎ去る。

八瑤灣には、南に九棚溪あり、北に馬農望溪がある、漂著者は一旦、九棚溪を越ゆるの地點まで進みしを、引返して馬農望溪より山路を辿り、竟に高士滑（クスクス）番社に入込んだのである、蕃俗に、耳の下端に孔を穿ち、貝殼などを飾ることがあるが、戰々兢々たる其眼には、全部が耳に見えたかも知れない。

八日朝、男女五六人、各銃砲を携へ、宮古人に向て曰く、我等獵に行かんとす、歸る迄は必ず滯留すべしと、皆な口を揃へて、此より他に轉じて行かんと謝したるが、餘の土人も强て之を止む、宮古人益疑惑を生じ、二人三人づゝ、散りくに逃げ出し、又一所に合して、一里二三合行けば小川あり、此處に休息す。

高士滑（今は高士佛と書す）のカリシンパリブジは、界隈第一の物識りとして、尊敬を受けつゝあるの老蕃である、渠は當年、琉球人より奪ひし竪縞の切地を保存し、又石門の戰に、負傷をも受けて居る。其物語に「此時生蕃の方には、まだ殺意を持て居ない、一體何國の人間だらうか、之を確める爲に、交易に入込んて居る或る漢人の許に連れ行き、筆談で以て、聞取て呉れいと賴んだのである、然るに終に何國とも分らぬとの答であるから、それならば殺しても、よからうといふことに成つた」とある。彼の必ず滯留すべしとて、挽き留め置いたのは、恰も此の詮議中であつたからである、不幸にして筆談者は、漢人も琉球人も、共に其器で莫かつたらしく、其內に、各々が逃げ出すので、今は猶豫あるべからずと成つたのである。ソレにしても、先づ何國人なるかを、確めて懸るといふこと、生蕃にも亦た國際的禮法ありであるが、此は是時より五年前に方り、大酋長トケトクが、米國領事に對し、外國人の保護を約束せし、其の記臆を辿りしものゝかと想はる。

男三四人、女四人、追ひ來れり、依りて川を渉り、又逃げ行く、路傍人家五六軒あり、此內を窺へば、一人の老翁（七十三歲）出で迎へ、琉球なるべし、首里か那覇かと言ふ、此詞を賴りに、恐るく翁の家に憩ふ、翁の子（三十歲）曰く、姓名を記さば、府城に送るべしと、仲本等筆紙を乞ひ、姓名を背せんとす、前に追ひ來りし者ども、追々嵩み、三十餘人に及び、各刀を携へ、庭中に立ちし宮古人の髻、及び衣服を剝ぎ取り、一二人づゝ引き連れ門外に出で、

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

僅に二十三人殘れり、一人探偵にて、門外より馳せ來り、皆殺さる——と言ふ、仲本等さてはと思ひ、立ち出で窺へば、刀を以て首を刎ね居たり、因て驚き騒ぎ、各四方に散亂し、九人は翁の家に潛み、此夜翁の家に宿す。

此の川とは、四重溪の一支源にて、人家とは、双溪口に當る、老翁は姓名不詳なるも、翁の子とは劉天保、

九日午前、翁の婿來りて曰く、此地甚だ危し、我家に行かんと、九人を誘ひ、婿の家に到る、路程三里餘、山川あり、又人家あり。餘兩日を過ぎ、三人、翁の敎により、婿の家に來る、三人曰く、餘は皆な山中に於て殺されたりと、此家に滯留すること四十日餘、殺されし者、都合五十四人なり。（後略）

仲本の具申は、敍事整然たりであるが、最大の悲痛に陷りし爲ならむ、前記一段に至て、稍紊るゝあるを覺ふ、婿とは保力庄主楊友旺（四十五六）を指すのであるが、婿來りてとは其實、楊の二子阿告阿和であるから、父子混同の慊ひがある。又た三人が、双溪口にある老翁の敎に依り、跡を逐て來たやうな、無雜作な運筆であるが、事實は

琉球人被害の翌日、劉天保は保力庄に來り、殺人の慘事ありし狀を告げ、且つ生存者九名を、其家に救ひあることを言へるにぞ、庄主楊友旺之を聞き、二子阿告阿和をして、天保と共に赴き見させしに、石門を入り、双溪口を過ぐるに及び、頭顱を斬去せられたる死屍の、纍々たるを認めたり、此時近き林中より、二人の琉球出で來り、切りに救助を求めしが、蕃人は見て、忽ちに逐ひ至り、之に害を加へんとしたるより、楊等三人は、詞を盡して之を慰解し、先に救ひし九人と、合せて十一人を、酒、牛、豚及び布等にて、贖命するを約せり、然るに尙一人の生存者、高士滑に在るを以て、楊は又た同社に赴き、酒肉と換へて救出し、更に酒肉及び布を與へて、被害者五十四名の頭顱を收め、屍體と共に、双溪口の邊に葬れりしが、後ち之を統埔に遷し、楊友旺、劉天保、林阿九の三家にて、輪番に祭事を營みつあり。（恒春父老談）

是ぞ眞の漢人の所爲である、八瑤灣の兩名とは霄壤の差がある、高士滑に殘れる一人とは、筆談の爲に連れ行かれ、同胞と行動を共にし得なかつたものであらう、是にて助命者十二名、やがて府城（臺南）にて、西海岸漂著の八重山人と相合し、漢官の保護で、一旦福州に送られ、ソシテ那覇に戻り著いたのは、翌明治五年六月七日である。

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

海外思潮

ハーシュ氏の社會主義批判

總督府囑託　高橋　惇

(中)社會主義の産業に及ぼす結果

一

前述の如く、社會主義化された國家に於ける産業組織は一種の官僚組織となり、其中央官憲は産業管理上各種生産品の其種類及び數量等を、前以て決定し置くの必要に迫られる。而して該官憲の徒が此一大監督機關を尠くとも有效ならしめんとするには、勢ひ勞働に從事する男女を管理し、其業務、其住所、其勞働效率をも支配する附隨的監督權を享有するの必要あるのみならず、各人平等の分配率の下に、生産された富の分配を行はねばならぬ。斯くの如き産業組織の下に置かれた社會は、果して彼等社會主義者の夢想せる如き理想境を出現するであらふか。

勞働生産の如何は土地の肥瘠、鑛産埋藏量、地形等、四圍の事情に左右さるゝは當然なるが、それよりも更に多く幾多の社會的事情に支配されるのである、今其等社會的事情を列擧すれば、第一組織ある産業機關の能率、第二勞働者の業務に對する好不好忠實及び能率、第三勞働者の性向に對する其業務の適否如何、第四資本の量及び生産力等である。然し尚ほより以上に重要な要素あるを閑却してはならぬ。即ち自然に對する智識と自然力の生産力化とである。

今日の勞働者の平均生産能力は、百年以前に於ける最も優秀なる勞働者の夫れに數倍せることは否定し得ざる事實である。然かも余輩の計算に據ると、尠く見積つて十五倍の増加である。是れ實に驚嘆すべき現象ではないか。而して斯の如き生産力の激増は發見と發明とに歸す可く、之れを産業上に利用又は應用せるに歸因するのである。

随つて富の生産に影響する諸要素を觀察し、國民の運用し得る富の多寡に鑑み、又た其等諸要素は總て社會組織の如何に由來することを知る時は、苟も愼重遠慮の個人又は國家にありては、其産業組織が富の生産上必要なる如述の諸要因に及ぼす影響如何

を考察せずして、輕々に社會主義を採用する筈はない。

扨て如斯人類社會の進歩發達、就中產業の發達は發見と發明とに負ふ所鮮少ではないが、報酬平等主義の社會主義的國家に在つては、斯る發見或は發明に對する報償如何が問題である、社會主義が實施される以上は、其發明なり發見なりが人類を裨益すること如何に甚大でも、該發明家又は發見者に對して、何等特別の報酬が與へられぬことは明瞭で、これは社會主義者の敢て否定し得ぬ所である、さすれば社會主義的國家に於ける發明又は發見は、萎靡衰滅に歸するは想像に難くない。然るに社會主義者は之を反駁して、人間には元來發見又は發明に對する衝動の內在するが故に何等報酬なくも有益な發明或は發見は衰退するものでないと主張する。世には稀に斯かる特志家もないではないが、大部分は此、範疇には入れ難い。由來發明及び發見には多大の經費を要するは今更ら贅言を費すまでもないが、多大の報酬を豫想せずして、莫大の經費を要する難事業に指を染むる者があらう乎。卽ち此等の事業に對する無報酬は、發明發見を萎微せしめ、惹いては一國產業の衰退を來すは勿論である。

二

加之一定の時間內の勞働を强制される爲め、發明又は發見事業に充分從事する餘裕なく、報酬平等制に累せられて該事業を繼續す可き資力もない、假令成功の曉に於て多大の報酬を翹望せぬ特志家があり得たにしても、此二大原因の爲めに其志は空しく阻止されて了ふ、假令國家が適當の人物を指定して、該事業に當らしむるにしても、其選定は決して當を得可き筈はない。

由來發明又は發見が成功を遂げるまでには、幾多の發明家なり發見者なりが失敗を重ねて最後の成功者の犧牲とならなければならぬ、斯る失敗に對する保障は從來資本家が其任に當つてゐたのであつたが、社會主義的國家に在つては、斯る保護者を見出し難い事情に在るを以て、發明又は發見事業の如き危險率の多い事業に從事する者はあるまいと思ふのである。

更に茲に新機械又は新方法が發明されたと假定するに、從來の產業組織は自由競爭が其基礎を爲すを以て、其需要又は採用は迅速で、勢ひ新發明等に對

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

し多大の獎勵となつた。然るに社會主義に於ては自由競爭なきを以て、生產上の競爭なく、勢ひ發明に對する刺戟は頗る微弱と言はねばならぬ、加之社會主義的國家に於ては新發明の採否は一に官憲の意志如何に據るが爲め、其鑑識如何に依つて產業上甚大な影響を誘起するに至る。換言すれば資本家が新發明の採用に因る失敗は、其影響の範圍は單に其資本關係內に止まるが、一大有機體たる社會主義的國家に於ける損失の程度は到底豫測し難いものがある。

要之、社會主義と文明進步の源泉たる新發見又は新發明とは、融和し難き事情あるを以て、結局社會主義は過去一世紀間に於て人類生活上に一大變化を齎したかの驚嘆措く能はざる進步發達の途を阻止するものである。別言すれば進步發達の光消滅して、其跡には停滯の泥海に退步の浪を揚ぐるのみである。

三

翻て社會主義實現に於ける勞働能率の問題を觀察して見やう、由來生產せんとする努力の動因は、單に生產品又は報酬を得んとする欲望たるに過ぎぬ、故に若し生產上の努力なくして物質欲を充足し得るとせば、生產勞力を費すの必要は自ら消滅し、生產上の報酬なしとせば、勢ひ生產上の努力は休止するに至るは當然である。勞働に對して充分なる報酬を受くる時、始めて生產上の努力の動因が最も强烈に作用するのであるが、其勞働能率如何に拘らず、與へらるゝ報酬が平等なりとせば、勢ひ怠惰に流れ易い、此勞力と報酬との不權衡は、奴隷化せる不能率的勞働に墮するの主因たらざるを得ない。否多數勞働者は現に其勞働に對し、充分の報酬を期待し得ざる分配の平等を缺く現代產業組織に於てすら、既に此徵候發顯して著るしく勞働能率を低下せしめてゐる。況や賃銀平等制の社會主義の下に於てをや、此勞働不能率の影響する處實に廣大にして怖るべき結果に陷る。卽ち腦力又は筋肉の自發的努力に對して、最早何等の報酬增加を期待し得ざるが故、有ゆる力行的動因は自ら消滅せざるを得ない。

然るに之れに對して社會主義者は、平等分配制の下にありても、各個人の能率如何に因り其額を增減し得るが故に、決して努力の動因は消滅するものではない、隨て勞働者は決して怠惰に流れる筈はないと辯護する。此見解は一面に於て、自利心を力行的動

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

因と爲し乍ら、未だ半面に於て社會全般の人々の報酬が平等なる以上は、各個人は如何に精勵努力すと雖も、自己一身を利する程度は頗る微弱なる事實を閑却してゐる。各個人が團體として一樣に奮勵する時は、其所得の增加するは各人の知悉する所なるも、果して他人も自己同樣に勤勉精勵なるや否やは測り難い。假令同工場內の職工の勤怠は知測し得るにしても、有ゆる同種工場の職工、更に一國內の各種生產事業に携る勞働者全體の夫れは到底判斷も及ばない。於是乎、勢ひ各個人は自己一身の精勵は何等自己を利する所なきを知り、遂には努力心を失ひ、社會全般の勞働能率は斯くて顯著な低下を見るのみである。

扨て如斯各個人の努力上の動因が消滅せば、下の三大效果を釀成するに至るは免れ能はざる處である。第一は、勞働能率の低下は勢ひ生產品の數量減退、品質の粗惡化を見る。第二には、業務に對し不誠實に流れ當然材料の濫費に陷る。第三、業務に對し誠實を缺くが故に、勢ひ之れに對して監督を嚴にするの必要に迫られ、隨て監督官を多數に要することゝなり、國家は產業に對する監督機關の爲めに多大の　費を負擔せざる可らざる事情に陷る。此監督官の增加は、それだけ生產從業者の數を減ずるが故に一面に於て一國產業の生產額を削減することゝなるのである。

四

前述の如き監督者の增加は、勞働上の不誠實、怠慢、能率低下を或は誘起するの傾向あるは、敢て反對し得ざるも、其影響範圍は狹隘なるに過ぎぬと社會主義者は言ふが論者は怠惰又は無能に對して處罰を前提として論議してゐるのである。然らば處罰とは何を意味するか。解雇を意味するとすれば、其爲めに或は體質虛弱な、業務緩慢な又は怠惰な、或は其他無能職工と雖、徒らに餓死せしむる事は國家として出來ぬ。卽ち所要の勞働功率を擧ぐるに堪えざる虛弱な體質を有し、又は怠慢なるの故を以て彼等を雇傭し得可き乎、若し斯る理由の下に一旦解雇されたる以上は、國家以外に彼等を雇傭す可き雇主なきが故、彼は勢ひ餓死を俟つより外に途はない。然し社會道德上國家は彼等を餓死に瀕せしむる譯に行かぬから、止むなく其儘放任せざるを得ない。解傭が不可能とすれば賃銀の削減を行ふ可き乎。然

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

し由來社會主義の賃銀平等制に於ては、何等能率を測度す可き標準なきを以てこれは到底望む可くもない。

社會主義の下に於て、實行の可能性を有するは笞刑及び投獄の二種あるのみである、去り乍ら此二者に因り果して勞働能率を高め得可き乎。こは奴隷に就て經驗せる如く斯る刑罰の强壓の下に畏怖しつゝ勞働する者の能率は勞働と生活と密切なる關係の下に在る自然的要求に因つて働く自由勞働者の夫れに遙かに及ばない。生産的勉勵の動因として、恐怖心は到底報酬に對する希望と同日の談でない、懀懣は愉快な期待と、業務上の不滿は其滿足と比較にもならぬ。若し斯くの如くんば、社會主義に於ける勞働能率は想像も及ばざる墮落を見るものと言はざるを得ない。

單り現業員の能率低下を來すのみなず、之れが監督官の能率も亦低下せざるを得ない。それには現業員同樣勉勵の物質的動因の消滅は勿論、尙ほそれ以外に種々の原因が存在してゐる。産業組織が國家的性質を帶ぶれば、其監督機關も亦厖然たる體系を要し、隨て監督長官は全機關を管理し難く、勢ひ嚴重煩瑣な管理法を實施せざるを得ぬ。換言すれば該監督機關は幾多の階級あるを以て、互に上級官廳の拘束を受け、一事項の決定を見る迄には幾多の日時と勞力とを浪費し、徒らに繁文縟禮の弊に流れ、機關運用上多大の硬塞を來さゞるを得ない。斯る階級、制限、硬塞は、一中央機關の配下に在る各下級機關の數多數なるに隨ひ益々甚しく、現にこの傾向は現代官廳に於て歷然證明さるゝ處のものである。去り乍ら現代官廳に於ける斯る傾向は、社會主義の下に實施さるゝ官僚制度に比する時は、殆ど最少限度にあるは勿論にして、屋上更に屋を重ぬる如き社會主義の官僚制度は、監督機關として殆ど其效用を爲さゞる程、其運用を阻害するに至るだらう。

五

更にまた能率低下の原因として閑却し難きは、現業員も其監督官も共に性向上果して其從事する業務に適合するや否やの問題である。由來業務の能率如何は、從業員の性向が其業務に對する適否に尠からず支配される、世には優秀な敎師たる可き者が、厨夫として厨房に燻り、卓拔な技師たる可き素質を有し乍ら、徒らに醫師として誤診の非難を受くる者の如き尠なからず、これ現代に於ける職業上の圖納方

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

鑿と言はざるを得ないが、大多數者は其性質に適當せる職業に從事してゐる。

然るに社會主義的國家に於ては、職業選擇の自由なく、稀れに其自由を有せる場合は、官憲の偏頗的行爲か又は偶然的事情に原因する。各般の業務割當は官憲の決定に依るは勿論本人の意志に反しても、國家の必要上又は官憲の意嚮に因り、間々職業の變更を余儀なくされる。隨て少數の例外を除きては、各個人の性向の如きは無視せられ、天性に適當せる職業を得ずして、不適當なる業務に不滿を抱かざるを得ない。事情斯の如くして何んぞ業務の能率を擧げ得やう。

次に監督官の採用法に就き考察するに、民衆の選擧に據る可き乎、上司の任命に待つ可き乎、將た又監督官としての能力を標準とす可き乎が問題なるが、管理力よりも上司に對する屈從と諂諛とが寧ろ採用又は昇進の標準たるの傾向を生じ易く、頓ては監督官は一種の世襲階級を爲し、其位置は他の階級に屬する者に門戸を鎖すに至るだらう。兎に角斯る傾向の有無に拘らず、監督官吏の資格として必要なる組織的又は管理的能力は、到底彼等に期待し得可くもなく、隨て監督機關の活動力は想像に余りあるものである。

余輩は更に斯る傾向に陷り易き他の原因に就き敍說する必要がある。由來國民勞働の能率は、有效なる器械類と其數量とに尠からず左右せらるゝものなるが、勞働の結果として生ずる此等器械類は時々勞働を以つて代用されねばならぬ、年々多數の勞働者は物資の生産に從事せしめられ、其物資は將來に於て工具又は機械となり、此等器械類は頓て人間の欲望を充足せしむる商品を生産するのである。即ち此等物資の生産は累年遞增しつゝ、將來の準備を爲すものである。而してこは實に現代社會に於て自由競爭の結果として、無意識の間に行はるゝ生産過程なるが、社會主義の下に在りては、實に意識的に强制されなければならぬ。即ち監督官憲は將來國有產業資本となり、且つ之れを增加せしむ可き物資の生産を目的として、果して幾許の程度の國民勞働を要す可き乎を豫測決定せねばならぬ。即ち一般勞働は、勢ひ近き將來に分配さる可き物資の生産事業を離れて、遠き將來に於て始めて分配さる可き商品の生産を目的として、其業務に充當せしめられる。隨て之れを

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

報酬の點より觀察するに、勞働報酬は或る遠き將來に於ける賃金標準線を維持する爲めに、甚しき減額を見るのである。

個人も團體も此大組織の產業を營む上に必要缺く可らざる、將來に對する適確なる洞察力を有し得ざるは勿論なるも、若し其先見力を有すと假定するも、彼等は斯る遠き將來に標準を置くが如き事業に携はるを甘諾す可きかゞ問題である。殆ど反對であらう、民衆の大多數は概して短見淺慮なれば、將來の安易を購ふ爲めに、現在に於て節制を守り得ざる可く、況や彼等自身直接其節制の結果を收得し得ざる場合に於てをやである。社會の多數者は國民勞働に據り最大多數の分配量を獲得し、之れを享樂せんことを希ふものである。社會主義實現の世界に於ても、私有財產は物資に變形して依然存續するが故に、節約者と雖當然同一意嚮を抱懷するであらう、即ち節約貯蓄し得可きものは畢竟消費品以外に何物もなければ、當然爲す可き筈の國家資本の補塡と擴張とは、勢ひ一般民情に適はず、結局不充分なる補充と擴張とに墮せざるを得ない。

右の事情に累せられて、當局は一時生產額を糊塗す可く、國家資本の適度の補塡と擴張とを怠ることに因り、無力なる勞働功率と相俟ちて、此傾向は愈々甚しきを加ふるのみである。此二原因は相連結して、更に產業不振の誘發する大導因と爲る。即ち啻に國家資本の遞增を阻止するのみならず、更に之を減縮せしめ、遂には想像以上の一國の生產能力を衰退せしむるに至るや必然である。

六

前記の如く幾多有力なる原因が相錯綜して、勞働能率を低下せしめ、生產額を減縮せしむるものなるが、今其の諸原因を要約すれば下の如し。發見又は發明に對し特別の報酬なく、或は多額を要する實驗費には試驗費も支給されず、時間の余裕も有せざれば、產業發達上緊要缺く可からざる此等の素因は自ら衰滅し、假令斯種の試みあるにせよ、其結果の採用を見るは寥々たるものであらう、近代產業の特色たる累次の進步發達は、此等の原因の爲めに其進路を阻害せられ、それと同時に其他の原因の爲めに實際に生產力を著るしく減退せしめらる。其原因とは、勞働と報酬との不權衡、報酬期待に代る恐怖心、個人の天性に對する無視、監督官の管理力の缺乏、官

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

憲の繁文縟禮、及び産業資本の不充分なる補充とである。

最後に人類の欲望と社會主義と相扞格する一事例を述べて見やう。即ち近代産業は吾人に多種多様の種類の商品を供給するのみならず、同一種類のものに就ても品質意匠、色彩等無限の變化を與へ、此變種は恒に發明と發見とに因り益々其變化を復雜ならしめつゝある。此現象は人間の變化性に適合せんとする傾向なると同時に。人間の絶えず變化を求むる本能的欲望の發現である。而して現代産業は各個人の多種多様の變化に對する欲望を或程度迄滿足せしめつゝあるが、此滿足たるや實に人生に於ける幸福の一要素を爲すものである。

然るに社會主義實現の曉に於ては、斯る變化は其跡を斷ち、幾多人間の欲求を滿足せしめんとする向上的傾向は其跡を斷ち、漸次欲求の滿足を缺くが如き墮落的傾向に陷る。此傾向は社會主義の産業組織上に於ける缺陷、即ち各種産業の監督機關に由來するのである。要するに社會主義的國家に於ける工業は、大量生産を原則とするを以て、或はまた生産管理上、材料と生産方法とを單純簡易ならしめざる時は、其産業組織は混亂狀態に陷る虞れがある。而して此單純化は生産品の種類の上に多大の制限を加ふることに由り始めて行はるゝを以て、種類は勿論、同一種類中の品質、形狀、意匠、及び色彩等は大部分犧牲となり、商品は變化性に乏しき頗る單調無味なるものとならざるを得ぬ。

此傾向は國民勞働の能率減退に因り益々助長される、如何となれば勞働は其生産力を減ずるが故に、緊要缺く可からざる必要品のみの生産に從事せざる可らざる必要上、慰安と装飾とに要する商品の生産は、當然激滅或は不可能とならざるを得ない。有ゆる方面の能率消滅と共に、如上の傾向は益々甚しきを加へ遂には一般民衆の享受する商品は、現今普通職工の製作する商品よりも、其種類數量に於て遙に劣るものがあるは免れぬ。

諸般の事情斯くの如きを以て、假令監督官憲に於て、廉潔公平を持し得るにしても、國民一般の貧窮と畫一的單調の生活に陷るゝは、社會主義實施上の當然の歸結である。即ち一般民衆は現今に於て容易に滿足し得る程度の欲望すら充し得ざるに至る。尠くとも被支配階級に屬する一般民衆は收入均一制に累せられて現今大多數の一般庶民階級が享樂し得る程度の生活をすら營むこと不可能となり、否現代に於て救濟を要する如き哀れな生活程度を、辛ふじて維持し得るに過ぎざる憫然たる狀態に瀕するのである。是れ實に社會主義化せられたる國家に於て、一般民衆の當然陷る可き生活狀態である。

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

文苑

大正十年六月十一日初開總督府評議會賦所感　讓山　田　健

欲依公議策經綸。羅致群賢試博詢。
但冀高懷持大局。宜揚化育濟斯民。

氣魄雄偉。從實境中來。不必以雕詞煉句爲工也、敬服敬服。　岳陽生妄批多罪

敬死讓山督憲瑤韵　顏　雲　年

南疆開拓富經綸。資治心虛竟下詢。
自愧鯫生無策略。承恩空作太平民。

岳陽曰。穩健。

同前　許　廷　光

三年擘畫製新綸。猶自僉同欲下詢。
帝國延長開特典。春臺樂就樂斯民。

岳陽曰。崇重。

同前　謝　汝　銓

文章高閣靜經綸。意似芻蕘試一詢。
徽誦藻詞知碩畫。周遺那復有頑民。

岳陽曰。典雅。

和讓山督憲瑤韻　赤石　定藏

蘆花淺水足垂綸。盛世何緣參博詢。
俗累虛名多伎性。不如江上釣耕民。

岳陽曰。意在于恭謙。而言似忌避。用意不周詳處、卽是病乎。

同　黃　欣

多年宦海試經綸。獨自諄々問與詢。
三百萬人齊仰首。新々仁政在親民。

岳陽曰。實著。

同　魏　清　德

安邦濟世富經綸。猶肯芻蕘細採詢。
政教由來無二道。在明明德在新民。

岳陽曰。著意輕妙。詩之極致。亦止於至善矣。

同　林　佛　國

南溟浪靜好垂綸。閑對漁翁仔細詢。
儘欲蛟龍驅逐去。太平洋上庇吾民。

岳陽曰。豪壯。

敬次　田督憲瑤韵　津山　高橋　醇領

明公胸裏策經綸。更向群賢却試詢。
忍說中華無主宰。皇恩雨露太平民。

岳陽曰。用意周到。

同　黃　石　衡

至誠天下許經綸。漫說芻蕘不可詢。
劇喜南薰初解慍。彈琴從此阜吾民。

岳陽曰。吐屬清穩。不失雅音。

同　嘉義　鄭　作　型

明公抱負大經綸。竟爾殷殷好下詢。
如此謙恭施德政。幸生斯世作斯民。

岳陽曰。老實。

第二十六囘始政紀念日賦此誌慶　小松　吉久

聲敎覃敷及海陬。已過二十六春秋。
養民有則修三事。擇吏無煩蒞五刑。
猶草螢花霑德澤。田夫野老仰皇猷。
今朝轉見昇平象。千仞新高瑞色浮。

岳陽曰。立意宏大。格調謹嚴。前聯尤得體。

祝臺灣始政紀念日

吳秋蘭

欣逢佳節喜悠悠。彈指星霜廿六週。政府變更良制度。民間遵奉好綢繆。仁風普遍無雙品。同化先聲第一流。此日昇平新氣象。而今紀念祝千秋。

岳陽曰。溫柔敦厚之旨。饒矣。

祝始政紀念日 四首

新莊 張德修

年雖歷久政維新。島國均沾母國仁。婦孺傾葵齊向日。文明領上溯佳辰。膨臺從此叨優待。日月相催歲改頻。且喜同胞三百萬。而今盡作太平民。

廿六年間轉瞬逢。翻新政統慶時雍。輕徭薄賦歌聲起。海澨山陬有澤濃。或郡或州施自治。共婚共學喜相從。版圖改隸堪回憶。旭日旗翻遍帝封。

岳陽曰、所謂詩人忠厚者歟。非歟。

晚春

郭超凡

東皇忽己別天涯。香斷園林葉滿枝。寫恨那堪傷酒後。懷人偏值落花時。徑深鶯翠鶯無跡。春老醉芳草不知。借問客心何所似。垂楊萬縷亂絲絲。

岳陽曰。流麗綺旎。設色妍麗。可嘆可賞。

詠梅

同

江南消息遍天涯。別具幽情世未知。附我有香魂鎖矣。謝他無物酒酬之。曾憑仙骨傳佳句。未許塵埃染素枝。多事却因和靖筆。至今不斷詠梅詩。

岳陽曰。前聯黃昏月白之趣。後聯流水清淺之韻。

席上戲作呈某先生 四首

茂笙

豈是尋春去較遲。暮年無計可支持。蠟梅己謝紅醲了。花落花開總未知。

輕煙漠々昔悠々。蜂蝶尋芳逐隊遊。怪底東風無氣力。桃花含恨獨低頭。

六十餘翁老萬公。也來花國早從戎。寒旗斬將慚無力。猶說沙場戰血紅。

人不飛昇馬不前。飛瓊枉說學神仙。廣寒宮闕嫦娥窟。尚隔蓬山路幾千。

岳陽曰。筆墨間有香氣。第二首最情趣。

紅菊

鄭如林

不趁炎熱亦繁華。獨立西風重晚霞。愛此冷香生絳萼。憐他淡影擁丹葩。滿開恰趁重陽節。特出偏宜高隱家。欲把一叢潤秋色。祇須修飾故園花。

虛榮豈與共盤桓。好夢濃時一枕安。常檻花宜擕酒問。隔離人怕捲簾看。孤芳自解經霜苦。瘦艷猶疑設色難。莫訝此花能富貴。秋容曾博魏公歎。

岳陽曰。穠艷未必隨繁縟。末句頗極多情。

恭和讓山督憲瑤韻敢請郢正二首

岳陽 鷹取克明

莘野耕人渭水綸。偏將國計強相詢。聖明設法何慎密。不許世間有逸民。

酩酊何心乖聖綸。桃花酒店苦相詢。當年縱使青蓮在。應是長安一市民。

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

第二十六回始政紀念日に
おのもおのもよめる歌

高木　友枝
大君の遠の朝庭に民の聲きこえ
上べき世となりにけり

新元鹿之助
取分て此島人も今日といふ今日
の足日を祝ひまつらむ

渡部　靜江
萬代と祝ひ重ねて榮ゆらむ風も
おとなきたかさごの島

福留喜之助
天皇の惠の露の置そめしむかし
語りていはふ今日かな

武藤針五郎
年毎に祝ひ重ねてこの島に二十
年餘り六とせ經にけり

山内小藤二
島人の今日ほぐ心我思ふなかば
も有らば嬉しからまし

本田　正巳
二十六年祝ひ重ねて今日も又島
の榮えを歌ひこそすれ

大枝常之進
年毎に開くる見ては此島のむか
しの今日を偲ぬぞなき

平井　繁一
日の御旗立そめしより高砂の榮
え行世を祝ふ今日かな

楠田金之丞
えみじ住山の奥迄日のみ旗たて
てぞ祝ふ今日の吉日を

竹下　種長
高砂の島による波頻頻とさかゆ
く今日の足日いははむ

齋藤俊三郎
この島の紀念と植し姫小松今日
相應く見てやいははむ

大山　彦熊
天皇の大政事しかしけむ今日の
吉日を共にこそいはへ

中村和七郎
開かしし國はゆるがず政事あら
たなる世ぞ尊かりける

島雄　光治
自ら治まる道も開けつついやさ
かえなむ高さごのしま

宮川　利一
今日といへば高砂島を天皇の領
きましし吉日なりけり

大山　健吉
高砂の島の制度も年々にあらた
まり乍ゆくぞうれしき

中治　稔郎
日の本の國内となりて年のはに
光いやますこれの神島

長井永太郎
蕃人さへ山より出て世に立ん道
を求る御代にやは不有

雜報

始政記念祝賀大園遊會

總督官邸に於ける

本年の六月十七日は第二十六回始政記念日に當り而かも田現總督就任以後昨年の地方制度實施、本年の評議會開設等、新政施行以來最初の始政記念日として最も意義深いものである爲に當日官邸に催ほさる、祝賀宴も例年よりは盛大に擧行さるべく傳へられてあつた、年久しく恒例であつた夜會を園遊會と更へられたのも其の爲めである。此日午前の中は空模樣怪しく雨さへ降りて今日の園遊會如何と氣遣はれたが定刻前より雨歇を見たのは誠に天幸であつた。招待に應じ禮裝して集つた臺北在住の官民紳士淑女約二千名、田總督は勳一等旭日章の燦たる正裝に一々大玄關に之を迎へて丁寧なる挨拶を與へられた。庭園の入口なる郵便出張所では客の乞に任せて記念「スタンプ」を押し、南隅なる餘興舞臺では桃中軒如雲の浪花節「隱岐の孤島」、高砂歌劇の「手品種明し」、上海女優劇の「酒州城」など夫れ〲大喝采の中に演じ了つた。總督府のマークと想思樹を染め拔いた赤前掛や赤襷の給仕女に裝へる紅裙連の斡旋する壽し、汁粉、おでん、アイスクリーム、臺灣料理等に舌鼓を打ちつ、林泉卉石の名園裡に何れも談笑湧くが如くであつたが、やがて總督の發聲で天皇陛下の萬歲を三唱し來賓總代高木友枝氏の發聲で總督閣下の萬歲を、又た外國使臣代表（米領事）の發聲で總督閣下の萬歲を何れも三唱し和氣藹々の中に散會したは暮色高塔に迫る黃昏近き頃ほひであつた。（ワイ生）

諸集會

●五月二十一日官邸に於て下村總務長官は牛塚國勢院次長、持地六三郎氏外四名を招待晩餐會開催●五月二十四日日本基督教會堂に於て臺北三基督教會有志主催露西亞音樂家ドロノーフ親子の音樂會開催●五月二十二日瑞芳公學校に於て第一回瑞芳同風會開催●五月二十七日武藤市尹發起鐵道ホテルに於て官民合同海軍紀念日祝賀會開催●五月二十八日長官々邸に於て羽鳥氏招待午餐會あり●五月二十七日より一週間新竹州に於て各郡產業組合講習會開催●五月二十八日午後一時より研究所內にローマ字研究例會を開く●三十日嘉義郡役所構內巡查教習所に於て嘉南大圳組合の總會開催●臺北銀行集會所員は五月三十一日正午鐵道ホテルに於て安西氏の送別會を開く●

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

一六月五日鐵道ホテルに於て福田軍司令官の歡迎會を開く●六月一日臺南女高普の開校式と共に開校祝賀會を臺南公舘に開く●田總督は新任福田軍司令官を主賓とし六月四日官邸に於て晩餐會を催さる●高雄在鄉軍人分會及官民有志の主催にて六月五日夜耐熱自動車隊歡迎會を滋養軒に開く●六月五日草野川副兩氏の送別會を臺中公會堂に開く●六月十一日總督官邸に於て評議會員を招待せらる●福田軍司令官は六月十一日偕行社に於て新任披露會を開く●六月七日午後六時半より臺中市公會堂に於て本山文平氏の新任披露會あり●下村總務長官は六月十日官邸に商船會社幹部を招待して晩餐會を催す

講演の數々

●五月二十二日靑年基督教會主催、臺北醫學專門學校講堂に於て「臺灣と朝鮮」の題下に持地氏の講演あり●五月二十四日日本基督教會に於て留川女史の講演あり●五月二十七日海軍記念日に當り城西小學校に於て福與海軍大佐の講演會開催●臺灣基督教靑年會主催婦人文化講座として五日二十八日第一高等女學校講堂に於て「支那文明に就て」片山秀太郎氏の講演あり●臺灣醫學會例會は二十八日臺北醫院講堂に於て「十八回日本醫學會雜感吉田坦藏、久保信之、除腦術供覽、淸水彥太郎、日本人の體育に就て英健也等諸氏の講演を開く●西門外靑年團は二十九日西門外公會堂に例會を開き新井大佐の「思想界の動搖の際靑年の注意すべき事柄に就て」の講演會を開く

對岸勞働者の渡來增加

本年五月末日現在、支那苦力の總數は二萬四千九百二十二人、昨年同期の現在數一萬九千百七十五人に比して五千七百四十七人の增加なり。

一昨年より昨年一月への繰越苦力の數は一萬八千〇五十二人なりしもの今年一月への繰越は二萬〇五百三十三人にして二千四百八十一人の增加なるに、昨年一月より五月末日迄の渡來者累計三千百九十八人に對し本年同期の累計七千〇六十人にして是亦た三千八百六十七人の增加なるは本島勞働界の爲に注意すべきことなり。（官房、內外情報）

●編輯雜記

▲相變らず雨の日多し▲內地朝鮮を視察せる旧阪委員五月二十四日の船にて歸臺、元氣なり▲臺銀東京支店調査課長に轉ぜる安西委員六月三日出發、見送人多し▲六月十四日阿部委員內地より歸る、北海所感を物すべしと約せらる▲水越委員六月八日歸臺、例により匆忙の體なり▲下村評議員長六月二十日上京、出發前本誌資料を閱せらる、本號編輯會議を略す（七月三日、屯）

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺灣日誌

●五　月

▲十六日(月)
□田總督巡視　田總督は本日午前九時五十五分臺北驛發、中南部巡視の途に上る
□柴大將の出發　臺灣軍司令官より軍事參議官に榮轉せる柴大將は前日臺北出發基隆に一泊、本日香港丸にて上京

▲十七日(火)
□鐵道從事員招魂祭　本島鐵道殉職者小山技師以下八百七十餘名の爲め本日午後二時半より臺北西本願寺に於て招魂祭を執行す

▲二十日(金)
□極東競技臺灣選手出發　上海擧行極東競技大會へ出場すべき臺灣選手本日出發す

▲二十八日(土)
□勸業課長會議　本日より總督府に於て各州勸業課長會議を開く

●六　月

▲一日(水)
□評議會官制發布　本日勅令を以て總督府評議會官制を發布せらる

▲二日(木)
□福田軍司令官着任　新任臺灣軍司令官福田中將本日着任す
□軍用自動車耐熱試驗　本日高雄に於て擧行す

▲十日(金)
□時の宣傳　本日臺北に於て時の宣傳全市に行はる

▲十一日(土)
□評議會開會　本日總督府貴賓室に於て第一回評議會を開く、開會五日、道路、教育、民商法施行及訴願等重要案件を諮議す

人事消息

自五月十六日
至六月十五日

▲中村海防領事　十七日出發歸任
▲顏雲年氏　十八日歸臺
▲林福州領事　二十日出發歸任
▲賀來專賣局長　二十日歸臺
▲田阪千助氏　五月二十四日歸臺
▲牛塚國勢院調査部長　本島視察中の處五月二十三日歸京
▲安西千賀夫氏　臺灣銀行東京支店詰に轉じ六月三日出發
▲高木友枝氏　六月八日歸臺
▲永越幸一氏　同上
▲藤井廈門領事　十二日歸任
▲佐藤北大總長　十四日來臺
▲折田一二氏　同上

任　命

大正十年五月中

▲四月三十日
總督府技師　福　留　喜　之　助
兼任總督府研究所技師
總督府事務官　佐　藤　　勤
兼任總督府參事官、總督官房參事官室勤務ヲ命ス、殖産局營林所長兼務ヲ命ス、殖産局營林所兼務ヲ免す
州事務官　伊　藤　兼　吉
上京ヲ命ス
州事務官　東　　忠　藏
東京、京都、大阪及島根ノ三府一縣下へ出張ヲ命ス
州事務官　佐　藤　　續

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

東京、大阪及神奈川ノ二府一縣下ヘ出張ヲ命ス

總督府技師　柳川秀興

東京、千葉及茨城ノ一府二縣下ヘ出張ヲ命ス

總督府事務官　川崎末五郎

東京、大阪、神奈川及兵庫ノ二府二縣ヘ出張ヲ命ス

▲五月三日

總督府港務官　熊谷亥之助

門司、神戸及横濱ヘ出張ヲ命ス

▲五月四日

總督府技師　山本三次郎

東京及仙臺ノ兩遞信局管内ヘ出張ヲ命ス

測候所技師　近藤久次郎

東京及神戸ノ兩市及茨城縣下ヘ出張ヲ命ス

殖產局長　高田元治郎

殖產局營林所長ヲ免ス

▲五月三日

總督府事務官　三浦碌郎

警務局保安課長川崎末五郎不在中代理ヲ命ス

▲五月六日

典獄　志豆機源太郎

東京、靜岡及愛知ノ一府二縣下ヘ出張ヲ命ス

東京帝國大學助手　本名文任

任臺灣總督府醫院醫長、臺北醫院勤務ヲ命ス

▲五月五日

川中子安治郎

臺中州協議會員ヲ命ス

▲五月七日

殖產局長　高田元治郎

參事官　佐藤勸

（各通）總督府事務官　三浦碌郎

總督府事務官　佐藤正俊

市區計畫委員ヲ命ス

臺北州知事　相賀照鄉

總督府技師　筒井丑太郎

（各通）臺北市尹　武藤針五郎

總督府技師　梅田清次

總督府事務官　川村直岡

市區計畫臨時委員ヲ命ス

總督府事務官　菊池武芳

市區計畫委員ヲ免ス、財務局會計課長阿部嘉七不在中代理ヲ命ス

法院判官　谷野格

東京及大阪ヘ出張ヲ命ス

總督府事務官　中屋重治

東京、長崎及高知ノ一府二縣下ヘ出張ヲ命ス

▲五月十日

專賣局事務官　酒井雪介

歐米各國ヘ出張ノ序ヲ以テ英領加奈陀ヘ出張ヲ命ス

法院判官　中上友三郎

（各通）法院判官　鈴木英男

兼補臺北地方法院判官

專賣局事務官　吉岡荒造

兼總督府事務官

任總督府事務官兼參事官總督府官房外事課長ヲ命ス、總督官房參事官室勤務ヲ命ス、總督官房文書課長石井光次郎不在中代理ヲ命ス、總督官房調査課長東鄉實不在中代理ヲ命ス

州事務官　藤井恭敬

任總督府事務官、遞信局爲替貯金課長ヲ命ス

總督府事務官兼參事官　鎌田正威

任專賣局事務官、兼官如故、總督官房文書課長代理ヲ免ス

州理事官　猪股松之助

任臺灣總督府州事務官、補臺北州警務部長

▲四月二十五日

臺灣實業學校教諭　平野象一

臺北商業學校長事務取扱ヲ命ス

▲五月十日

總督府技師　東郷實

官房調査課長ヲ命ス

州事務官　岡本佃

補新竹州内務部長

州事務官　本山文平

補臺中州内務部長

總督府事務官　村田三郎

遞信局爲替貯金課長ヲ免ス

▲五月二日

臺灣公立高等女學校教諭　山崎熊次

臺北第二高等女學校長事務取扱ヲ命ス

▲五月四日

臺灣公立高等女學校教諭　二股卓爾

臺中高等女學校長事務取扱ヲ命ス

▲五月八日

州理事官　政所重三郎

東京府下ヘ出張ヲ命ス

▲五月九日

臺灣公立實業學校長　柳澤久太郎

東京、大阪、兵庫、長野、長崎及熊本ノ二府四縣下ヘ出張ヲ命ス

州理事官　太田吾一

東京、大阪、靜岡、愛知及福岡ノ二府三縣下ヘ出張ヲ命ス

▲五月十二日

臺中州南投郡南投街長　金子恒彌

奏任官ヲ以テ待遇セラル

▲五月十三日

財務局事務官　前田稔靖

金融課長中屋重治不在中代理ヲ命ス

總督府事務官　中屋重治

會計課長代理ヲ免ス

二瓶源五

臺中州協議會員ヲ命ス

▲五月十日

總督府技師　色部米作

殖産局附屬養蠶所長兼務ヲ命ス

▲五月十六日

總督府事務官　本間善庫

東京府外二縣下及北海道ヘ出張ノ序ヲ以テ福井縣下ヘ出張ヲ命ス

總督府事務官　森島庄太郎

東京、和歌山及長崎ノ一府二縣下ヘ出張ヲ命ス

總督府師範學校教授兼總督府編修官　古山榮三郎

任編修官兼師範學校教授

臺灣公立高等女學校教諭兼總督府高等商業學校教授　楠基道

任臺灣公立女子高等普通學校教諭、臺南女子高等普通學校長事務取扱ヲ命ス

臺灣公立高等女學校教諭　仁保正雄

任臺灣公立高等女學校教諭、臺北第一高等女學校勤務ヲ命ス

▲五月十三日

臺灣公立實業學校教諭　大木俊九郎

臺中商業學校長柳澤久太郎不在中代理ヲ命ス

▲五月十六日

總督府師範學校教諭　宇井英

臺北師範學校勤務ヲ命ス、内務局編修課勤務ヲ命ス

依願免本官並兼官(十七日)

總督府事務官　水越幸一

東京府外一府二縣下ヘ出張ノ序ヲ以テ山梨縣下ヘ出張ヲ命ス

總督府農事試驗場技手　杉本正篤

兼任臺灣總督府農林專門學校教授

梁　道

(各通)

市川宗助

臺南州協議會員ヲ命ス

▲五月十八日

臺灣實業學校教諭　平野粂一

任臺灣實業學校長、臺北商業學校長ヲ命ス

公立中學校長　吉川貞次郎

任臺灣公立中學校教諭、臺北中學校勤務ヲ命ス
北海道帝國大學助手　野田幸猪
任臺灣總督府農林專門學校長

▲五月十九日

總督府技師　岩澤潔
東京、大阪、福岡、鹿兒島及愛知ノ二府三縣下ヘ出張ヲ命ス
臺灣公立實業學校教諭　樋口孝
支那厦門、汕頭、廣東及英領香港ヘ出張ヲ命ス

▲五月二十日

總督府事務官　中屋重治
任臺灣總督府高等商業學校教授兼總督府事務官
財務局事務官　中田榮次郎
兼任高等商業學校教授
片山重次
任總督府技師警務局衛生課勤務ヲ命ス
總督府技師　竹內五郎
依願免本官
商業學校教授　中屋重治
臺灣總督府在外研究員ヲ命ス、但財政學研究ノ爲メ二年間英米及獨ノ三箇國ニ在留スベシ

▲五月二十三日

滯京ヲ命ス
防疫醫官　荒井惠
上京ノ序ヲ以テ大阪、山形福井及福岡ノ一府三縣下ヘ出張ヲ命ス
州事務官　伊藤兼吉

▲五月二十四日

判事　永山章次郎
（各通）
判事　高橋服膺
任臺灣總督府法院判官、補臺北地方法院判官
石原寅之丈

▲五月二十七日

任總督府技師、警務局衛生課勤務ヲ命ス
專賣局事務官　高橋親吉
支那及朝鮮ヘ出張ヲ命ス

▲五月二十五日

總督府事務官　中瀨拙夫
大分縣下ヨリ上京ヲ命ス

▲五月三十日

防疫醫官　荒井惠
滯京ヲ免ス
師範學校教授　河瀨半四郎
東京、京都、兵庫、神奈川及德島ノ二府三縣下ヘ出張ヲ命ス

寄贈書目

書名		發行所
滿蒙之文化	每號	滿蒙文化協會
大亞	每號	大亞義會本部
東亞經濟研究	同	其社
新臺灣	同	其社
實業之臺灣	同	其社
臺法月報	同	其社
糖業	同	臺灣糖業研究會
臺灣教育	同	其社
極東公論	同	其社
大鵬	同	拓植新報社
臺灣貿易表	同	臺灣總督府稅務課
朝鮮彙報	同	朝鮮總督府
支那	同	東亞同文會
臺灣鐵道	同	其社
青島商報	同	其社
臺灣農事報	同	臺灣農友會
稅務月報	同	稅務職員共慰會
博愛	同	臺灣博愛社
貿易	同	日本貿易協會
臺灣鑛業會報	同	其社
臺灣警察協會雜誌	同	其社
南洋協會雜誌	同	其社
海事新報	同	帝國海事協會
週報（上海貿易）	同	上海日本商業會議所
東洋時報	同	東洋協會
南洋經濟新報	同	新嘉坡商品陳列館
偕行社記事	同	陸軍偕行社
海友	同	大連海務協會
大陸	同	大陸社
地方行政	同	帝國地方行政學會
內外情報	同	總督官房調查課、外事課

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

田總督之於臺灣總督府評議會告辭

大正十年六月十日於總督府

本月一日勅令。發布臺灣總督府評議會官制。即日任命會員。玆召集第一囘評議會與諸君相會於一堂。凡關于我臺灣重要施設事項。初得開始審議之機會。本官所爲最欣幸也。

本評議會者。與從來存在之律令審議會。唯以官吏之會員組織。單審議律令草案而已者。負殊其性質目的。固所不俟言。又與依于昨年十月以來實施州制市制街庄制而所成立之協議會。亦異其成立之理由。本會者對于此等地方公共團體所屬之諮問機關非必有爲其上級諮問機關之性質目的也。

本評議會者。既若明示于官制。以若干官吏。及自民間富于學識經驗。有力者中。被選拔任命之會員組織。而其職務。即在於應對總督諮問。以開陳其意見也。更約言之則總督於政治上最高諮詢之機關也。今關于其諮問事項。官制中雖無所明示。苟以總督所見。認爲可附諮問之事項。即民政上之重要施設。而總督信有採酌民意之必要。不敢拘泥律令審議之形式。隨時諮問之於此會。以徵其意見也。

翻而通觀本島民政現狀。昨年十月地方制實施以來。地方政務之系統的形體。雖略見其完成。到其施設之實質的內容則俟之於今後規畫改善者甚多。凡此等重要施設。皆對照之於我帝國國運發達與本島人文進步。不可不講所以順應之道。曰教育之普及改善。曰道路交通政策之確立。曰關于民生法律實施範圍之畫定等。審議定案。以可決行者。一而不足。是皆關于國家進運與民

人幸福、靡不至大關鍵、今正舉此等案件。而附之于諸君研鑽焉。

今諸君荷全島重望而臨於此會。乃就于此等重要案件、開始其審議、任務頗重、殊爲本會性質不論官民之分、不立黨派之別、素無雄辯宏辭相競之要。故本官與諸君共持眞摯之態度。互悉其胸蘊。愼重研究以舉確實成果、和衷協同。以貢獻國家進運與民人幸福確爲本會之目的、惟望其奮勵努力。當開會之始敢敷腹心云。

臺灣統治與勸業

總務長官 法學博士 下村宏

此一篇六月間總務長官法學博士下村宏在勸業課長會議席上訓辭

一臺灣統治與糖業之聯繫

爰將勸業與臺灣統治之關繫意欲與諸君講談蓋惟勸業之範圍。極爲廣弘。如其總通而言、則難免混雜。故只取糖業之例而言也。從前在臺灣糖業。不過貧弱的紅糖廍而已、嗣後改爲今日之分蜜糖工場。此因何緣故。職由內地鉅資、投於臺灣。並有新智識之糖業技術家、或經營之事務家都到臺灣、極力經營。以致今日諸君所知各製糖會社成立也、此等會社之餘力、又普及北海道朝鮮滿洲、蘇門搭羅爪哇暨勃爾尼各等處。因從來之經驗及資本、愈爲擴張矣、吾輩觀朝鮮。無論內地人朝鮮人。不能看見民間有力者而立於官民之間、敢當籌辨之一種階級。想來從前朝鮮李朝政治時代俱有總理大臣各省大臣、及陸軍大將各執政焉、雖小掌理一國之政。此等人、後授子男爵或勳一等、又授中樞院議官之職。然其所辦之事至少。在臺灣本島人而爲高等官者止有臺南商業專門學校林茂生君一人而已與貴族親任官。綺羅如星之朝鮮、有霄壤之差焉。但在臺灣。所有銀行會社之總辦。或社長重役在各方面、有力實

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

業家不尠。都徽空名而尙實力。日以事多忙碌。卽如亞熱帶地而可謂處女地之臺灣。與久苦李朝苛政之朝鮮。雖不能一律而論。惟於臺灣糖業增富。其所以增富者。不惟資力之增加。係其應增富之事業家。技術家。資本家輩出。斯於統治上有莫大之意義在焉。

二、統治之根柢爲一般民衆之利益

予所希望諸君者。予等。執職于臺灣者。所謂統治之方針。乃爲根基。陶冶三百六十萬民衆者。乃根底也。殖產警察、土木衞生敎育、各般事業。無非根基於一般民衆之利益。辦理此等事項。必須解一般民衆誤解。使民衆理解。是爲要緊。自己以爲事當懇切。若非有一般民衆徹底分曉。則彼反視爲苛煩嫌忌焉。若有益可行事業則極力商協須要與辦。聞帝國製糖之松方君在東京云。我在北海道做事業。不能如意進行。方知臺灣之容易矣。又大日本製糖。或鹽水港製糖系統人等皆在朝鮮滿洲做事業。又無臺灣緣故之人。亦在朝鮮作事業。此等實業家。所言口吻。幾與松方君相同。由此觀之臺灣豈不樂善之地乎。我未能滿足臺灣之狀況。卽於內地亦有所慊焉。

三、事務簡捷及事業改良

官署事務。務要簡捷而便民又於民間事業。亦須有大爲改良之處。予聞友人曾在百德屈拉士。視察工業之談。感賞不已。據云。在民間工場。在場技師苦心于工場之改善。及監督指導。事業之信用不得不如斯。我當局亦照此。希圖改善。是爲急務。

四、糖業之改良

臺灣之糖業。賴於積極的之力。以致今日之發達。餘力今也。延及滿鮮南支南洋矣。然而考察臺灣氣候風土及暴風雨之關係。今後物價勞銀各種之情形。將來製糖會社。是否完全發達。玖馬爪哇均爲產糖地。製同一壹噸之糖。日本工場比外國工場。用幾倍人力乎。只恃內地關稅之城壁用昂貴之糖。思惟防禦外來競爭足矣。抑亦謬也。際此生產費騰貴之時。尙非重課關稅。難以抵敵。外糖生產費少而價廉。雖爲加算運費關稅。由遠輸入。儘可獲利。我等決非用昂貴糖之秋也須圖生產費輕減。以向國外競爭之用意爲要。

五、地方自治與財政

人之彈力無限無窮者。諸君諒可知悉。雖是總督。自朝至暮。或過夜十二時。視事不輟。總督府與地

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

方事務。亦要簡便。又州與殖產局。州與郡街庄之間。亦應照此辦理。而不論何時。宜以統治為根柢。以免民衆之誤解。苟有利益于民衆之時。自己捐身不休。使民衆理會。是為至要。凡做事。百人中。雖買百人之滿足。即有九十九人多數滿足之時。其中一人難免犧牲。關于殖產局事務。亦復如斯。對諸多殖產之事務。不能皆為滿足。又於各地方。自治制度。已經頒布。寔屬良好。然適值經濟界不況。稍為可慮。但據我所見反可謂良好。與其財界膨脹之時。即於財界苦境市街庄獨立而能持財政反為良美。此番州之財政各種負擔增加。其他到處。有所得稅施行。誤來難免苦情。吾等不論在何處。不論官民有警察保護我等生命財產之安固。我等在住所而受衛生交通之利便。安為文化生活。其財源除鐵道遞信、專賣官業收入外。其餘不得不仰租稅之收入。有土地者應完地租。有房屋者。應完家屋稅。營業者應完營業稅。所有吾等官吏、醫士、辯護士、銀行員、會社員、一概有負擔之力。若是以上階級。全行免稅則。即於根柢為誤謬耳。個人所得稅。亦行賦課。今又布州制而州為一獨立。從前總督府所辦之事。皆歸州廳管理。各州如有與辦之事。各隨其意。能應辦理。遇有緊急之事。無庸耽延快辦快理。諸君視其所管事體。倘有應增島民之福祉者。度緩急輕重。宜為與辦凡為設備。應節約者。為節約。而有從新事業不妨向前實行。

六、臺灣統治及勸業

州制已布。未知有如何成績。不過高官之數較前增加而已。則不惟反初期之希待。徒增經費。毫無更新之意義耳。惟思近茲三四年間。最為緊要之時也。諸君之事務。涉于多岐多樣。故無論消極積極的事。其所要之經費。與其事之緩急輕重。不可不察量。方纔所說。統治一事。乃為根基也。凡以民庶為基本。所謂天下是天下之天下也。有民衆始有問題焉。凡辦事靡費時日。耽延日久。則招損必多。予願衙署辦事。於殖產勸業上。極為造化之感。然則甘心臺灣現狀耶。予謂不然。予等覺悟一發要猛省之念。去年暮間。予到滿鮮旅行時。視察殖產。此事諸君與主管之諸君。希望竭力協議也。今所說臺灣統治一事。現在世界蕭條。即如臺灣之茶樟腦。全無出口。實於臺灣無比之打擊。其所以打擊者。職由歐米無消耗日本蠶絲之力。樟腦茶

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

亦無消耗之力。砂糖亦然。曾有人云。打戰完時。必增消費之力。即如德國砂糖生產。到底不能恢復原狀。需要多而糖爲將來有望之業云々。考究實情。在歐米之打擊尤甚。無論是誰。不能愛用砂糖。如德國墺太利之兒童。有不能吃乳之窮狀。今由日本義捐救濟。米國亦送巨額之物。以賑救中歐將餓死之兒童。吾等亦臺灣之樟腦茶大宗不振狀態。不得不悲。同時消費國之。無消費力之現狀。不可不察。十一年度之編成豫算。實爲困難。由國費補助州費。亦困難也。然而應該所理之事。必要理妥。因此諸般事業。量緩急輕重。必須斷行整理節約。以應時運之急。如斯打排難關時。今日經濟界之悲境。則變爲將來地方財政之發達也矣。(終)

漢詩及**漢文**

の寄稿を募る

大正十年七月

臺灣時報編輯部

臺灣總督府內務局編纂

臺灣地方制度法規輯覽

●携帶至便小形 ●紙數六百十頁 ●定價一部一圓五十錢郵稅共●內容●第一章州廳郡行政●第二章州及廳地方費●第三章市街庄●第四章區●第五章參考法規の五章に分ち昨年地方制度創始以來の法規全部を集成す

右當所に於て發賣致候に付御希望の向は品切さならざる前至急御申込ありたし

大正十年六月

臺灣總督府內

臺灣時報發行所

振替口座臺灣二〇七〇番

電話府內八九番

Digitized by Google

Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN